

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（素案全体に対する意見）

参考資料 1

No.	意見	理由	委員名	県の考え方	
				対応区分	
1	「児童」と表現しているところと、「子ども」と表現しているところがあるので、統一したほうがよいのではないか。		狩俣みつ穂	③その他	基本的には「子ども」と表現しますが、「児童」と表現したほうがよい箇所もありますので、計画全体を改めて確認します。
2	同じ文言を別の項目にて再度記載する際に、末尾に「(再掲)」と載っているものと、記載のないものがあるので、「(再掲)」記載で統一したほうがよいのではないか。		狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。
3	西暦と年号の併記が必要ではないか。これは全体に言えること。全体的にご確認を。西暦が先の方が分かりやすいが、逆になっている箇所も。		比嘉昌哉	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、全体的に併記します。
4	意見は、提出しましたが、どう修正したり、加筆したりはわからなくて。できれば、話し合いの場があるといいなあと思いました。先日、欠席したので、きっとその際に話し合いがあったでしょうか？理想を掲げるのは大事ですが、特に保育士不足、ミスマッチについては、具体的な政策が必要かと思われる。このままだと保育士は、離職するばかりです。保育の重要性を社会的に知らせることも大事で、社会が子育てを伴走している実感が保護者にもあると生きづらさ、産みづらさ、預けづらさから解放されるし、保育者も社会的地位と処遇がもっとあがるとやりがいも生まれて保育を担ってくれると思います。今、蔓延しているのは、「保育者たちが大事にされていない」感だと思います。子育てを保育園だけに押し付けてはいけなと思っています。そういう、ああいう議論も皆様とできるとこの会に意義があると思います。		ウインフィールドひろみ	③その他	11月以降に第2回以降の子ども・子育て会議を開催予定してまいりますので、引き続きご議論頂ければと思います。
5	文中に、図表番号を挿入。	文中の内容と図表番号を明確にすることで、理解しやすくなると考えるため。	下地敏洋	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。
6	()の各項目で「・」が2つ以上の場合、「ア」や「a」等の文字や記号等に修正してはどうでしょうか。	表記が文字や記号の方が、確認しやすくと考えられるため。	下地敏洋	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。
7	今回の計画を読ませていただく中で、この内容を受けて子どもたちがの権利が守られ、これまで守られなかった部分がエンパワメントされている内容なのかを考えながら読み進めましたが、中にはエンパワメントにはつながらないようなものも感じました。おそらく本計画の内容はこれまでの計画等の内容をそのまま本計画内に活用した文言も多くあるのではないかと感じました。子どもたちが権利の主体であり、これまで奪われてしまった力を取り戻すための計画となっているのか、また部会の中でほかの委員の方と意見を出し合いながら考えていければと思いました。本感想も、全体を拝読させていただき感じたことですので、お伝えします。		上野さやか	③その他	ご意見ありがとうございます。引き続き、子どもにとってよりよい計画となるよう検討してまいります。
8	・不登校支援の一つとして、民間のオルタナティブスクールの拡充。自立支援教室にすら受けないほ引きこもりの不登校の子ども達の居場所作りの強化を		安藤美恵	③その他	引きこもり、不登校の子ども達の支援として、学校以外の民間団体との連携も含めて居場所づくり等を推進してまいります。 また、不登校児童生徒を受け入れる民間施設については、明確な設置基準がないため、実態把握を進めるとともに、連携のあり方について研究してまいります。自立支援室を利用できない不登校児童生徒については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び関係機関と連携して支援を行ってまいります。
9	発達障害、児童精神を診療できる医療機関は県内はほぼゼロの状態。リストに記載されていても、新規受け入れ中止中ばかりです。児童精神科は人員不足ではなく、採算が合わないからです。「不登校、引きこもり、子どものうつの実態を把握し、沖縄県子どもの心ネットワーク事業の充実を図る」などの記載追記をお願いします。		安藤美恵	③その他	ご意見に関しまして、第3章-2-(3)-エに下記のとおり記載しているところです。 エ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 …また、引きこもり状態にある者やその家族等への支援を行うために設置した沖縄県引きこもり専門支援センターにおいて、相談支援、訪問支援等を行うことにより、本人の自立を促進するとともに、引きこもりの実態把握に向けて、市町村との連携体制を強化し、効果的な調査や支援が行える体制づくりに取り組みます。…

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（素案全体に対する意見）

参考資料 1

No.	意見	理由	委員名	県の考え方	
				対応区分	
10	子どもシェルター設立検討ください。6に書いた子育て短期支援事業とも重なりますが、子どもが自ら利用できる無料の宿泊施設の設置を希望します。ひとり親家庭の子どもで、親が病院に置き去りにし、困るケースがあります。見相は保護所が空いていないから、と保護してくれません。親が迎えに来るまで、ご飯もないため、病院職員が自腹でお弁当を買ってあげたりしている現状があります。		安藤美恵	③その他	ご意見にある、子育て短期支援事業には、ショートステイとトワイライトステイの2つの形態があり、同事業を効率的に活用できれば子どもが孤立することがないように対応ができるものと考えています。しかし、現在同事業を活用する市町村が少ないという課題もあるため、県では、市町村に対する周知に努めており、里親家庭を活用したショートステイ事業を実施する市町村等が徐々に増加しているところです。県としましては、児童相談所や市町村と連携し、子どもが孤立した際の支援体制や仕組みを構築するとともに、引き続き、子育て短期支援事業の利用促進、児童相談所による適切な一時保護に取り組んでまいります。
11	政府から、次期障害児福祉計画について、1、障害のある子ども本人の最善の利益の保障、2、子どもと家族のウェルビーイングの向上、3、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進、という障害児支援の方向性が提示されている。家族支援を重要視する方向性もある。そのための具体的な取り組みとして、専門性に基づく支援の充実と、地域社会におけるインクルージョン体制の推進が挙げられると考えるが、前者は、より高い専門的な支援が展開されるよう、関連機関が連携した総合的な横断的な支援を強化することが必要であり、国の施策としては、地域の児童発達支援センターを中心とした連携体制の整備を求めている。県内でも勧めている現状がある。これは、市町村単位または一定の圏域で設置するよう、障害福祉計画と障害児福祉計画に関する基本指針でも定められているので、本計画にも盛り込んだ方がよいのではないかと考える。児童発達支援設置ガイドラインにも、専門性に基づく地域支援の充実のために児童発達支援の充実を図ることは明記されている。後者については、47ページ4行目にあるように、インクルージョン体制の推進について、障害児の特性に応じた合理的配慮を進めること、学校等への一般施策の中で、子育て支援策全体の中で、障害児のインクルージョンを推進していく方向（基本方針）があることを明記してはどうか。その上で、5行目～10行目の文章があると、方針から施策（取り組み）へのつながりがわかりやすいと思われる。		勝連啓介	①意見を踏まえ修正	児童発達支援センターについては、国の障害児福祉計画に関する基本方針（令和5年5月19日）に掲げられて、県はその設置促進に向け取り組むこととしていることを踏まえ、児童発達支援センターの設置促進に関する取組について、3章1-(4)-ア-③において、以下のとおり記載したいと考えています。 ・市町村において地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、児童発達支援センター等を設置し、支援体制を整備する必要があり、県においては市町村を包括する広域的な見地から市町村をサポートすることで、設置促進に取り組めます。 また、県教育委員会においては「沖縄県特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育を推進していることから、3章1-(4)-ア-⑤について次のとおり追記します。 ・沖縄県特別支援教育推進計画を踏まえ、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に向けて…
12	第2章の現状と課題と第3章の重要施策のつながりが明確ではない。例えば27頁14行～ひとり親家庭の課題の記載があり、…取り組みを拡充する必要がある、一層取り組みが必要とあるが、84頁21行～ひとり親家庭への支援では、ただ支援策を網羅しているだけで、課題を踏まえてどのような施策により力をいれていくのか伝わらない。また、84頁21行のタイトルはひとり親家庭への支援となっているが、内容はひとり親家庭等や生活困窮者家庭や子育て世帯の親と主体が様々であるのでタイトル部分を修正するか、ひとり親家庭とその他を分けるべきではないか。実際に、85頁7行～の就労支援等については、もともとひとり親家庭に特化していた支援だが、対象を拡大したことで、ひとり親家庭の支援としては、後退しているのではないかとと思われる。対象ごとに課題をきちんと分析して、これまでの施策に加えて何を行うのか、メリハリのある整合性のあるものにしなければ新しい計画を作る意義が薄れてしまうと思う。		与那嶺清子	①意見を踏まえ修正	第3章の重要施策については、ご意見も踏まえ、各項目毎に施策を行う必要性等を追記するよう、全体的に修正を行っております。これにより、各施策や取組の必要性がより明確になるものと考えております。 また、「ひとり親」については、ご意見も踏まえ、記載内容を全体的に修正を行います。
13	子ども・若者の支援を通じた地域づくりをすすめる必要がある。支援をうけても最終的には子どもも世帯も地域に戻っていくので、地域が取り組むことももっと分かりやすくいれてほしい。		宇根美幸	②原文どおり	地域づくりについては、別計画（第四次沖縄県生涯学習推進計画）にまとめており、今後も地域づくりにつなげる学習機会の充実を図ってまいります。
14	北部三村においては、児童デイサービスが不足している（現在1カ所のみ）。専門分野において療育やSSTが必要な子どもについては、必要な必要な支援を受けられていない。資源の足りない地域に足りない資源設置（誘致）できる検討も必要。広域で設置する提案などふくめて県としても積極的に進める検討してほしい。		宇根美幸	③その他	障害福祉サービスの必要量は市町村ごとで推計しており、県は必要量を確保することを基本として事業所指定を行っています。障害福祉サービスの確保については、市町村と十分連携を図りながら、地域のニーズを踏まえ必要量の確保に努めてまいります。
15	子ども・子育て支援制度 子ども大綱では「子ども」「子育て」に統一しているようです。	従来の施策では「子ども」という表記も見られますが、用語の統一を図った方がよいと思います。全体を通して要確認。	井村弘子	①意見を踏まえ修正	原則、「子ども」表記で統一しますが、法令や事業名等の固有名詞に関しては、漢字表記としております。

沖縄県こども計画（仮称）（素案たたき台）に係るこども・子育て会議委員意見に対する対応方針（素案全体に対する意見）

参考資料 1

No.	意見	理由	委員名	県の考え方	
				対応区分	
16	各市町村に、出産から子育てに役立つ情報ブックのようなものの作成の推進など、県から働きかけることはできるのでしょうか。宮古島市で発行している「わくわく子育てブックHappy」は、子育てに関する制度や地域の情報などを網羅しており、県内の全市町村でこのような子育てブックがあると、より安心して地域で子育てがしやすくなるのではないかと考えます。		狩俣みつ穂	③その他	令和6年度は、次期県子ども・子育て支援事業支援計画の改正にあたり、市町村ヒアリングを実施中ですが、市町村においては、宮古島市の事例のように子育てブックを作成しているところもあれば、ホームページ上のみでの紹介、各種施策の総合的な情報提供、アプリやSNSでの情報発信など、様々な方法で情報を提供しております。 市町村における母子保健事業に係る情報提供等の取組に対し国の補助事業もあることから、市町村において地域のニーズや実情を踏まえた効果的な周知広報を行うことができるよう、活用可能な補助事業の周知を行うとともに、先進的な取り組み事例等について情報共有を図ってまいります。
17	市町村レベルでこども家庭センターの設置が進んでいるが、県としての期待や課題等の基本的な方向性がこども施策の中心にあれば、より議論の精度が高まるのではないかと考えます。		松本大進	③その他	こども家庭センターは、妊娠・出産・子育ての各段階で子育て世帯を包括的に支援する重要な役割を担うことから、全市町村への設置促進に向け取り組んでいく必要があると考えております。このため、第3章第1節(5)-ア-②「こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待予防の取組強化」及び第3章第2節(1)-ア-①「こども家庭センターによる切れ目のない支援」に市町村による、こども家庭センターへの設置を促進する旨記載することとしております。
18	こどもの貧困対策という名称自体が、本当に困っている子ども達が生きづらい環境を作り出しているのではないかと考えます。こども食堂なども、貧困の課題を抱えた子ども達が行く場所というレッテル貼りをされることで、思いのある支援者がたくさんいて、そのような場所がたくさん開かれているにもかかわらず、利用者が減っているという現状もある。この名称とは違う何かで、すべての子どもが自分らしく気持ちよく育つ環境が作られるように発信できると良い。また、このこども・子育て会議がその一端を担う集まりになってほしい。		山田照子	③その他	こども食堂のような狭義の居場所については、所得等に限らず利用できることとしており、貧困対策といった表現は避けているところですが、ご指摘のとおりイメージを持たれていることは否認しません。 引き続き、こどもにとってもそれぞれが居場所と感じられる場や機会、空間、人との関係など、多様な居場所づくりに取り組んでまいります。 ※多様な居場所づくりについては、「第3章こども施策に関する重要施策 2ライフステージ別の重要施策 (2)学童期・思春期」においても記載
19	審議事項の結婚・出産の中にある不妊症や出産に対する支援について、20年以上相談事業等を行っている。保険診療になるなど、状況は変化しているが、実際には見直しが進まず、同じようなことを続けている。既存の事業を見直さないと、予算が膨らむだけで、意見を聞いても実行できないことが多くなるため、沖縄県で既存事業の見直しをやっていただきたい。		徳永義光	③その他	妊娠や出産には適切な時期があり、健康であることも大切であるため、望む人に将来の健やかな妊娠・出産をつなげていくためには、若いうちから正しい知識を得て、自分のライフプランに適した健康管理を意識し、より質の高い生活を送ることが重要と考えております。このため、県においては、性等に関する正しい知識の習得とプレコンセプションケアの推進を図るため、発達段階に応じた性教育や性感染症や不妊・不育、避妊等女性の悩みに医学的・心理的な側面からの相談支援に取り組むこととしております。
20	前回の会議（こども・子育て会議）にて、沖縄では、深刻な待機児童とその背景にある保育士不足の深刻さが指摘されているが、待機児童ゼロという格差のない保育環境の実現ができていない。まずは、黄金っ子応援プランで進められてきた計画を検証し、委員へフィードバックしてほしい。また、これからの保育現場では、「こども誰でも通園制度」や、保育士の配置基準の変更に伴い、保育士不足のさらなる深刻化が危惧される。地域における共同保育の方針や、保育士の負担軽減と処遇改善に関する厚生労働省の方針も参考にして、沖縄県の格差なき保育環境の実現と、喫緊の課題である保育士不足の解消に取り組む必要があると考えている。		末広尚希	③その他	黄金っ子応援プラン（第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）に関する検証に関しては、第2回こども・子育て部会においてご説明させていただきます。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
1	表題	・沖縄県子ども計画	修正	・沖縄県子ども・若者計画	・「子ども」だけだと、どうしても「乳幼児期と学童期、思春期」を連想してしまう。対象年齢が30未満であるならば、「若者」ということを明記した方がよいと考えます。	金城伸子	③その他	名称については、ご意見も踏まえ引き続き検討していきます。
2	表紙	仮称：沖縄県子ども計画	修正案	①「子どもの明るい未来計画」 ②「子ども未来サポート計画」		松谷香	③その他	名称については、ご意見も踏まえ引き続き検討していきます。
3	1	計画策定の趣旨		本計画の必要性が今ひとつわかりにくい。「沖縄県子どもの貧困対策計画」や「黄金っ子応援プラン」との関連性も含めて、本計画の意義を抽象的ではなく具体的な表現で示すべきではないか。（場合によっては図式等も入れてもよいのではないか） 全体を見ても、前述の2つの計画との違いがわからない。同じ施策、これまでと同様の施策をただ繰り返しているように感じる。		与那嶺清子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、第1章-4・計画の位置付けへ図を挿入しました。
4	1	5～22 計画策定の主旨	修正	「子どもの貧困」の子どもの表記	法律・条例等の名称以外は、国もひらがなで「子ども」と表記する様になっているため、合わせても良いのではと感じたため。	上野さやか	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。
5	1	11 子どもの将来が	追加	子どもの現在と将来が	2019年改正子どもの貧困対策法から「将来」に加え、「現在」が明記されている。	山野良一	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。
6	2	7～25 2 基本理念	修正	基本理念の「生き生きと暮らせる」の部分を「将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる」としてはどうか。「社会の一番の宝である沖縄の子どもたちが将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる」「誰一人取り残さない子どもまんなか社会」の実現を目指します。とすることを提案いたします。	「沖縄の目指す社会」のⅢに将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる」とありますが、他のⅡ、Ⅳに比較してやや抽象的であること、どちらかという理念として一番に示した方が良い言葉ではないかと考えます。	銘苅桂子	②原文どおり	基本理念は、あらゆる方にとって分かりやすく受け入れやすい表現である必要があると考えております。特に冒頭で示している理念は、文書や口頭でも多用するため、分かりやすく端的な表現とし、個別に示している4つの社会像において補足する形式としています。 「ウェルビーイング」という概念と用語は、まだ多くの方々に浸透しているとは言い難いものではありますが、重要な観点だと捉えておりますので、個別Ⅲにて用いたいと考えております。
7	2	13 子どもが意見を表明し、...	追加	子どもが意見を表明し、それを尊重することが重要である。その環境を社会（大人）が用意することで、子どもが社会に参画する機会が、...	子どもが意見を表明するだけでは不十分である	比嘉昌哉	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 1. すべての子どもたちが権利の主体として尊重され、子どもの最善の利益が優先されるとともに、子どもが意見を表明し、その意見が尊重され、社会に参画する機会が確保される「子どもまんなか社会」
8	2	24 ・望む人誰もが喜びや生きがいを感じながら、安心して子どもを産み育てることができ、	修正	・望む人が安心して子どもを産み育てることができ、誰もが喜びや生きがいを感じながら...	・初見で読むと、「望む人」が「誰もが喜びや生きがいを感じながら」にかかっているように解釈される可能性があるため。	金城伸子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 IV. 子どもを望む人誰もが、喜びや生きがいを感じながら、安心して子どもを産み育てることができ、仕事と家庭の両立と所得向上が実現できる社会
9	2	24、25 2 基本理念	修正	「仕事と家庭の両立と所得向上の実現により、望む人誰もが喜びや生きがいを感じながら、安心して子どもを生み育てることができる社会」とすることを提案いたします。	沖縄で安心して子育てできない大きな理由としては低所得であることと思います。そこを解決することで望む人誰もが喜びや生きがいを感じながら、安心して子どもを生み育てることができるようになると考えます。	銘苅桂子	②原文どおり	どの所得層であっても、安心して子どもを産み育てる環境を目指していきますので、記述の順番は原文どおりさせていただきます。（No.8のとおり一部修正）
10	2	26 ・記載なし	追加	子どもたちが困難な状況に陥ったとき、自ら助けを求める力を育める教育や支援環境を整えるとともに、子どもの心身が健全に成長できる「心の安全基地」を築ける社会	・各種問題の深刻化を防ぎ、負の連鎖を止めるためには、子どもが安心して成長し、必要な時に適切な支援を受けられる社会が必要であり、大人一人ひとりが子どもの心の安全基地としての役割を認識する必要があると考えるため。	山田照子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、基本方針において以下のとおり修正します。 (4) 子どもの現在と将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが健やかに成長できるよう、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけた上で、特性やニーズに応じたきめ細かな支援と安全・安心な居場所づくりに取り組むほか、離島を含めどこにおいても必要な支援が受けられる環境の整備や、課題が表出している子どもへの支援と併せて保護者への支援に取り組めます。また、切れ目なく、予防的な関わりや支援が届きにくい子どもへの取組を強化するとともに、困難に陥った場合でも支援を求めることができる環境の整備など、貧困を含めた困難な状況の連鎖の防止に取り組めます。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
11	2~3	2 基本理念と3 基本方針	追加	子どもが夢や希望をもって成長していけるような社会の実現をめざすことを理念と方針に掲げていただきたいと考えます。IVがそれに近いように見えますが、単に仕事や家庭の両立と所得向上ではなく、アジアの中心となる新たな雇用産業の創出(AI等)や企業誘致、沖縄で活躍する国際性豊かな人材の育成、男女共同参画の実現など、SDGsとも連携し、若者が沖縄で活躍したいと思える社会の実現を理念とすることを提案いたします。	基本理念と方針に、貧困などの現状課題の解決のみならず、未来志向の1文が入ることを検討してもらいたいと思います。	銘苅桂子	②原文どおり	ご指摘の社会の実現については、子ども施策にとどまらず、沖縄が目指す社会として、県の総合計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」において記述しているところです。「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の個別計画である子ども計画においては、子ども施策として目指す社会に特化して示したいと考えております。
12	2~3	2 基本理念と3 基本方針	追加	(再掲)子どもが夢や希望をもって成長していけるような社会の実現をめざすことを理念と方針に掲げていただきたいと考えます。IVがそれに近いように見えますが、単に仕事や家庭の両立と所得向上ではなく、アジアの中心となる新たな雇用産業の創出(AI等)や企業誘致、沖縄で活躍する国際性豊かな人材の育成、男女共同参画の実現など、SDGsとも連携し、若者が沖縄で活躍したいと思える社会の実現を理念とすることを提案いたします。	(再掲)基本理念と方針に、貧困などの現状課題の解決のみならず、未来志向の1文が入ることを検討してもらいたいと思います。	銘苅桂子	②原文どおり	ご指摘の社会の実現については、子ども施策にとどまらず、沖縄県が目指す社会として、県の総合計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」において示しているところです。「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の個別計画である子ども計画においては、子ども施策として目指す社会に特化して示したいと考えております。
13	2	28-37 すべての子どもたちは、…性犯罪や性暴力などのあらゆる権利侵害から子どもを守る取組を進めます。さらに…社会全体で共有していきます。		子どもが性犯罪や性暴力の加害者・被害者、傍観者にならないための具体的に有効性ある取組を推進していただきたい。	沖縄県において、子どもが被害や加害に関わる実際の事件等が発生しており、これを根絶するために非常に重要である。	泊真児	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(6)-ウ-②に「性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせない」に修正します。
14	3	6 表明された意見について、、、	追加	表明された意見について、まずは個々の子どもの思いを受け止めることが重要である。その後、様々な機会を通して子どもたちの意見を子ども施策へ、、、	上記と同様。代表・一般の子どもたちのみではなく、より配慮が必要な子どもへの目配り。	比嘉昌哉	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (2) 子どもや子育て当事者の視点を尊重し、子どもが自らの意見を形成することを支援し、その意見を表明する場や機会をつくり、主体的に社会に参画する環境づくりに取り組んでいきます。また、様々な状況にあって声を聴かれにくい子どもへの配慮を行いつつ、 表明された意見を尊重し、子ども施策への反映とフィードバックを行い、目指すべき社会の実現に向けて子どもとともに取り組んでいきます。
15	3	18 子どもの将来が	追加	子どもの現在と将来が	2019年改正子どもの貧困対策法から「将来」に加え、「現在」が明記されている。	山野良一	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり追記します。(N.10のとおり)
16	3	24 届きにくい子どもへの支援を強化	修正	「支援の届きにくい子どもへの取り組みを強化」へ修正	「届きにくい子ども」だと「何が届きにくいのか」主語が明確でないと感じたため。	上野さやか	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり追記します。(N.10のとおり)
17	3	26 ・記載なし	追加	素案たたき台部分に記載がないため、下記文章を追加。 ・各市町村のニーズに応じて、支援を補完できるような体制を構築します。	市町村の置かれた状況に応じて、支援の人員配置や実施状況は濃淡がでうる。例えば、国の支援と連動して、子どもセンター設置や、ひきこもり関連施策が進んでいるが、市町村の状況に応じて設置や事業推進状況に違いが今後現れてくると思われる。誰一人取り残さないためには、地域のニーズに応じて、市町村との協議をしつつ、足りない支援を県が補完することが必要と考えるため。	松本大進	③その他	当該計画に示している子ども施策は、県、市町村(さらには国、民間団体、企業も含め)の連携・協働が不可欠だと考えます。ご指摘のように、市町村での実施状況に濃淡が生じる場合の取組としては、県が補完することだけでなく、県が市町村を支援することや、国が支援・制度化するなど、様々な手法が考えられます。それぞれの施策において、状況に応じた支援体制の構築に取り組んでいきたいと考えております。なお、県、市町村等の連携・協働については、基本方針⑥にて記載しています。
18	3	29 3 基本方針	確認	(5)個人の自由な意思決定に基づき、それらを臨む場合には「それら」とは何を指していますか？		銘苅桂子	②原文どおり	結婚・出産・子育てを指しています。
19	3	30 ・誰もがどこでも安心して子どもを産み育てることが…	追加	・望む人誰もがどこでも安心して子どもを産み育てることが…	基本理念のIVに、「望む人」を明記するのであれば、こちらも同様に記載した方がよいと考えます。	金城伸子	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり追記します。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
20	4	3	・記載なし	追加 素案たたき台部分に記載がないため、下記文章を追加。 ・支援を要することもやその保護者を支援する人材育成があつて初めて、上記3、4、5における支援や環境整備が十分なものとなることから、本計画における子どもの支援に関わる人材育成については、施策横断的に、可能な限り、統合的・体系的な人材育成とし、カリキュラムの全体像を示すなどし、より効果的な人材育成の体制構築に取り組みます。	本計画で取り組む予定の事業は多岐にわたり、それぞれの施策単位、事業単位で支援者向けの人材育成の予算が配分されている。しかし、本計画における子どもや保護者が抱える課題は分野横断的に多岐にわたることから、本計画における子ども支援の人材育成は、基礎的な事柄をおさえつつ、多様な学びを分野横断的に進める必要がある。そのため、効果的な人材育成の実施のためには、分野横断的かつ施策横断的な、経験別かつ体系的な人材育成の地図(カリキュラム)があることが望ましい。各支援者がどこに向けて何を学んでいるかを把握できる全体像があり、各事業で実施する研修はカリキュラムのどこをカバーしているのが把握されることで、参加する支援者にとっても、事業実施する事業者にとっても、効果的な研修の実施となる。	松本大進	③その他	ご指摘のとおり、子ども施策に係る人材育成やキャリアプランの形成については、分野を横断して取り組み、効果的な人材育成と人材確保に努める必要があると考えます。 人材育成については、第5章・子ども施策を推進するために必要な事項一2・子ども施策の共通の基盤となる取組一②子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援 に記載しております。
21	4	11	また、父子並びに寡婦福祉法、、	追加 母子及び父子並びに寡婦福祉法、、	誤植	比嘉昌哉 与那嶺清子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。
22	4	24	対象とする子ども	追加 本計画に基づく施策の対象とする子どもとは「心身の発達過程にある者」と定義し、子どもの年齢については～（以下同じ）。	計画の中で「子ども」の定義が明確に示されていないので、子ども基本法の定義である「心身の発達過程にある者」という内容も含めた方がより具体的にになると感じたため。	上野さやか	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。
23	4	26	・本計画における子どもの範囲は、	追加 ・本計画における子ども・若者の範囲は、	・上記1の理由に同じ	金城伸子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。
24	4	26	0歳からおおむね30歳未満とし・・・	追加 子ども基本法では、年齢の定義はない。沖縄子どもの貧困対策計画にも年齢の定義はないが、本計画において年齢定義を設けた理由及びおおむね30歳未満とした理由は何か。基本理念として、望む人誰もが喜びや生きがいを感じながら・・・とするのなら、年齢制限を設ける必要があるのか。また、第3章の重要施策を見ると、対象者は30歳未満とは限らない。整合性はどうか。		与那嶺清子	③その他	年齢区分については、子ども大綱を勘案し、記載しております。
25	10	6～7	「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている	修正 保育、教育無償化に伴い0歳児～18歳まで無償であれば約2400万円税金を使用している。ということは、付け加えてはいかが。		ウィンフィールド ひろみ	②原文どおり	国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査を典拠としているため、原文どおりとさせていただきます。
26	11.1 7.28			修正 子ども・若者を取り巻く現状と課題の部分には、本県の取り組みの記載があるが、子育て環境の現状と課題、子どもの貧困を取り巻く現状と課題の部分には取り組みの記載がない。統一して取り組みも入れるべきではないか。		与那嶺清子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、取組について記載します。
27	11	6	平成27年(2015年)	修正 2015(平成27)年	上記の指摘と同様。通常は平成27(2015)年と年を2回記載しないのではないかと。逆にする方がいい。	比嘉昌哉	②原文どおり	21世紀ビジョン基本計画等の他計画と同様に、元号(西暦)の表記で統一します。
28	11	12～23	ミスマッチ、保育士の確保の課題	修正 待機児童解消に力を入れすぎたためのミスマッチが起きている		ウィンフィールド ひろみ	②原文どおり	本県の保育所等は、施設整備が一定程度進められ、定員充足率についても全国的に高い状況となっております。(神奈川県や大阪府、兵庫県等の都市部に次いで全国6位(92.3%、全国平均88.8%)) 国の自治体アンケート調査によると、保育所入所申込者数が見込みを下回った理由として、①就学前人口が想定以上に減少、②育児休業を予定より長く取得する保護者の増加が主な理由としてあげられており、本県においても地域によってはそのような状況がみられるところですが、市町村をまたいだ広域利用による既存施設の活用などに取り組んでいるところです。
29	12	1～16		修正 矛盾している保育園増設及び保育士不足、11時間開所保育時間の歪などが保育士確保に苦慮している		ウィンフィールド ひろみ	②原文どおり	県民の高まる保育ニーズに対し、保育士の確保は大きな課題となっております。このため、県においては、子ども・子育て支援制度に基づく賃金の改善や年休等取得のための代替保育士の配置支援等、保育所の処遇及び労働環境の改善に取り組んでいるところです。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方		
No.	行	素案たたき台					対応区分		
30	12	6		・本県は2.89倍と高く、	修正	・本県は2.89倍(?)と高く、	・記載ミスでしょうか？	金城伸子	①意見を踏まえ修正 御指摘のとおり訂正いたします。「2.89倍→2.89倍」
33	13	27~		(4)放課後児童クラブの現状と課題		有料の放課後児童クラブは、生活の厳しい世帯にとってはその捻出が厳しい現状にあるが、無料で誰でも利用しやすい「児童館」を各小学校区への設置の促進についても、検討していただけないか	児童館の設置の促進についての記載がどこにもなかったため、この項目に意見として書かせていただきました。	狩俣みつ穂	②原文どおり 子どもの居場所については、地位資源も活用しつつ、地域の実情に応じて基盤・環境整備を行っていく必要があると考えております。これを踏まえ、第3章「2ライフステージ別の重要施策」 「(2)学童期・思春期 イ多様な子どもの居場所づくり」の項目において、次のとおり記載しています。 「…地域のニーズや実情を踏まえ、児童館や公民館等既存の地域資源を活用する等して、多様な子ども・子育て環境の充実に取り組む」、「学校施設や児童館など公的施設の活用を含む放課後児童クラブの計画的・効率的な整備を促進するとともに…」
34	13	36		クラブに登録できていない自動が	追加修正	待機児童(利用(登録)できなかった児童)が	・表現が分かりにくい/誤解を招く ・厚生労働省「放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性」の表現を引用しました	崎間由香子	①意見を踏まえ修正 ご意見等を踏まえ、次のとおり修正します。 「…待機児童(利用できなかった児童)数が高止まりの状況にある…」
34	13	37		・いない自動が高止まり状況にあるほか、	修正	・いない児童が高止まり状況にあるほか、	・記載ミスでしょうか？	金城伸子 上野さやか 井村弘子	①意見を踏まえ修正 ご意見等を踏まえ、次のとおり修正します。 「…待機児童(利用できなかった児童)数が高止まりの状況にある…」
34	13	37		自動	誤字修正	児童数		安藤美恵	①意見を踏まえ修正 ご意見等を踏まえ、次のとおり修正します。 「…待機児童(利用できなかった児童)数が高止まりの状況にある…」
35	14	11		保護者の多様な保育ニーズに対応していくため	追加	多様なニーズとは具体的に何なのかを記載したほうがいい		ウィンフィールドひろみ	②原文どおり ご意見については、2章2-(6)-ア「認可外保育施設の現状と課題」の冒頭3行に以下のとおり記載しております。 「…保育所へ入所できなかった児童の保護者だけでなく、年度途中の児童の受け入れや保育時間等への柔軟な対応、特色ある教育方針など、…」
36	14	17~19		同年10月以降は指導監督基準を満たさない施設は無償化の対象外となることから、指導監督基準の達成に向けた取組が必要となっている。		もし、10月までに指導監督基準に達しなかった施設に通う児童の保育料の負担はどのようになりますか。		狩俣みつ穂	③その他 当該施設が無償化の対象外になると保育料については、自己負担になります。無償化対象外になる可能性が高い施設については、施設からその旨、保護者に説明していただくよう通知しているところであり、また各市町村から対象となる保護者への説明及び認可園若しくは無償化対象認可外保育施設への転園の意向確認を行い対応しているところであります。
37	14	21		障害児・医療的ケア児等への～	修正	障がいを持つ子ども・医療的ケアを必要とする子ども～	計画の構造は、基本理念-基本方針-個別課題とつながっているため、障害児・医療的ケア児と表記するよりも、「子ども」に統一した方が良いと考える。	勝連啓介	①意見を踏まえ修正 他施策での表記と合わせるなど全体的なバランスを見据え、修正したいと考えます。
38	15	2		そのご家族からの相談	修正	その家族からの相談	「ご家族」ではなく「家族」という文言に統一する方がよいのでは？	井村弘子	①意見を踏まえ修正 他施策での表記と合わせるなど全体的なバランスを見据え、修正したいと考えます。
39	15	15		一貫した支援を実施するうえで	修正	一貫した支援を実施するうえで(？)		狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正 誤字のため修正します。
40	15	21・27		保幼こ小連携促進	追加	公立幼稚園から移行した認定こども園を含む沖縄県独自の体制である保幼こ小連携促進	一般的な「保幼小連携」でなく「保幼こ小連携」という名称を用いるのであれば、何らかの説明が必要では？	井村弘子	①意見を踏まえ修正 文科省の「架け橋プログラムの実施に向けての手引き」では、「保育所、幼稚園、認定こども園と小学校(以下、『幼保小』という)」と記載されていますが、都道府県及び市町村によって、「保幼小」「幼小」「保こ小」等、地域の実態に即した表現を使用しています。本計画では、一般県民にわかりやすい表現とするため、2章-2-(8)-アに次のように説明を追加します。 「保幼こ小連携(保育所、幼稚園、認定こども園、小学校がつながり、子どもの発達や学びの連続性を大事にした教育活動)にあたっては」
41	15	27		「保幼こ小連携にあたっては、…」		一般県民も目にする計画であり、「保幼こ小」が何の略なのか、初出の文章中に説明が必要だと考えられる。	一般県民にとって分かりやすい内容とするため。	本村真	①意見を踏まえ修正 文科省の「架け橋プログラムの実施に向けての手引き」では、「保育所、幼稚園、認定こども園と小学校(以下、『幼保小』という)」と記載されていますが、都道府県及び市町村によって、「保幼小」「幼小」「保こ小」等、地域の実態に即した表現を使用しています。本計画では、一般県民にわかりやすい表現とするため、2章-2-(8)-アに次のように説明を追加します。 「保幼こ小連携(保育所、幼稚園、認定こども園、小学校がつながり、子どもの発達や学びの連続性を大事にした教育活動)にあたっては」

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
42	15	32	追加	無償化でどれぐらい予算を費やしているのかを明確にしたほうがいい	令和元年10月からの無償化はどのような成果をもたらしているかを追加して欲しい。	ウィンフィールドひろみ	①意見を踏まえ修正	ご指摘を踏まえ、2章2-(1)において、無償化の効果について以下の内容を加筆しております。「無償化実施後の国の保護者に対するアンケート調査では、「無償化により保育施設等に通いやすくなった」、「早期に通わせることにした」、「家計に余裕が出た」「理想の子ども数が増えた」など肯定的な評価がなされており、無償化は、幼児教育・保育を受ける機会の拡充、保護者の負担軽減、少子化対策につながっているものと思慮される。」
43	15	32・35（以降も）	修正（確認）	子ども大綱では「子ども」「子育て」に統一しているようです。	従来の施策では「子ども」という表記も見られますが、用語の統一を図った方がよいかと思います。全体を通して要確認。	井村弘子	③その他	原則、「子ども」表記で統一しますが、法令や事業名等の固有名詞に関しては、漢字表記としております。 ○子ども・子育て支援法、○子ども・子育て支援新制度 ○都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、○市町村子ども・子育て支援事業計画
44	11.1 7.28			(再掲)子ども・若者を取り巻く現状と課題の部分には、本県の取り組みの記載があるが、子育て環境の現状と課題、子どもの貧困を取り巻く現状と課題の部分には取り組みの記載がない。統一して取り組みも入れるべきではないか。		与那嶺清子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、現状と課題に加えて取組について記載します。
45	17-27			困窮家庭やひとり親世帯への支援・相談体制の充実を徹底してもらいたい。	現状と課題の各種データに見られる通り、貧困や家庭状況によって、子供が適切かつ十分な家庭的養育を受けられないケースへの対応、および、そうした家庭を1件でも減らすための教育や啓発が、子どもの健全な成長・発達を促し、社会に貢献しうる大人にしておくために必要と考える。	泊真児	②原文どおり	困窮世帯への支援・相談体制については、第3章第4節に県政の最重要課題である、子どもの貧困対策の中で、ライフステージに応じた施策として、ごともやその保護者に対する各種支援について記載しております。委員のご意見のとおり困難を抱える子育て家庭に支援を届け、子どもたちが健全に成長していける社会を実現するため取り組んでまいります。 また、ひとり親世帯の支援・相談体制については、3章3-(4)にも記述しております。県では引き続きひとり親世帯の生活の安定及び自立支援に取り組んでまいります。
46	17~35		修正検討	文中に図表番号の表示がない。	文中の内容と図表番号を明確にすることで、理解しやすくなるため。	下地敏洋	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。
47	17	2~4	修正	(1)困窮世帯の割合等 ア 現状 ア) 困窮世帯の割合	項目の立て方、他の章(36頁)と異なるので、統一を(複数の計画を組み合わせたため生じたスレでは)。現行のア、イ、ウ、(ア)、(イ)、(ウ)ではわかりづらい。	比嘉昌哉	①意見を踏まえ修正	統一し、なるべく分かりやすい表記にします。
48	18	4	修正?	ひとり親世帯では、電気料金を除き、沖縄県が低くなっている。	(例)ひとり親世帯では、いずれも全国と比べて、沖縄県は低くなっている。	狩俣みつ穂	③その他	グラフを最新のデータに差し替えます。
49	19	6~	修正	イ 課題	前段の「ア 現状」は所得や生活に関する内容のなか、課題に挙げている内容との繋がり分かりにくい。ここに記載されている課題の内容は、21頁からの「(3)教育環境」での課題として記載した方がよいのではないか。	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	第2章課題については、表記の統一を含め、修正します。
50	19	19	追加	引き続き低減に取り組む	引き続き利用料の負担低減に取り組む	井村弘子	①意見を踏まえ修正	ご指摘を踏まえ、放課後児童クラブについて2章2-(5)の現状と課題に記載しております。
51	19	24	追加	いく必要がある。	また、既存の塾や習い事、スポーツクラブなども子どもたちの居場所として活用することを進めている必要があり、費用負担軽減のあり方についても検討する必要がある。	宇根美幸	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり、子どもの居場所は、子ども食堂のような狭義の子どもの居場所に限らず、あらゆる場や機会、空間が子どもの居場所になると考えます。子どもの居場所としての活用推進については、「第2章子ども・若者を取り巻く現状と課題」ではなく、「第3章子ども施策に関する重要施策 2ライフステージ別の重要施策 (2)学童期・思春期」(3章2-(2)-イ①)において記載したいと考えます。3章2-(2)-イ①多様な子どもの居場所づくりに、以下を追記しています。「併せて、放課後児童クラブや学習塾など、様々な施設や地域の資源が、子どもにとって居場所になることから、利用料負担の軽減を図るなど、子どもたちの多様な居場所づくりに向けて取り組んでまいります。」

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
52	20	20	追加	世帯自身での申請が困難な場合は、スクールソーシャルワーカー、貧困対策支援員なども連携して窓口の同行支援や世帯訪問を行うなど保護者支援も必要。	制度を効果的に実施すると同時に対象者が申請しなければ効果を期待する事は出来ない。保護者支援も必要。	宇根美幸	①意見を踏まえ修正	市町村が地域の实情に応じて配置している、子どもの貧困対策支援員は保護者への支援として制度へのつなぎなども行っていることから、このような役割を明確にするため、3章4-(1)-ア-①つながる仕組みの構築の中に、以下の一文を追加します。 「地域の貧困状況を把握し、関係機関との情報共有や子ども及びその保護者を各種支援や制度につなげるための調整等を行う、子どもの貧困対策支援員の配置を促進するとともに、～」
54	20	23		促進に取り組むとともに、支援員の質の向上や活動しやすい環境づくり	「と定着にむけて」を追加	宇根美幸	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、2章-3-(2)-イに「定着、処遇改善に向けた」を追記します。 また、貧困対策支援員は市町村が配置するため、処遇改善を行うかどうかの判断は市町村にあるため、県では、3章-4-(1)-ア-①「つながる仕組みの構築」において、県事業として実施している、貧困対策支援員等に対して助言等を行うコーディネーターの配置や、体系的な研修を行うことで支援員の資質向上を図り、それにより市町村が継続雇用及び処遇改善を判断していくものと考えております。一方で、待遇面等から支援員の入れ替わりが頻繁に行われているような実態もあり、一定の質を確保した継続的な支援に課題があると認識していますので、支援の専門性向上及び持続的運営を図るために研修等を実施し資質向上に努める旨の文言を追記したいと思います。
54	20	23	修正	支援員の質の向上や活動しやすい環境づくり	社会的に人材不足が課題となる今、支援する方々が課題解決に集中でき且つ生活の質を保てる報酬でなければ優秀な人材は確保できない。当該支援員のみならず重要課題解決に充てた人的支援にまつわ会計年度雇用を含め待遇改善をしっかりと明記していかなければ、計画実行そのものが危ぶまれると考えます。	喜屋武裕江	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、2章-3-(2)-イに「定着、処遇改善に向けた」を追記します。 また、貧困対策支援員は市町村が配置するため、処遇改善を行うかどうかの判断は市町村にあるため、県では、3章-4-(1)-ア-①「つながる仕組みの構築」において、県事業として実施している、貧困対策支援員等に対して助言等を行うコーディネーターの配置や、体系的な研修を行うことで支援員の資質向上を図り、それにより市町村が継続雇用及び処遇改善を判断していくものと考えております。一方で、待遇面等から支援員の入れ替わりが頻繁に行われているような実態もあり、一定の質を確保した継続的な支援に課題があると認識していますので、支援の専門性向上及び持続的運営を図るために研修等を実施し資質向上に努める旨の文言を追記したいと思います。
55	20	26	修正	子ども	その他(23ページ6行目、27ページ10行目、38ページ14行目、60ページ32行目、61ページ17行、20行、	上野さやか	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、修正しております。
56	21	5	修正	全国平均との差は△1.2ポイント	全国平均より1.2ポイント低く	井村弘子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、修正しております。
57	21	6	修正	改善傾向にある。	上昇傾向にある。	井村弘子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、修正しております。
58	23	6	修正	子ども	子ども	上野さやか	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、修正しております。
59	24	2.12, 21	修正	イ 10代の出産状況 ウ 離婚 工 20歳未満世帯員のいるひとりおや世帯数	(イ) 10代の出産状況 (ウ) 離婚 (工) 20歳未満世帯員のいるひとりおや世帯数	金城伸子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、修正しております。
60	24	3	修正	10代の出生数	10代の出産数	井村弘子	①意見を踏まえ修正	出典の人口動態統計を踏まえ、出生に統一します。
61	24	2.12, 21	修正	イ 10代の出産状況 ウ 離婚 工 20歳未満世帯員のいるひとりおや世帯数	(再掲)(イ) 10代の出産状況 (ウ) 離婚 (工) 20歳未満世帯員のいるひとりおや世帯数	金城伸子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、修正しております。
62	24	2.12, 21	修正	イ 10代の出産状況 ウ 離婚 工 20歳未満世帯員のいるひとりおや世帯数	(再掲)(イ) 10代の出産状況 (ウ) 離婚 (工) 20歳未満世帯員のいるひとりおや世帯数	金城伸子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、修正しております。
63	25	2	修正	オ 養育費の取り決め	(オ) 養育費の取り決め	金城伸子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、修正しております。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
64	25	12～20	イ 課題 母子健康包括支援センターに… 乳幼児健康診査の受診率…	修正？ 「母子健康包括支援センター…」や、「乳幼児健康診査の受診率…」が、急にここで表現されており、前段「ア 現状」の「(ア)婚姻の状況」「(イ)10代の出産の状況」との関連だと思われるが、この関連と課題との結びつきをもう少し説明を加えて欲しい。		狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	現状に、乳幼児健康診査の受診率を追加しました。
65	25	17～28	各段落の文頭に接続詞がない。	追加 各段落の文頭に、「また」「なお」「さらに」等の接続詞を文頭に明記してはどうでしょうか。	23頁の「課題」と書き方が一致し、理解しやすくなるため。	下地敏洋	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、修正しております。
66	27	10	子ども	修正 子ども	その他(23ページ6行目、27ページ10行目、38ページ14行目、60ページ32行目、61ページ17行、20行、	上野さやか	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、修正しております。
67	27,8 2	21～23 8	・保護者が子育てしながら…取り組む必要がある。 ・一時預かり、ファミリー・サポート…取組推進		家事代行や育児支援があまり知られていないことと、活用することに罪悪感を感じている親御さんが多い。ファミリーサポート事業の充実と併せて、保護者が従事する企業に対しても活用促進に向けた取組支援を認証制度以外のインセンティブを複数打ち出してほしいです。	喜屋武裕江	②原文どおり	ご指摘の件について、子ども未来部においては、引き続き市町村と連携して、ファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業等の活用を推進し、乳幼児や小学生等の子育て中の保護者が安心してゆとりをもって子育てができるよう支援してまいります。また、商工労働部では、使用者団体や労働団体に対して「女性の活躍・両立支援総合サイト」や「特別休暇制度(就業規則等により会社が任意で定めた休暇)」等に関するリーフレットを周知するなど、保護者が子育てしながら安心して働きつつつけられる環境づくりに取り組んでおります。
68	27	24	・記載なし	追加 素案たたき台部分に記載がないため、下記文章を追加。 ・また、不登校が増加する中、保護者が子どもを支援機関に繋げることや、家で看護するためには、休業せざるを得ないが、保護者が職場で子の看護のための休暇の取得を、促進する必要がある。	各職場において、子の看護による休暇取得の制度に取り組んでいるものと思われるが、子どもが不登校となった場合にも子の看護による休暇を取得しやすくするような施策や補償があると、子どもの関係機関へのつながりや保護者が支援を受けることができる機会の促進につながるため。	松本大進	②原文どおり	ご意見に関しまして、不登校児童生徒の支援は学校のみならず、各家庭での支援も重要であると考えます。保護者が各家庭で十分な支援を行うためには、職場の理解や雇用条件の整備等も重要であり、そのような環境を整備することも必要と考えます。商工労働部では、仕事と生活の調和の実現に向けて積極的に取り組む企業を「沖縄県ワークライフ・バランス企業」として認証しており、企業による看護休暇制度の整備についても認証要件の一つとしています。併せて、「女性の活躍・両立支援総合サイト」や「特別休暇制度(就業規則等により会社が任意で定めた休暇)」等に関するリーフレットを使用者団体や労働団体あてに周知するなど、保護者が子育てしながら安心して働きつつつけられる環境づくりに取り組んでおります。
69	28	1	5 子ども・若者を取り巻く現状と課題	修正 5ではなく「4」ではないか？		比嘉昌哉	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。
70	11,1 7,28				(再掲)子ども・若者を取り巻く現状と課題の部分には、本県の取り組みの記載があるが、子育て環境の現状と課題、子どもの貧困を取り巻く現状と課題の部分には取り組みの記載がない。統一して取り組みも入れるべきではないか。	与那嶺清子	①意見を踏まえ修正	(こ若:意見を踏まえ修正) ご意見を踏まえ、現状と課題に加えて取組について記載します。
71	28	5～7	「沖縄県子ども・若者支援地域協議会」を～sorae(ソラエ)」	修正 若者支援地域協議会」を、平成～若者総合相談センター」として「子ども若者～	句読点の配置の変更 6行目「を」と「平成」の間に点を入れる。7行目の「と」として「子ども若者～」の間の点を消す。	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ修正します。
72	28	12	・により伴う	修正 ・「により」または「に伴う」	・いずれかの表現の方がよいと考えます。	金城伸子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、「により」へ修正します。
73	28	26、28	平成12年度、令和3年度	修正 2000(平成12)年度、2021(令和3)年度	西暦と年号の併記が必要ではないか。これは全体に言えること。全体的にご確認を。西暦が先の方が分かりやすいが、逆になっている箇所も。	比嘉昌哉	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、全体的に併記します。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
74	29	18-23		青少年を非行や犯罪に走らせない学校教育、職業教育、家庭教育、社会教育を充実化する必要がある。	非行や犯罪は全体的には減少傾向だが、直近2年間は増加傾向を示しており、全国的にも沖縄の検挙・補導人員は高いことから有効な対策を打つ必要があると考える。	泊真児	②原文どおり	第2章については、子ども・若者を取り巻く現状と課題について記載する箇所であるため、原文どおりとし、現状・課題を踏まえた施策については、第3章に記載してまいります。 なお、深刻な補導人数の改善に向けた学校と警察との連携については、①「学校・警察連絡協議会」への参加、②「沖縄児童生徒健全育成サポート制度」による対応、③「安全学習支援隊」による授業の実施等に取り組んでおり、引き続き連携強化を図る必要があると考えます。 また、県内の社会教育関係団体等の連携・協力体制の強化を図り、「沖縄の青少年を健やかに育てる県民大会共同アピール2024」などの事業を通して、社会教育の充実及び青少年の健全育成に取り組んでまいります。
75	33	17	*記載なし	追加 虐待予防教育の必要性 ・虐待についての正しい知識の提供 ・虐待を受けた後の対応策 ・相談方法及び相談することの大切さ等について、専門家等を学校へ派遣し虐待防止等の授業を行う。	早期の意識啓発を行い、子どもたちが自分の身を守る術を学び、虐待のサインを認識することで、早期に助けを求めることができます。これは虐待の発見と対応のスピードを向上させ、被害を最小限に抑える助けとなると考えるため。	山田照子	②原文どおり	ご指摘の箇所につきましては、困難を抱える子ども・若者の現状と課題ということで、児童虐待相談対応件数のほか、様々なデータを踏まえ、課題として、児童虐待については、子どもの権利と児童虐待防止についての理解を社会全体で深めていく必要がある旨を記載（たたき台33頁14～15行目）しており、本課題を受けて第3章1-(5)-ア②「子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待予防の取組強化」の中で、ご意見いただいた内容については盛り込んでおります。
76	33	17	*記載なし	追加 虐待行為者による行為改善に関する取組み ・虐待行為についての正しい知識の提供 ・虐待行為者に対し、子育ての悩みや行為者自身の心の悩み等に着目し心のケアを行いながら専門家や支援者と共に行う改善策に取組む機会を作る	虐待行為者の多くは、自身の親との情緒的繋がりの希薄や愛着課題等を抱えたま親となり、その課題が解決しない中での子育てが負の連鎖を繰り返しているケースも多いことから、虐待行為改善にとどまらず、心のケアも行う必要があると考えるため。	山田照子	②原文どおり	No.75と同じ
77	33	21		修正 スクールソーシャルワーカーの未配置校への早急な人員配置が必要である。	原案を否定するものではないが、スクールソーシャルワーカーは問題を問わず子どもとその背後にいる保護者への支援を行う有効な専門職である。スクールソーシャルワーカーの未配置を指摘するより計画的に拡充する旨を指摘する方が現実的ではないか。	比嘉昌哉	①意見を踏まえ修正	意見を踏まえ、2章-4-(2)-イを下記のとおり修正します。 「いじめ、不登校など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めていく必要があります。」
78	33	29	*記載なし	追加 また、いじめ問題等については多様な考えを受け入れる力の向上やコミュニケーション力の課題を有することも多いことから、他者理解やコミュニケーションに関する授業を取り入れていく必要がある。	子ども一人ひとりのアイデンティティや価値観等、多様性が求められる時代において、他者理解とコミュニケーション力の低さから来る誤解やいじめ等の問題を防ぐ必要があると考えるため	山田照子	②原文どおり	いじめ防止については、3章2-(2)-オにおいて、「児童生徒が自他を尊重し、いじめ等の防止や命の大切さについて実感できる人権教育に取り組む。」こと等、学校の教育活動全体を通じて取り組むことを記載していることから、原文のとおりとします。
79	33	30	準不登校、不登校状態の生徒への	修正 登校しぶりや不登校状態の児童生徒への	準不登校よりも「登校しぶり」が一般的な表現かと。また、小学生も含めて「児童生徒」とした方がいいのでは？	井村弘子	②原文どおり	準不登校については、欠席日数が15日以上30日未満を示す文部科学省の定義によるものであるため原文のとおりとします。また、本段落は、高等学校に関する支援のあり方を記載しているため、原文とおりの記載とさせていただきます。
80	33	30	*不登校の未然防止への	修正 ・児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを支援するための	不登校の支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるという観点に立っての支援が、目指されているところ、不登校の未然防止という文言が、学校に登校するという結果をより重視した印象を受けるため。 リンク参照 文科省「不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）」令和5年11月17日 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方（別紙） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00001.htm https://www.mext.go.jp/content/20231120-mxt_jidou02-000032767_01.pdf	松本大進	①意見を踏まえ修正	不登校の支援については、ご指摘通りです。不登校への支援に対する学校の取組は多岐にわたります。本段落では、在籍校での就学継続の支援に係る校内相談支援等を主に記載しているため、2章-4-(2)-イを下記のとおり修正します。 「準不登校、不登校状態の生徒への支援に加え、就学に悩んでいる生徒への相談取組体制の充実を図るため、就学継続を支援する支援員（心理系・福祉系等）を配置し、校内における生徒の相談支援や家庭へのアウトリーチ・関係機関への接続等の支援を学校と協働で取り組む必要があります。」

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方		
No.	行	素案たたき台					対応区分		
81	33	35		複合的な課題	NPO等の地域の支援期間との連携強化について具体的な連携事例はあるか？特に教育行政と民間の連携について記載できる内容はありますか？	質問です。	松谷香	③その他	現在も連携して取り組んでいるところです。今後とも、このような連携、協働は重要であると認識しております。
82	35	14		若者支援について	無業者率、離職率が高いことに関する原因はどのように分析しているか？ また、無業者、離職者への訓練だけでなく企業側への働きかけはあるか？	質問です。	松谷香	③その他	若年無業者につながる中卒後の進路未決定者や高校中途退学した者が、その事由に至った理由として、いじめや非行等の問題行動、学業不振、学校生活不適応、家庭の事情等、様々な理由が複数重なっている状況があると分析しております。 また、令和4年就業構造基本調査によると、沖縄県の若者(15-34歳)の前職離職理由として、「雇用期間契約の満了のため」「一時的についた仕事だから」「自分に向かない仕事だったから」の割合が高くなっております。このことから、本県若年者の離職率が高い主な理由として、卒業後に非正規労働者となる割合が高いことや、就職先を決める際の業界、企業、職業への理解が不十分であったことが考えられます。 早期離職防止のための企業への働きかけとして、人材育成や社内の雇用環境の整備について認証制度を通して促すことや、正規雇用化を促進するセミナーや専門家派遣を行っております。本県における若年無業者割合(15歳～34歳の人口に占める若年無業者の人口割合)は、令和5年の総務省の「労働力調査」においては、全国の2.4%に対して、沖縄県では2.9%と全国を上回っており、近年大幅に改善してきたものの、依然として全国よりも高い水準で推移しております。沖縄県における若年無業者の人口割合が高い要因の一つとして、小中高学校における長期欠席や不登校、高校進学者における中途退学を経験している者が多く、学校教育の早い段階における躓きにより、就労するために必要とされる基礎的なスキルが身につけていないことで就職の機会が十分に得られなかったことや、企業が即戦力となる経験者を求める一方で、就業経験が浅く企業が求める技能・技術を備えていないことで、新規採用時の若年段階における躓きを経験していることなど、若年無業者等を就労につなげる上での課題は、多岐に渡っていると考えています。 なお、企業側への働きかけについては、県側から直接行っていないものの、若年無業者等基礎訓練事業の委託事業(職場実習を実施)を通して実施しています。実際に基礎訓練後、実施先で就職へ繋がったケースがあります。 【参考】職場実習を実施しているコース(3か月訓練中、60日間の企業実習がある実践能力習得訓練や、3か月訓練中、約40日間の企業実習がある知識・技能習得及び実践能力習得訓練)
83	35	17	修正	総合的な就職支援を行っていく…	「総合的なキャリア教育の充実を図っていく…」ではどうでしょうか。	就職支援が前面に出ているが、キャリア教育の充実でより総合的に支援することが伝わる考えるため。	下地敏洋	①意見を踏まえ修正	2章-4-③-Iにおいて、以下のとおり修正します。 全国と比べ、高等学校・大学等の就職内定率は低く、高卒・大卒者の無業者率、離職率も非常に高い状況にある。自分の個性・特性・性格・能力等を活かした職業を探す力を育むためには、幼児期には「人とかがわかること」、小学校段階では「将来の夢を描くことができる」、中学校段階では「自己理解に基づく進路選択ができる」、高校段階では「社会に出る準備ができていく」というように、発達段階に応じたキャリア教育の体系的な取り組みを行うとともに、早い時期からの職業観の育成や就労意識の向上を図る必要がある。
84	35	20	追加	・記載なし	また、キャリア教育においては、“どの職業に就きたいか”と考える前に、“大人になったとき、どんな大人でありたいか”を考えられる力を育むことから自立を目指し、その上で子どもが自分の個性・特性・性格・能力等を活かした職業を探す力を育む幼少期からのキャリア教育の必要がある。		山田照子	①意見を踏まえ修正	* NO.83と同じ
85	36			1 ライフステージを通した重要施策 (1) 子ども・若者が権利の主体であること社会全体での共有等 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	子どもは社会が守るものという前提はそのままに、子ども自身が自らを幸せにする力を育むライフ・キャリア教育の明記も重要と思います。現在書かれている内容は公助、共助は充実しているので「自助」を高める教育で、変化が著しい時代にしなやかでたくましく生きる力の醸成を前段に打ち出していきたいと思います。		喜屋武裕江	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章-1-②-U-①「キャリア教育の推進」を設け、以下のとおり追記します。 子どもたちが目的意識を持って、様々な人と協働し、社会を支える自立した人材となるよう、幼児期からの発達段階に合わせた体系的なキャリア教育の推進に取り組みます。 また、学校での学びと社会とのつながりを意識できるよう、地域・企業等と連携した体験的活動を通じた学びを実施し、「キャリア・パスポート」を活用して学びをつなぐことで、「人間関係形成・社会形成能力：かかわる力」「自己理解・自己管理能力：ふり返る力」「課題対応能力：やりぬく力」「キャリアプランニング能力：みとおす力」の育成に取り組みます。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
86	36	記載ない	追加	子どもの権利条約の認知度などを、把握していく。子どもだけでなく保護者にも確認していく。	大綱には記載がある。大綱p15。	山野良一	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(1)-ア-①を次のとおり修正します。 「全ての子ども・若者に対して、県ホームページや県政出前講座等を通して、子ども基本法や沖縄県子ども計画（仮称）の理念や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、子どもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等とも連携して取り組むことにより、子ども・若者が権利の主体であることを広く周知します。」
87	36	記載ない	追加	オンズパーソン等の相談救済機関の設置を促進する。県独自のものの設置を検討する。また、市町村自治体が設置できるように後押しをする。	大綱には記載があるp15。なお、大綱では、オンズパーソンについては、救済機関の役割しか記載されていないが、オンズパーソンは、第3者（専門家）による自治体の子ども施策の評価・チェック機能も含まれており、後者の役割についても検討する必要がある。なお、本件は、整理番号9とも関連あり。	山野良一	①意見を踏まえ修正	委員ご意見のとおり、子どもの権利が侵害されることがないよう救済の仕組みを構築する必要性を感じておりますが、子どもの権利擁護に関しては、既に児童福祉審議会や青少年保護育成審議会等の調査審議機関が設置されていることから、これら機関との機能や役割の整理、子どもを救済するという一定の権限を有する機関となることから、権限の運用や透明性の確保など、多くの課題を整理する必要があると思っております。 併せて、子どもの権利が侵害されることがないよう、沖縄県子どもの権利尊重条例の一層の普及啓発を行い、県民の理解を深める取組も行うことが肝要だと考えております。 以上のことから、3章1-(1)-ア-③に「子どもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築」という項目を設け、上記主旨を盛り込みたいと考えております。
88	36			重要施策の中に、子どもの権利を守るために中心となる独立機関の設定がない。「子どもオンズマン」や「子どもミッションナー」について位置づけていただきたい。	都道府県では埼玉県、秋田県、長野県政令市の例として川崎市人権オンズパーソン、名古屋市の例がある。 子どもの貧困が厳しく、体験保障や意見表明が難しい状況にある本県では、率先して子どもの権利を保障する仕組みを作るべきではないか？	島村聡	①意見を踏まえ修正	No.87に同じ
89	36	26	修正	児童生徒	子ども	上野さやか	①意見を踏まえ修正	表記については、原則「子ども」を使用しますが、法律等において使用されている文言（子ども・子育て支援法等）は法律等に準拠して使用するほか、学校や教育における箇所では、「児童生徒」等を使用しています。
90	36	34	追加	幅広い世代の住民が交流し、その地域の身近な学習の場として多様なニーズに応えられるよう、公民館、図書館、青少年教育施設・児童館（または児童館の機能を持った施設）等の地域コミュニティの核となる社会教育施設の学習環境の充実に取り組む。	放課後の時間帯に在宅する大人がいない家庭の子どもたちの中には習い事や塾等へ行く経済的余力の無い家庭等の子どもや多子世帯の子どもが多く、そのような子どもたちが18歳まで無料で利用できる児童館を利用することが多いことから、地域における児童館の役割は大きいと、児童館を追加して欲しいと考えるため。	山田照子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(2)-ア-①に、次のとおり児童館等を追加修正させていただきます。なお、「（または児童館の機能を持った施設）」については、多くの施設種類があるため、「児童館等」の「等」の記述に含ませさせていただきたいと考えております。
91	37	14	追加	地域に根付いた居場所（公民館・自治会等施設）を有効活用し、健全な大人の見守りがる中での子どもの遊び場や異年齢交流機会を生み出す児童館の機能を持った施設を全小中学校区に設置運用する。		山田照子	①意見を踏まえ修正	各市町村においては、それぞれの自治体等が運営する施設や公共的な施設があり、どのような形態の地域資源・施設等を活用して子どもを含めた住民の居場所を確保していくかについては、各市町村の地域の実情に応じて対応していくものと考えております。 このような視点も踏まえ、第3章2-(2)-イ-①において、「・・・児童館や公民館等既存の地域資源の活用により、地域のニーズや実情に応じた多様な子ども・子育て環境の充実に取り組む」としております。
92	37	24	修正	・外国語と深い関わり…	・外国と深い関わり… または ・世界各地から集まり、深い関わりのある…	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、広がりのある表現にするため、「外国」という表記に修正します。
94	37	37	修正	児童生徒	子ども	上野さやか	③その他	No.89と同じく
94	38	2～7	追加	どこの機関（沖縄県人材国際交流財団など）が人材育成を担っていることを記載して欲しい。		ウィンフィールドひろみ	②原文どおり	当該箇所は県が主体となって取り組む施策のため、原文どおりといたします。 また、人材育成は、世代や目的に応じて多くの部署が関わっていることから、記載することは困難であると考えます。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
95	38	14	修正	子ども	No.89同様	上野さやか	③その他	No.89と同じく
96	39頁	27～31	修正または削除	・幅広い芸術を専門的に学ぶ教育機関である沖縄県立芸術大学については、…	・専門的に学ぶ教育機関すべてに同様なキャリア支援の推進が必要だと考えます。沖縄県立芸術大学に特定した書きぶりですと、少し違和感があると考えます。	金城伸子	②原文どおり	当該箇所については、県における取組の一つとして、沖縄21世紀ビジョン基本計画においても記載しているものであり、子ども・若者に係るものであるため、原文どおり記載することといたします。
97	39	34	追加	・公立の小中学校においては、日本語支援が必要な児童生徒～…。	・幼稚園やこども園、保育園も含め、こどもに関わる施設において、日本語支援が必要な幼児は、今後、さらに増加していくと思われます。 ・翻訳アプリでは伝わらない、また、それを使いこなせない幼児にとって、人的な日本語支援は必要。 ・外国にルーツを持つ保護者への支援も同様。	松本真子	①意見を踏まえ修正	国においては、増加する外国籍等の子ども・保護者への支援として、地方公共団体における受入れ支援体制や保育所等における対応の取組事例を収集し、先駆的な事例等とりまとめた事例集を発信しております。また、受け入れ体制の整備等は、地域の実情に応じて市町村において実施されるものであることから、3章1-(2)-ウ-⑦に「幼児教育施設においては、市町村において地域の実情に応じて外国籍等のこどもの受入体制の整備等を行うことが求められることから、先進的な取組事例の共有を図ります。」と追記します。 保育所保育指針では、「子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること」幼稚園教育要領等では、「教師はスキンシップをとりながら幼児の安心感につなげる関わり方をしたり、挨拶や簡単な言葉掛けの中に母語を使ってみたりしながら信頼関係を築き、幼児が思ったことを言ったり気持ちを表出したりできるよう努めることが重要である。」と示されており、日本語の習得に困難のある幼児への指導内容や指導方法の工夫は重要であると考えております。
98	40	9、15、18、21	修正	児童生徒	No.89同様	上野さやか	③その他	No.89と同じく
99	40	####	追加	社会科、家庭科…	保健体育の教科が抜けているように思います。ジェンダーの理解や教育は、科目のオーバーラップが多少あっても繰り返す必要があると考えます。	泊真児	②原文どおり	ご意見について、全教科を列挙することは難しいことから、ここでは人権の尊重等について特に取り扱うことが多い教科を記載し、他教科については「等」で表現しております。
100	40	21-22、28-39		児童に対する人権…相談に対応する。	琉球大学のヒューマンライツセンターとも連携しながら全県的な取組の推進をしていただけたらよいように思います。	泊真児	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(2)-エ-②を以下のとおり修正します。 「沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいろ宣言)」及び「沖縄県差別のない社会づくり条例」に基づき、性の多様性への理解を促進するための啓発活動や性の多様性に関する多様な悩みに対応するための相談事業などに取り組みます。また、性の多様性に関する理解促進にあたり、専門的な知見や学生の視点を活かした取組を実施するため、県内大学など関係機関と連携を図ります。 また、3章1-(2)-エ-①においても、様々な関係機関と連携し、教育活動全体をととして教科横断的な取組の充実を図ることを記載しております。
101	40	21-22、28-39		児童に対する人権…相談に対応する。	琉球大学のヒューマンライツセンターとも連携しながら全県的な取組の推進をしていただけたらよいように思います。	泊真児	①意見を踏まえ修正	No.100と同じく
102	40	32	追加	(男女共同参画に関する理解促進、啓発)	28行に(性の多様性～)となっているが、性の多様性に関する内容は29行目部分のみであり、33行目、37行目、41ページ1行目は性の多様性よりも男女共同参画に関する話題なので、性の多様性にひとくくりにとまどめるよりも分けた方が良く考えるため。また並びも(教育を通じた～)(男女共同参画～)(性の多様性～)の順が良いように感じるため。	上野さやか	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(2)-エ-①②の構成を見直しております。
103	41	####			琉球大学のヒューマンライツセンター、同大学プライドオフィスとも連携しながら全県的な取組の推進をしていただけたらよいように思います。	泊真児	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(2)-エ-②を以下のとおり修正しています。 「沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいろ宣言)」及び「沖縄県差別のない社会づくり条例」に基づき、性の多様性への理解を促進するための啓発活動や性の多様性に関する多様な悩みに対応するための相談事業などに取り組みます。 また、性の多様性に関する理解促進にあたり、専門的な知見や学生の視点を活かした取組を実施するため、県内大学など関係機関と連携を図ります。
104	41	####			琉球大学のヒューマンライツセンター、同大学プライドオフィスとも連携しながら全県的な取組の推進をしていただけたらよいように思います。	泊真児	①意見を踏まえ修正	No.103と同じく

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
105	41	####		琉球大学のヒューマンライツセンター、同大学プライドオフィスとも連携しながら全県的な取組の推進をしていただけたらよいように思います。	(再掲)ジェンダーや性の多様性は、科目横断的に繰り返し教育することが大切と考えます。	泊真児	①意見を踏まえ修正	No.103と同じく
106	41	23	①プレコンセプションケアを含む…	修正	①妊娠前の健康管理(プレコンセプションケア)を含む…	金城伸子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(3)に説明を加えています。
107	41	23	プレコンセプションケア	追加	プレコンセプションケア(将来を考えながら自分の生活や健康に向き合うこと)	井村弘子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(3)に説明を加えています。
108	41	32	思春期保護	修正?	思春期保健	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり修正いたします。
109	41	35	発達段階に応じた性教育を実施するとともに…	追加	望まない妊娠や性犯罪被害、性虐待被害・性加害行為を防ぐためにも、幼少期から学校等において専門家を派遣し発達段階に応じた性教育を実施するとともに…	山田照子	③その他	性教育については、3章2-(2)-ウ-②に新たに施策を追加し、次のとおり記載しております。「子どもに対する包括的性教育の充実を図るため、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福(ウェルビーイング)など幅広いテーマで、子どもに携わる方々に対する研修や講座、県民の理解増進を図るための啓発活動を実施します。)」
110	42	6	・母子生活支援施設の設置…民間アパートを活用したひとり親家庭への生活支援等については…	追加	・出産後、母子家庭となり地域で自立を目指す家庭においては、地域で総合的な支援が受けられるように、母子生活支援施設の設置…民間アパートを活用したひとり親家庭への生活支援等を行う「ひとり親家庭生活支援事業」においては…	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(3)-ア-④を以下のとおり修正します。支援を要する妊産婦が安心して出産し、また、出産後に母子家庭となり、地域で自立を目指す家庭が、自立と安定した生活に向けて総合的な支援が受けられることができるよう、母子生活支援施設の設置の促進及び広域利用化を図るとともに、宿泊型居場所の設置に取り組みます。
111	42	22	・乳幼児期は…果たす時期であることから、保育所等において食育の重要性…	追加	・乳幼児期は…果たす時期であることから、家庭での子育ての充実に向けても、保育所等において食育や生活習慣の重要性…	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(3)-ア-②について、次のとおり修正します。家庭での子育ての充実に向けて、保育所等における食育、生活習慣の重要性に関する取組の強化を支援するとともに、
112	42	32	・中学、高校において…	追加	子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を図るために、なぜ「中学、高校」に着目したのかも記載して欲しい。	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(3)-ア-③を以下のとおり修正します。中学校ではこれからの生活を展望した現在の生活、高校では生涯を見通した生活を捉え、保育所、幼稚園等への訪問や幼児ふれあい体験等の機会を創出する等、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を図る。
113	43	7	障害児支援・医療的ケア児等への支援～	修正	計画の構造は、基本理念-基本方針-個別課題とつながり、そこから方針を示して、具体的な取り組み(重要施策)につながる方がわかりやすいと考えるが、本計画では、障害児支援については、方針がまとめて明記されていないため、優先して取り組む順序がわかりにくい。一般市民への具体的な理解を促すためには、共生社会の構築、社会的包摂、社会的障壁の除去などの具体的な方向性をまとめて先に示してから、取り組み(重要施策)を示す方が望ましいのではないかと。	勝連啓介	①意見を踏まえ修正	第7期沖縄県障害福祉計画・第3期沖縄県障害児福祉計画における構成においても基本理念-基本的な考え方-施策・取組となっていること、また、他の子ども施策における構成等、全体的なバランスも見据え、構成(施策展開の説明)を修正しております。
114	43	9～16	9～16行すべての記載部分	修正	記載内容の整理・検討が必要	井村弘子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(4)-ア-①について次のとおり、修正します。「障害者を含むすべての人が自由に社会参加できる地域社会を実現するため、福祉のまちづくりに寄与する事例の表彰や障害者への理解促進のための啓発活動を行い、関係機関と地域社会の共通理解と協力体制の整備等に取り組む。…障害を理由とする差別の解消を図るため、広域相談専門員の配置や市町村相談員との連携体制を構築するなど、障害者の権利擁護を推進する。」

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
115	43	18	発達障害に関する普及啓発については、	修正	発達障害に関する何を普及啓発したいのか明記		安藤美恵	①意見を踏まえ修正 県では、発達障害に関する「正しい知識と理解」に向けた普及啓発等を通じて、発達障害児及び保護者などが地域で安心して生活できるよう取り組んでいることから、発達障害に関する「正しい知識と理解に向けた」を追記します。3章1-(4)-ア-①
116	43	27	・障害者等が円滑に社会生活を営むことができるよう沖縄聴覚障害者情報センターへの	修正	主語を「聴覚」障害者等に		安藤美恵	①意見を踏まえ修正 ご意見を踏まえ、「聴覚障害児」へ修正します。3章1-(4)-ア-④
117	43	27～29	・障害者等が円滑に社会生活を営むことができるよう沖縄聴覚障害者情報センターへの…	追加	・視覚障害者に関する記述も掲載した方がよいのではないかと思います。	・視覚障害者に関する記述も掲載した方がよいのではないかと思います。	金城伸子	②原文どおり 子ども計画（仮称）は、①子どもの貧困対策の推進に関する法律を根拠とする計画、②少子化対策基本法を根拠とする計画、③子ども・若者育成推進法を根拠とする計画に加え、子ども・子育て支援法を根拠とする黄金っ子応援プランを統合する形で策定することとなっております。このことから、本子ども計画（仮称）においては、障害児施策に関する黄金っ子応援プランで位置づけがあり、支援体制の整備を必要とする、医療的ケア児、発達障害児に加え、国の障害児福祉計画に関する基本方針（令和5年5月19日）に掲げられた難聴児について盛り込んでいるところです。
118	44	2～4	2～4行すべての記載部分	修正	記載内容の吟味・検討が必要	慎重な受入れ体制準備が必要だと思います。この記載はあまりにも雑。	井村弘子	①意見を踏まえ修正 ご意見等を踏まえ、3章1-(4)-ア-③について次のとおり記載しております。さらに、保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等における発達障害児を含む障害児の受け入れを支援するため、看護師や支援員の配置等に係る財政的支援を行うとともに、保育所等職員の療育技術の向上や、特別な配慮を必要とする子どもに対する理解醸成のための研修の実施等、保育所等や家庭との連携促進に向けた取組を実施します。
119	44	10	児童生徒	修正	子ども		上野さやか	③その他 No.89と同じく
120	44～45	39～5	・聴覚障害児を含む難聴児の支援にあたっては…	追加	・視覚障害者に関する記述も掲載した方がよいのではないかと思います。	・視覚障害者に関する記述も掲載した方がよいのではないかと思います。	金城伸子	②原文どおり 子ども計画（仮称）は、①子どもの貧困対策の推進に関する法律を根拠とする計画、②少子化対策基本法を根拠とする計画、③子ども・若者育成推進法を根拠とする計画に加え、子ども・子育て支援法を根拠とする黄金っ子応援プランを統合する形で策定することとなっております。このことから、本子ども計画（仮称）においては、障害児施策に関する黄金っ子応援プランで位置づけがあり、支援体制の整備を必要とする、医療的ケア児、発達障害児に加え、国の障害児福祉計画に関する基本方針（令和5年5月19日）に掲げられた難聴児について盛り込んでいるところです。
121	46	33	市町村における早期発見のための	修正	何を早期発見したいのか目的語を明記		安藤美恵	①意見を踏まえ修正 ご指摘のとおりわかりづらかったため、内容を再整理し「第3章2 ライフステージ別の重要施策」の「(1)ア妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保」(3章2-(1)-ア-⑤)において、乳幼児が抱える疾病や障害の早期発券及び養育環境の把握の観点に基づく検診等の取り組みを記載しております。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方		
No.	行	素案たたき台					対応区分		
122	47	4	インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組の推進		政府から、次期障害児福祉計画について、1、障害のある子ども本人の最善の利益の保障、2、子どもと家族のウェルビーイングの向上、3、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進、という障害児支援の方向性が提示されている。家族支援を重要視する方向性もある。そのための具体的な取り組みとして、専門性に基づく支援の充実と、地域社会におけるインクルージョン体制の推進が挙げられると考えるが、前者は、より高い専門的な支援が展開されるよう、関連機関が連携した総合的な横断的な支援を強化することが必要であり、国の施策としては、地域の児童発達支援センターを中心とした連携体制の整備を求めており、県内でも動いている現状がある。これは、市町村単位または一定の圏域で設置するよう、障害福祉計画と障害児福祉計画に関する基本指針でも定められているので、本計画にも盛り込んだ方がよいのではないかと考える。児童発達支援設置ガイドラインにも、専門性に基づく地域支援の充実のために児童発達支援の充実を図ることは明記されている。後者については、47ページ4行目にあるように、インクルージョン体制の推進について、障害児の特性に応じた合理的配慮を進めること、学校等への一般施策の中で、子育て支援策全体の中で、障害児のインクルージョンを推進していく方向（基本方針）があることを明記してはどうか。その上で、5行目～10行目の文章があると、方針から施策（取り組み）へのつながりがわかりやすいと思われる。	勝連啓介	①意見を踏まえ修正	児童発達支援センターについては、国の障害児福祉計画に関する基本方針（令和5年5月19日）に掲げられて、県はその設置促進に向け取り組むこととしていることを踏まえ、児童発達支援センターの設置促進に関する取組について、3章1-(4)-ア-③において、以下のとおり記載したいと考えています。 ・市町村において地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、児童発達支援センター等を設置し、支援体制を整備する必要があり、県においては市町村を包括する広域的な見地から市町村をサポートすることで、設置促進に取り組みます。 また、県教育委員会においては「沖縄県特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育を推進していることから、3章1-(4)-ア-⑤について次のとおり追記します。 ・沖縄県特別支援教育推進計画を踏まえ、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に向けて…	
123	47～49	28～2	児童虐待	修正	子ども虐待	児童の区分にしてしまうと年齢が限定されてしまいますため、広く「子ども」と表記したほうが、支援が拡充できると考えるため。（ただし法律や制度等で児童虐待となっている場合はそのままが良いと思います）	上野さやか	②原文どおり	「児童虐待の防止等に関する法律」の第2条に「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う行為をいう。と定義されており、ここでいう児童は18歳に満たない者をいう。とされておりますので、原文どおりとさせていただきます。
124	47	30	①児童虐待防止対策と社会的養護の更なる強化	追加	①児童虐待防止対策と社会的養護の更なる強化（虐待から身を守るための教育の推進） ・虐待についての正しい知識の提供 ・虐待を受けた後の対応策 ・相談方法及び相談することの大切さ等について、専門家等を学校へ派遣し虐待防止等の授業を行う。 ②社会的養護の更なる強化…	整理番号2に同じ 早期の意識啓発を行い、子どもたちが自分の身を守る術を学び、虐待のサインを認識することで、早期に助けを求めることができます。これは虐待の発見と対応のスピードを向上させ、被害を最小限に抑える助けとなると考えるため。	山田照子	②原文どおり	No.75、76と同じ
125	47	31～	表記が「・」となっている。	修正検討	（ ）の各項目で「・」が2つ以上の場合、「ア」や「a」等の文字や記号等に修正してはどうでしょうか。	表記が文字や記号の方が、確認しやすいと考えられるため。	下地敏洋	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、素案たたき台の見出し括弧書きについては、番号を付与（①②等）としています。
126	47	36目あたり		追加	（新規で追加）子育て短期支援事業には、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等事業（トワイライトステイ）があり、養育者の精神疾患の有無に関わらず、子どもに対しても親にも対しても支援となりうる事業である。また、育児疲れなど、保護者が何らかの事情で一時的に児童を養育することが困難になったときに、保護者に代わって一時的に子どもを預かって養育する事業である。さらに、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合にも利用できるため、虐待発生予防に大きく貢献できると考えられる。虐待発生予防の観点で、利用できる事業を充実させるのみではなく、養育者や児童が自発的に利用を検討できるような事業の周知徹底を図る	←これは私自身が委員をしている社会福祉審議委員の虐待死事例報告書に記載した内容です。そのまま記載せず、必ずアレンジしてください。いわゆる、誰でも自由に利用でき、さらに子ども自身だけでお希望したら利用できる事業で、虐待防止に直結する事業です。 県内はこのショートステイ出来る施設が不足しており、事業の周知も不足しています。市町村事業なので、事業を充実させるために県が支援する、という立場になると思います。	安藤美恵	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、市町村事業である子育て短期支援事業は、虐待の未然防止を図るため、また、養育経験の乏しい里親が経験を積むためにも有効な事業であることから、県では里親の新規認定の際の研修会等で同事業の説明も行っているところです。本事業の記載がないことから、3章1-(5)-ア-①「子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化」の末尾に以下の一文を追記いたします。 「さらに、児童虐待の未然防止を図るため、保護者が様々な事情で一時的に児童を養育することが困難になった時に、保護者に代わって一時的に子どもを預かり養育する事業（子育て短期支援事業）を市町村が積極的に活用するよう事業内容の周知に努めます。」

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
127	48	1~4	修正	・児童虐待の発生・・・	28～30行の内容とかぶっている。	・内容が同じであるため一つにまとめても良いため	新崎峰子	①意見を踏まえ修正 委員のご意見のとおり、素案たたき台の内容が重複しておりますので、3章1-(5)-ア-②「子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待予防の取組強化」の中で、ご指摘いただいた内容については記載することといたします。
128	48	3	追加	保育園や幼稚園、小学校における	保育園や幼稚園、小学校、中学校における	中学校に入って、子ども自ら虐待を訴えるケースが多い	上江洲肇 前川英伸	①意見を踏まえ修正 委員のご意見を踏まえ、研修対象の書きぶりについて修正することにしますが、次のNo.129のご意見が全ての対象者を拾えることから、3章1-(5)-ア-②「子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待予防の取組強化」に「 <u>子どもの教育・支援に関わる全ての職員</u> 」と追記いたします。
129	48	4	修正	共通認識を図る必要があることから、保育所や幼稚園、小学校における職員への研修といった取組を広げていく。	共通認識を図る必要があることから、子どもの教育・支援に関わる全ての職員への研修といった取組を広げていく。	児童虐待の早期発見・早期対策については、虐待を受ける全ての児童(18歳未満)が虐待被害にあう可能性があるため、子どもの教育・支援に関わる全ての職員が虐待に関する共通認識等を学ぶ必要があると考えるため。	山田照子	①意見を踏まえ修正 No.128と同じ
130	48	10	追加	・記載なし	DV(ドメスティックバイオレンス)の課題を抱えた家庭には児童虐待問題が隠れている事も考慮し早期発見・対策につなげる	DV問題は、その課題のみならず児童に対する面前DVをはじめとした様々な虐待の可能性を排除せず、多角的視点を持って対策をする必要があると考えるため。	山田照子	①意見を踏まえ修正 委員のご意見のとおり、DVが存在する家庭の児童に関しては、子どもに直接暴力が振るわれていない場合であっても、心理的虐待があったと捉え通告の対象となるなど、関連性がありますので、3章1-(5)-ア-②に次の一文を追記します。「 <u>ドメスティックバイオレンス(DV)が存在する家庭の児童に関しては、子どもに直接暴力が振るわれていない場合であっても、心理的虐待を受けている可能性があるため、関係機関職員の研修等で周知を図ることで、児童虐待の未然防止及び早期発見につなげていきます。</u> 」
131	48		追加	記載がない	産前産後ヘルパー事業の推進	多くの市町村では、事業が未実施である。県からの支援が必要である。	山野良一	①意見を踏まえ修正 国の補助事業である産前・産後サポート事業において、多胎妊産婦等への支援として、サポーターを派遣し外出時の補助やに日常の育児に関する介助を行う事業があることから、市町村に対し、当該事業の活用を促進してまいります。この点を踏まえ、「第3章3(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減」3章3-(1)-①に、「・・・子ども・子育て支援制度に基づく幼児教育・教育の無償化及び多子世帯に対する保育料の負担軽減に取り組みとともに、サポーター派遣による育児等支援に係る事業を促進します。また、低所得世帯等に対しては、一時預かりや・・・」を追記します。
132	48		追加	記載がない	児童養護施設におけるショートステイ事業などの推進	多くの市町村では、事業が未実施である。県からの支援が必要である。	山野良一	①意見を踏まえ修正 No.126と同じ
133	48	15	修正	(子ども家庭センターや要対協等～)	(～センターや要保護児童対策地域協議会)	正式名称のため	上野さやか	①意見を踏まえ修正 ご意見のとおり修正いたします。
134	48	24		市町村支援児童福祉司を配置する	市町村支援児童福祉司はすでに配置されているはずですが、市町村支援児童福祉司が、市町村支援に専任できる体制を推進していく。	児童相談所と市町村の関係強化が強く求められているのだと思います。	山野良一	①意見を踏まえ修正 ご意見を踏まえ、児童相談所と市町村の関係強化に取り組んでいくことが明確になるよう、3章1-(5)-ア-②に次のような文面で整理いたします。「 <u>児童相談所に市町村支援担当児童福祉司を配置し、要保護児童対策地域協議会の支援の充実を図るとともに、市町村と児童相談所職員との人事交流や研修を行い、連携の強化や市町村の児童相談窓口担当職員の資質向上に取り組みます。</u> 」
135	48	30	追加	保育園や幼稚園、小学校における	保育園や幼稚園、小学校、中学校における	中学校に入って、子ども自ら虐待を訴えるケースが多い	上江洲肇 前川英伸	①意見を踏まえ修正 No.128、129と同じ
136	49	2~4			北部圏域はコザ児童の管轄であるが、北部圏域に児相設置の検討若しくは児童家庭支援センターの臨床心理などの専門職員の増員		宇根美幸	③その他 県内の2箇所の児童相談所はそれぞれ周辺離島を管轄しており、また、近年の児童虐待相談対応件数の増加等に伴い人員体制を拡充し続けていることにより、特に中央児童相談所においては施設の狭小化などの課題が生じております。このため、3章1-(5)-ア-③「児童虐待防止対策等の更なる強化」の中に、中央児童相談所の今後のあり方を検討していくことを記載しております。あり方検討は、コザ児相も含めた今後の県の児童相談体制も含め検討していきますので、北部圏域の状況なども含め検討していきます。 なお、北部圏域の児童家庭支援センター(なごみ)については、現在、臨床心理士や社会福祉士などの専門家が3名配置されており、国・県から運営費を補助しておりますが、増員の要求等は受けておりませんので、上述した児童相談所のあり方と併せて検討したいと思っております。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
137	49	4	追加	児童福祉司や関係機関職員等の資質向上のための研修等を継続して実施していく。	過去に児童福祉司による子どもへの不適切な対応があったため、子どもの権利を守るためには、おとなも学び続ける必要があると感じているため。	上野さやか	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、1-(5)-ア-⑦「子ども家庭福祉分野における人材、体制の強化」の中に次の一文を追加いたします。 「児童相談所で任用された児童福祉司やスーパーバイザー、市町村の要保護児童対策調整機関職員に対する法定研修や、外部機関が行う研修等を継続して受講することで、それぞれの業務で求められる知識や技能を習得するとともに、子ども権利擁護に関する意識の定着を図るなど、さらなる専門性の確保や相談援助技術の向上に努めていきます。」
138	49	####		予期せぬ妊娠に至らぬよう、学校教育における妊娠や出産・育児の実際や影響をふまえた実際の性教育を踏み込んで行う必要があると考えます。	予期せぬ妊娠や若年出産により貧困やひとり親で様々な困難を抱える家庭が生み出されないようにするために、現実の問題を直視した形でより踏み込んだ性教育が必要と考えます。	泊真児	③その他	子ども達が将来について考え、責任ある人生の選択を行うには、性や妊娠に関する正しい知識を身に付けることが重要であることから、県においては、子どもの居場所や高校等訪問による性教育等にも取り組んでおります。これらを踏まえ、性教育について1-(3)-ア-①、1-(2)-ウ-②において、記載しております。 1-(3)-ア-①:学校、家庭、医療機関、市町村などが連携を強化し、発達段階に応じた性教育の実施や、思春期保健の取組や性に関する指導の充実に取り組み 1-(2)-ウ-②:子どもの性に関する悩み等への相談支援及び居場所職員への保健に関する研修等を実施するなど、性についての正しい知識の普及啓発を図ります。子どもに対する包括的性教育の充実を図るため、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福(ウェルビーイング)など幅広いテーマで、子どもに関わる方々に対する研修や講座、県民の理解増進を図るための啓発活動を実施します。
139	49	11~14	追加	若年妊産婦が自立して育児や就労、生活を両立していくためには実際に集団生活の中から身に付けることができるため、集団生活訓練(グループホーム的なもの)施設や、自立生活のための住居支援・保育園の優先的入園の支援も必要。学校復帰を早期に希望することもには保育施設やファミリーサポートセンター事業の活用があるが、ファミリーサポートセンター事業は実費がかかり、毎日長時間の利用は現実的ではない。		宇根美幸	②原文どおり	県では、若年妊産婦が安定した生活を営むために、若年妊産婦に特化した居場所の設置促進に取り組んでおり、北部圏域においては、令和5年度より広域的な若年妊産婦居場所を設置しております。同居場所では支援者や同じ年代の若年妊産婦が情報を共有し共感し合いながら、生活支援のほか、就学や就労支援など、安定した生活を送るための自立に向けた支援を実施しております。 また、同居場所の設置促進を図るためのシンポジウムの開催などにも取り組んでおりますので、引き続き、市町村における同居場所を設置に向けて取り組んでいきます。 (関連部分は3章2-(1)-ア-④に統合します。)
140	49	27	修正	子どもへの権利保護	子どもへの権利擁護	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご指摘ありがとうございます。「権利擁護」で統一いたします。
141	49	31	追加	…措置や委託等を行うとともに、意見表明等支援員が…	子どもとの信頼関係の構築と、子どもが安心して意見を言える環境づくりが大切だと考える	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	子どもの意見表明支援員の役割は、子どもたちに対して、誰かに伝えたいことを意識化したり言葉にできるようにする意見形成を支援すること、子どもからの意見を十分に聴き子どもからの同意を得たうえで関係機関に対して子どもの意見・意向を伝える意見表明を支援することになりますが、これら支援を行うにあたっては、子どもが「自分の意見を持つてもいい」と思える雰囲気づくりや、「自分の意見を話してよい」と思える関係性をつくるのが重要ですので、3章1-(5)-ア-④、「一時保護所の環境改善、権利擁護の推進」の中に、「意見表明等支援員(アドボケート)が定期的に一時保護所を訪問し、子どもと関係性を築き、子どもの立場に立てて子どもの権利を守るために、子どもの意見形成を支援するとともに、子どもが意見表明する支援体制を構築してまいります。」
142	49		追加	記載がない	児童心理司の増員が必要である。	山野良一	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、本県児童相談所の児童福祉司及び児童心理司は国の配置基準を満たしていない状況となっておりますので、3章1-(5)-ア-③「児童虐待防止対策等の更なる強化」の中に、「児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、児童福祉司及び児童心理司の増員などによる～」と児童心理司も追加いたします。
143	49-50	49頁39～50頁3	追加	(親子関係の修復や再構築について)	グループワークや個別カウンセリングを行う機関なども記載して欲しい。	狩俣みつ穂	②原文どおり	親子関係の再構築を目的としたグループワークやカウンセリング等について、県では児童心理治療施設(ノアーズガーデン)に委託し実施しており、市町村においても同様の目的で委託事業を実施していると承知しております。 委託事業については、受託団体が変わる可能性もあることから、機関名を明記することは控えさせていただきます。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方		
No.	行	素案たたき台					対応区分		
144	50	4	・記載なし	追加	児童虐待再発防止に向け、児童虐待行為者の心の課題に対する継続的ケアを行う。	整理番号3に同じ虐待行為者の多くは、自身の親との情緒的繋がりの希薄や愛着課題等を抱えたまま親となり、その課題が解決しない中での子育てが負の連鎖を繰り返しているケースも多いことから、虐待行為改善にとどまらず、心のケアも行う必要があると考えるため。	山田照子	②原文どおり	県では、児童虐待を行った親子の関係修復や再構築を目的としたグループワークや個別カウンセリング、ペアレントプログラムを実施しており、3章1-(5)-ア-③「児童虐待防止対策等の更なる強化」の中にその旨盛り込んでいますので、原文どおりとさせていただきます。
145	50	####			性犯罪・性暴力に関しては、未然防止、二次被害防止、潜在化防止等に重点化した徹底的な取組が重要と考えます。	沖縄県の児童相談所職員による性犯罪事件のような事例を二度と起こさないために、子ども・子育てに関わる全ての職員・従事者に対して、セクハラ、性暴力等の加害・被害防止に関する教育・研修を義務化すべきと考えます。	泊真児	③その他	性暴力被害者支援を行う関係機関の従事者に対しては研修を実施しており、3章1-(5)-ア-⑥に記載しております。 また、昨年度発生したわいせつ事件については、子どもを守るべき立場にある児童相談所の職員がその立場を利用して起こしたものであり、二度とこのような事件が生じることがないように、昨年10月に「沖縄県職員による強制わいせつ事案に係る再発防止策報告書」をとりまとめ、職員に対する研修に際しては、子どもの権利擁護については最重要課題として周知徹底を図っております。また、No.137のご意見に対して、3章1-(5)-ア-⑦「子ども家庭福祉分野における人材体制の強化」の中に研修の強化について追記することとしております。
146	50	8	操作関連の支援法的支援等	修正	捜査関連の法的支援等		狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	誤字のため、ご意見のとおり修正します。
147	50	11	・記載なし	追加	素案たたき台部分に記載がないため、下記文章を追加。 ・性被害の被害者の継続的なカウンセリングを実施する。	性被害を受けた被害者の心身の健康回復のためには、継続したカウンセリングが必要であるから。	松本大進	①意見を踏まえ修正	委員のご意見を踏まえ、3章1-(5)-ア-⑥に「性暴力被害者の心情に配慮しつつ、関係団体が相互に連携し、継続的な支援と二次被害の防止に取り組む」に修正します。(カウンセリング以外の支援を含めた対応として記載) なお、沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センターでは継続的なカウンセリングが必要となった場合には、専門的な医療機関に繋いでおります。
148	50	14	理解を深めるとともに、被害者が安心して…	追加	理解を深めるとともに、二次被害を防ぎ、被害者が安心して…	被害に遭われた方が、支援従事者により、二次被害を受けるということもあるので、その予防のためにも、追記したほうがよいのではないかと考える。	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	No.147と同じく
149	50	16	・記載なし	追加	性犯罪被害防止及び性非行防止に向け、学校に専門家を派遣し子ども、保護者それぞれに子どもの性犯罪被害防止や性非行防止に関する教育を行う。	幼少期からの性教育や性犯罪被害防止教育や、保護者への教育を行うことで被害抑止及び子どもの危機管理能力向上の必要があると考えるため。	山田照子	②原文どおり	ご意見については、1-(6)-ウ-②に(学校や園における生命(いのち)の安全養育)に記載しているところです。
150	50	38	できる限り家庭的な環境で	修正	できる限り家庭と同様の養育環境で	児童福祉法第3条において、里親・ファミリーホームは家庭と同様の条文であることから	上江洲肇 前川英伸	①意見を踏まえ修正	(ご家：意見を踏まえ修正) ご意見を踏まえ、3章1-(5)-イ-②「里親やファミリーホームの確保・充実」の中で「家庭での養育が困難な子どもが、できる限り家庭と同様の養育環境において、安定した人間関係の下で生活出来るよう、～」に修正いたします。
151	50・51	50頁38-51頁3 51頁9-15	内容がほぼ被っている	修正	いずれかに統一したほうがよいのではないか。		狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	(ご家：意見を踏まえ修正) ご意見を踏まえ、1-(5)-イ-②「里親やファミリーホームの確保・充実」で「家庭での養育が困難な子どもが、できる限り家庭と同様の養育環境において、安定した人間関係の下で生活出来るよう、～」に統一いたします。
152	51	9	できる限り家庭的な環境で	修正	できる限り家庭と同様の養育環境で	児童福祉法第3条において、里親・ファミリーホームは家庭と同様の条文であることから	上江洲肇 前川英伸	①意見を踏まえ修正	No.150に同じ
153	50・51	50頁38-51頁3 51頁9-15	(再掲)内容がほぼ被っている	修正	(再掲)いずれかに統一したほうがよいのではないか。		狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	No.151に同じ

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
154	51	17、23あたり 記載がない	追加	特に、中舎、大舎という施設形態で運営している施設、さらに老朽化している施設については早急に立て替え等ができるように県が促進していく。	県外施設に比べても、老朽化している施設等が多い。中舎以上の規模の施設は早急に改善が必要。また、現在、どの施設も職員募集に苦慮しているが、施設整備・改築等は、職員募集にもプラスの影響を及ぼす。	山野良一	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(5)-イ-③「児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化・高機能化等の推進」の中に、次の一文を追加します。「このほか、児童養護施設等の入所児童の健全な育成及び安心・安全な生活環境の確保を図るため、施設の老朽化に対する設備整備や施設改修・改築等を支援します。」
155	51	25 必要な施設設備	修正？	必要な施設整備		狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご指摘ありがとうございます。3章1-(5)-イ-③「児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化・高機能化等の推進」の中で、「施設整備」に修正します。
156	51	26 また、心理的・精神的問題を抱える	修正	またを削除して改行するか、または「在宅や児童養護施設等では、対応が困難な心理的・精神的問題を抱える」修正	児童養護施設でも心理士が配置されており、生活支援を基盤とした心理治療は実施している	上江洲肇 前川英伸	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(5)-イ-③「児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化・高機能化等の推進」の中で、児童心理治療施設にかかる記載を改行して記載いたします。
157	51	30～31 児童相談所の補完的役割を担う目的で	修正	児童相談所の補完的役割も果たす目的で	児童相談所の従属組織と勘違いされる	上江洲肇 前川英伸	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(5)-イ-③「児童養護施設等の小規模化・地域分散化、多機能化・高機能化等の推進」の中で、「担う」を「果たす」に修正いたします。
158	52	11 施設ごとの施設運営指針や里親養育指針に沿った取り組みを推進するとともに	修正	国の通知に基づく施設ごとの施設運営指針や里親養育指針に沿った取り組みを推進するとともに	各施設のそれぞれの指針なのか、国の通知に基づく指針なのか分かり難い	上江洲肇 前川英伸	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(5)-イ-④「社会的養護の下にある子どもの権利保障や子どもの意見の尊重」の中で、「国が示す施設ごとの施設運営指針」に修正いたします。
159	52	15～16 子どもの意見を形成し表明することを支援する体制を構築していく	修正	子どもの権利の意見形成し、子どもの権利を守るために表明する支援体制を構築していく	意見表明すること＝権利であるということを明確にし、支援体制ができることが望ましいと考えるため	上野さやか	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(5)-イ-④「社会的養護の下にある子どもの権利保障や子どもの意見の尊重」の中で、1-(5)-ア-⑤と整合を図るため、次のように修正します。「意見表明等支援員（アドボケート）が、定期的に訪問すること等により、子どもと関係性を築き、子どもの立場に立つて子どもの権利を守るために、子どもの意見形成を支援するとともに、子どもが意見表明する支援体制を構築していきます。」
160	52	記載がない（社会的養護の子どもの権利保障に関して）		児童相談所の児童福祉司が権利手帳などを用いて、定期的に面談等を重ねていくことの重要性を記載してはどうでしょうか。そのためにも、同じ担当者が複数年担当を続けられるような職員配置も必要ではないでしょうか。また、県独自のオンブズパーソンが、社会的養護の子どもの権利救済機関となるのが将来的には必要となると思います。	意見表明等支援員や第3者評価だけでなく、児童相談所の基本的な権利擁護の仕組みを整えることも必要かと思えます。	山野良一	②原文どおり	ご意見いただいた内容については、児童福祉司が子どもの権利擁護の視点を意識する上でも重要だと考えております。県では、昨年度に発生した元児童相談所職員によるわいせつ事件を踏まえ、昨年10月に策定した再発防止策報告書においても、児童福祉司が渡している名刺（相談カード）に子どもの権利を記載し定期的に渡すことや、子どもの権利ノート（在宅支援版）の作成・配付について記載したところで、これらの取組は具体的なケースワークの手法になりますので、計画への記載については控えさせていただきます。
161	52	23 ・記載なし	追加	・児童養護施設等に措置された児童の心の安泰・ケア・成長を育む仕組みとして、児童が希望する場合は児童養護施設と連携のもと、児童が措置される前に関わっていた教職員や支援者等との面談・面会が行えるなど、児童の福祉や支援の拡充を図る。	虐待被害を受け児童養護施設等入所を余儀なくされた児童らは、それまで子ども自身が大切に育んできた人とのコミュニティや生活環境全てを失うことになり、虐待行為のみならず歩んできた人生も傷つけられた状態にあることから、児童が信頼する大人等との面談・面会等の交流を持つことで、心のケアの一端が担えと考えるため。	山田照子	②原文どおり	ご意見いただいた児童と関係者の面談・面会については、児童が希望し児童の心身に影響が生じることがなく望ましいものであれば、必要に応じて実施することは可能です。これらは個々のケースの運用上の取扱いになるため、計画への記載は控えさせていただければと思います。
162	52	24 知識と経験が得られるよう、自立に向けた支援体制整備	追加	知識と経験が得られるよう、自立支援計画等に盛り込むことにより自立に向けた支援体制整備	入所中の子どもの自立支援計画を毎年2回策定して評価する制度がある	上江洲肇 前川英伸	②原文どおり	ご意見いただいた自立支援計画の策定については、現行の仕組みではありませんが、具体的な手続きになりますので、今後制度変更や名称変更等が行われる可能性も考え、素案たたき台で示した措置解除予定の児童に対する継続支援計画も含め、素案では盛り込まないようにさせていただきます。
163	52	29 相談支援を行う職業指導員	追加	相談支援を行う自立支援担当職員並びに職業指導員	職業指導員も自立支援担当職員も業務は同じ。措置費でも加算になっている。	上江洲肇 前川英伸	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、相談支援を行う支援員等を列挙するのではなく、3章1-(5)-イ-⑤「社会的養護経験者の自立支援の推進」の中で、「退所後においても、退所者への就労及び自立に関する相談支援体制を拡充するなど、～」に修正します。
164	52	30 ・児童養護施設等を退所し、大学等へ進学又は就職した者等の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、生活費、家賃及び資格取得費用の貸付を行う。	修正	・児童養護施設等を退所し、大学等へ進学又は就職した者等の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、生活費、家賃及び運転免許取得費用の支給や各種資格取得費用の貸付を行う。	児童養護施設を退所した児童の中には、家庭に戻ることの出来ない児童もいる中で、頼れる支援がなくなり、一人で社会に出て行く者も多く、自活するにも運転免許等を取付する費用が工面できず、また、運転免許がないことから就職につけないこともあり、心身共に自立に向けて苦慮し、性風俗等で生計を立てる者も多い。高額な自動車運転免許については貸付け等ではなく費用を支給する必要があると考えるため。	山田照子	①意見を踏まえ修正	生活費、家賃、資格取得費用については、国の貸付制度に基づくものになりますので、その中に運転免許に関する記載を追加するのではなく、3章1-(5)-イ-⑤「社会的養護経験者の自立支援の推進」の中で、「～円滑な自立を支援するため、運転免許費用の助成や、給付型奨学金制度の充実、進学後も学業に専念できるよう生活や就学に関する相談支援、生活費等の貸付、～」に修正します。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
165	53	7	修正	・児童養護施設等を退所する者が安心して就職、進学、アパートを賃借することができるよう、一時的に県や市町村がその身元保証人となり、自立をサポートする。	児童養護施設退所者の中には、退所後に就職をして自立する者もいるが、帰る家庭がない者、または支援する家族、親族のない者もいることから、退所後一定期間、生活を安定させるためのサポートが必要と考えるため。	山田照子	②原文どおり	児童養護施設や里親委託児童が就職等によりアパート等を賃借する際、親等の保証人が得られない場合、施設の園長等が身元保証や連帯保証人となる際の保険料を補助する「身元保証人確保対策事業」によりサポートできていますので、原文どおりとさせていただきます。
166	53	12	追加	措置延長の実施、その他退所児童	20歳以上の子どもの年齢制限撤廃の支援制度も活用	上江洲肇 前川英伸	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(5)-イ⑤「社会的養護経験者の自立支援の推進」の中で、「継続した支援が必要と認められる退所者に対する措置延長の実施や、自立援助ホーム等において実施する児童自立生活援助事業等の活用など、退所者のアフターケアを推進します。」に修正します。
167	53	16	修正	児童養護施設の退所児童等	等の使い方	上江洲肇 前川英伸	①意見を踏まえ修正	ご指摘ありがとうございます。3章1-(5)-イ⑤「社会的養護経験者の自立支援の推進」の中で、「児童養護施設等」に修正します。
168	53	18	修正	虐待経験がありながらも	虐待経験等での要保護性がありながらも	上江洲肇 前川英伸	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(5)-イ⑤「社会的養護経験者の自立支援の推進」の中で、「虐待経験等の要保護性がありながらも」に修正します。
169	53	18～20		虐待経験の種類やだれが虐待経験者として認定するのか？またどういった支援を想定しているか？		宇根美幸	③その他	令和6年4月より社会的養護自立支援拠点事業の対象が措置解除者のみならず、これまで公的支援につながらなかった者も対象となりました。事業者において対象となり得るか判断し、必要な情報の提供、相談・助言支援、居住支援、生活支援、相互交流の場の提供等に取り組むことを想定しています。
170	53	22	追加	ヤングケアラーに関する支援	より具体的な支援方法も提示や若者ケアラーに関する方針についての明記	上野さやか	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(5)-ウ「ヤングケアラーへの支援」の中に、国の法改正に伴う、ヤングケアラーの定義や県のヤングケアラー支援の方針について、以下のとおり整理いたします。なお、本計画は計画期間中の施策の方向性を示すものであるため、具体的な支援の内容についての記載は盛り込まないこととさせていただきます。 「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められることも、若者、いわゆるヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことから、関係機関職員向け研修や、ヤングケアラー・コーディネーターの配置促進、SNSを活用した相談窓口の設置等に取り組むとともに、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携し、早期発見・把握に努め、子どもの意向に寄り添いながら適切な支援への円滑なつなぎや、普及啓発、市町村等との役割分担・連携等の強化に取り組めます。」
171	53	23-26		学校で支援対象となる子どもたちの発見と相談への繋ぎがあります。学校をプラットフォームにし早期発見、早期支援介入ができるため、その文言を入れて欲しい。		宇根美幸	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ3章1-(5)-ウ修正します。 「…福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期に発見し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援への円滑なつなぎや、…」
172	53	24	修正	・年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うヤングケアラーについては、早期に発見し、適切な支援につなげるため、関係機関職員向け研修の実施やヤングケアラー・コーディネーターの配置促進、SNSを使った相談窓口の設置に取り組む。	ヤングケアラーの中には、知的障害を抱えた児童が知的障害や身体障害、精神疾患、薬物依存、自殺企図、自殺念慮等の課題を抱えた親等の面倒を見ているケースもあることから、学校や地域からの情報を早期にキャッチする意識が必要と考えるため。	山田照子	②原文どおり	ヤングケアラーに関しましては、3章1-(5)-ウ「ヤングケアラーへの支援」の記載内容を整理し支援の方向性を明記することとしております。ご意見いただいた具体的なケースについても含まれていると考えております。
173	53	27	追加	記載なし	現在、要支援家庭支援事業を行うなかで、学校（主に高校）から気になる生徒の相談と支援の依頼が多い。学習や学校生活における子どもたちの変化が分かりやすく、早期発見・早期支援介入ができていますことから、その仕組み作りは必要。また学校側の責任者が変わることで支援が途切れないよう、一貫した仕組み作りが必要。	宇根美幸	②原文どおり	ヤングケアラーに関しましては、3章1-(5)-ウ「ヤングケアラーへの支援」の記載内容を整理し支援の方向性を明記することとしております。「庁内及び市町村等との役割分担・連携等の強化」について盛り込んでいますので、支援の方向性を示す計画の文言としてはこのように整理させていただきます。いただいた意見については教育委員会とも連携した仕組みづくりを検討していきます。また、学校をプラットフォームとする体制づくりの必要性は、委員のご指摘とおりです。学校側のみならず、行政側も一貫した支援体制の仕組みづくりが必要です。関係課と調整させていただきます。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
174	53	30	・記載なし	追加 ヤングケアラーが介護や家事負担を理由に進学等を断念することがないよう、進学や自立に向けた費用等を支援する。	生まれた家庭によって児童が将来に希望を持って人生を誇めたり夢を描けないという悲しい環境をなくす必要があると考えるため。	山田照子	②原文どおり	ヤングケアラーの定義は「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と幅広く捉えられているため、その中には世話をしつつも進学の夢を実現することも多く存在すると思われますので、支援対象者の設定が非常に困難となりますので、今後の方向性として明記することも難しいと考えております。 なお、生活困窮など経済的な要因により進学を断念することがないよう国の給付型奨学金制度や県の無料塾など各種支援も行ってまいります。
175	53	なし			地域の方々もヤングケアラーの早期発見や、身近な相談者になり得るため県全体で意識を高められる広報周知が必要	宇根美幸	③その他	県では、3章1-(1)-アに記載しているとおり、子ども・若者・おとなに対して、子どもの権利を普及啓発しており、その中でヤングケアラーについても周知し、意識を高めたいと考えておりますので、引き続き、周知啓発に取り組んでまいります。
176	53	35	・民間団体等と緊密な連携を図り、自殺を考えている人への個々のニーズに応じた…	修正 ・自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう精神保険的な視点だけでなく、社会。経済的な視点を含む包括的な取組を行う。	・ドキッとするような表現に思いました。 ※自殺総合対策大綱P.4より引用	金城伸子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(6)-ア-①について以下のとおり修正します。 「…民間団体等における様々な分野の生きる支援の施策等との連携を図り、自殺に追い込まれようとしている人の様々なニーズに応じたきめ細かな相談支援等に取り組む」
177	54	1~2	SOSの出し方に関する教育	修正 自分のSOSに気づき発信する方法や、周りのSOSを受信する方法などに関する教育	周囲に心配をかけたくないと、自身のことを後回しにして頑張ってしまう子もいるので、まずは自分を大事にするためにも、気づくことからだと考えたため	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(6)-ア-②について次のとおり修正します。 自分のSOSに気づき発信する方法や周りのSOS受け止め方に関する教育の推進に取り組みます。
178	54	2	「教育の推進」	追加修正 教育の「充実」及び「職員研修」ではどうでしょうか。	児童生徒だけではなく、教職員等を含めた関係者全員で取り組むことの重要性を明確にするため。	下地敏洋	②原文どおり	職員への研修については、3章1-(6)-ア-②に記載しているところですが。
179	54	12	・記載なし	追加 ・教職員や子ども支援者が子どものSOSについて早期発見・対策を行うため、学校や子ども支援施設等へ専門家を派遣し課題を抱えた児童を見極める力を育む研修等を実施する。	子どもの問題行動だけに着目し課題が見逃されることによる課題の深刻化や長期化が進むほか、問題行動の改善が見られず子労等による教員の精神的負担を軽減するために、教職員や支援者のスキルアップが必要と考えるため。	山田照子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(6)-ア-②について次のとおり修正します。 子どもの自殺防止及び学校現場の負担軽減並びに地域の自殺対策力の向上を図るため、学校側からの支援要請に応じて、専門家からのリスクの見極めや地域社会資源等とのつなぎについて助言を受けられる体制を整備します。 また、記載のとおり、ゲートキーパー養成講座等の教職員等向け研修のほか、高等学校においては、学校の実情に応じてスクールカウンセラー等による研修会等を実施しております。
180	54	13	児童生徒	修正 子ども	No.89同様	上野さやか	③その他	No.89と同じく
181	54	16	・記載なし	追加 「いじめ」は暴力等、法に触れる行為もあることを認識し、家庭、学校だけで対応するのではなく、警察と連携した対策を推進していく。	「いじめ」という言葉が触法行為、犯罪行為の認識や危機管理の希薄化を潜在化させていると考えるため。	山田照子	②原文どおり	ご意見について、3章2-(2)-オ-①「いじめ防止対策の強化」に記載している、いじめ防止に係る基本方針や対応マニュアルにおいて警察との連携について記載しております。また、関係者連携の下に適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会の連携強化に努めることを記載していることから、原案のとおりといたします。
182	54	17	sorae	修正 子ども・若者みらいプラザsorae	soraeのみではどの様な機関なのか分かりにくい	上江洲肇 前川英伸	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、「子ども若者みらい相談プラザsorae」に修正します。 同様に、他の記載箇所も「子ども若者みらい相談プラザsorae」に修正します。
183	54	19	・記載なし	追加 子どもの自己肯定感や自己効力感向上、さらに他者理解や他者とのコミュニケーションの取り方等に関する教育を行うため、専門家を学校へ派遣し幼少期からの教育を行う。	子どものアイデンティティーや年齢、性別、特性、性格等、家庭環境、子どもを取り巻く環境、多種多様な人との関わりの中で、子どもには刺激や情報が多く生みづらい世界で育つことも心の健全に育むことでいじめや暴力等の問題行動抑止につなげることが必要と考えるため。	山田照子	②原文どおり	ご意見については、第3章 子ども施策に関する重要施策にはライフステージを通した重要施策が記述されており、それらの施策や事業等を通して、専門家等の外部人材を幅広く活用するなど、ライフステージに応じた児童生徒の健全育成に寄与するものと考えております。
184	54	20~23	(遺された子どもへの支援)		子どもや家族への心のケアとして、あしなが育英会の運営している「レインボーハウス」のような施設が沖縄県にもあるといいなと思います。自死だけでなく様々な要因で家族を失った子どもやパートナーへの心のケアを行っている施設です。	狩俣みつ穂	③その他	自死遺児など、社会的養護が必要な子どもに対しては、児童養護施設等に措置し暮らしていますが、近年、国の方針に従い、できる限り家庭と同様の養育環境において、安定した人間関係の下で生活出来るよう施設の小規模化等が進められており、施設には心理職も配置されているため、心のケアも行われているところです。 なお、自死遺族を対象とした分ち合いの会等の運営支援等を総合精神保健福祉センターで行っているほか、高等学校においては、スクールカウンセラー等の配置により児童生徒、教職員、遺族の継続的な心のケアを行っております。
185	54	22	社会的擁護	修正 社会的養護		狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご指摘ありがとうございます。「社会的養護」に修正いたします。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
186	54	25		自宅においてWi-Fiの通信環境が無いまたは繋がりにくく、インターネットを活用した自宅学習をしたくても出来ない場合がある。Wi-Fi環境の整備の検討		宇根美幸	③その他	ご指摘の件について、自宅にインターネット環境がない児童生徒に対しては、令和2～3年度に国の補助事業を活用した市町村において、学校に貸出用Wi-Fiルーターを整備したところだ。
187	54	25-39	追加	性加害の防止という観点が抜けているように思います。	子どもはインターネット利用により被害を受けることが多い一方で、時には加害者側になることもあります。そうした加害者にならないための広報啓発活動を推進する必要があります。	泊真児	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(6)-ウ-②を次のとおり修正します。 「子どもを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせない」
188	54	34	追加	・記載なし	・子どもがインターネットを介して様々な情報に触れる中で、有害、無害な情報の取捨選択や個人情報保護、ネットリテラシー等、自身の心身を守る力を育むためには、インターネットが利用できる環境を与える親への学びの場が必要と考えるため。	山田照子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(6)-イを次のとおり修正します。 子どもが安全に安心してインターネットを利用できるよう、各種研修会等においてインターネットの適切な利用に関する情報提供を行うとともに「親の学びあい」プログラムの実施促進をとおして、家庭におけるネットリテラシー教育を推進します。
189	54	25-39	追加	性加害の防止という観点の抜けているように思います。	(再掲) 子どもはインターネット利用により被害を受けることが多い一方で、時には加害者側になることもあります。そうした加害者にならないための広報啓発活動を推進する必要があります。	泊真児	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(6)-ウ-②を次のとおり修正します。 「子どもを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせない」
190	55	14	追加	・記載なし	・性加害や性非行の課題を抱えた子どもへの適切な性教育、再非行防止指導を推進するため、専門家による子ども対象授業や教員、支援者への研修等を行う。	山田照子	②原文どおり	「生命(いのち)の安全教育」は、子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための予防教育であり、原文どおりいたします。
191	55	26-39		犯罪被害、事故、災害から…	インターネット上の有害サイトの閲覧防止、フィルタリング、SNSによる犯罪情報の交換や提供対策など、県警のサイバー犯罪課とも連携し、助言も受けながら、実効的な有害環境対策の推進が必要と考えられます。	泊真児	②原文どおり	委員意見内容については、1-(6)-イ「子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備」において記載していることから、原文どおりいたします。 なお、県警察では、県教育庁などの関係機関やサイバー防犯ボランティア、通信事業者等と連携し、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境を構築するための取組を推進しています。
192	56	3	追加	・記載なし	・タバコやアルコール等のゲートウェイドラッグに関し、家庭における子どもの面前での喫煙、飲酒に対する影響を認識するよう家庭教育の推進を図る。	山田照子	①意見を踏まえ修正	意見を踏まえ、3章1-(6)-エ-①に追記しております。 なお、3章3-(2)記載のとおり、家庭教育支援チームの設置促進、地域における人材の育成・活用をとおしてタバコやアルコール等のゲートウェイドラッグの影響等の啓発を含めた家庭教育支援に取り組んでまいります。
193	56	4-7 16-20			防犯ボランティア団体に若者層の加入を促進することにより、青少年たち自身による防犯対策、健全育成活動の醸成がなされると考えます。	泊真児	①意見を踏まえ修正	「青少年の非行防止」県民一斉行動の推進に係る取組の一つとして、各市町村へ「青少年育成ボランティア」募集の参考資料を提供するなど、青少年のボランティア参加に資する活動を行っていることから、意見を踏まえ、3章1-(6)-オ-①について以下のとおり追記します。 国、市町村、民間企業等関係機関と連携のうえ、「青少年の非行防止」県民一斉行動を推進し、青少年の非行・被害防止対策と安全・安心なまちづくりに向けた普及啓発を図るとともに、県民一体となって青少年による非行の未然防止に取り組む気運の醸成を図る。 また、1-(6)-エ-②についても以下のとおり修正しています。 地域安全対策については、犯罪情勢や交通事故の多発地域など県民への情報提供及び啓発活動のほか、地域の主体的な参画による各種自主ボランティア団体の活性化と支援、関係機関と連携したネットワークの整備など事件事故の防止活動に取り組む。
194	56	9	修正	「高校、中学校」	「中学校、高校」の順番ではどうでしょうか。	下地敏洋	①意見を踏まえ修正	3章1-(6)-エ-②について、道路における通行の安全は、学校等種別に限ったものではありませんので、総じて「子ども」に修正いたします。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
195	56	4-7 16-20		防犯ボランティア団体に若者層の加入を促進することにより、青少年たち自身による防犯対策、健全育成活動の醸成がなされると考えます。	（再掲）大人が守るというだけでなく、子どもたち自身が身を守る、リスクを適切に判断する力を付けさせることが重要と考えます。このように若者層を防犯活動に参加させることは、青少年の生きる力を育むと共に、現状の防犯ボランティア団体が抱える高齢化や後継者不足問題の解消にも資すると考えます。	泊真児	①意見を踏まえ修正	県では、「青少年の非行防止」県民一斉行動の推進に係る取組の一つとして、各市町村へ「青少年育成ボランティア」募集の参考資料を提供するなど、青少年のボランティア参加に資する活動を行っていることから、3章1-(6)-オ-①に以下のとおり追記します。 国、市町村、民間企業等関係機関と連携のうえ、「青少年の非行防止」県民一斉行動を推進し、青少年の非行・被害防止対策と安全・安心なまちづくりに向けた普及啓発を図るとともに、県民一体となって青少年による非行の未然防止に取り組む気運の醸成を図る。 また、3章1-(6)-エ-②については以下のとおり修正しています。 地域安全対策については、犯罪情勢や交通事故の多発地域など県民への情報提供及び啓発活動のほか、地域の主体的な参画による各種自主ボランティア団体の活性化と支援、関係機関と連携したネットワークの整備など事件事故の防止活動に取り組む。
196	56	28	追加	・沖縄県犯罪被害者等支援条例に基づき、効果的な支援施策等の充実に取り組む。	犯罪被害者等基本法ではカバーできない支援も含め、沖縄県犯罪被害者等支援条例に基づき、効果的な支援施策等の充実に取り組む。	山田照子	①意見を踏まえ修正	県では、犯罪被害者等への見舞金支給など独自制度を検討しているところで、近親者間の犯罪に対する見舞金支給は被害者の利益になる恐れがあるなど、慎重な判断が必要となりますが、国の支援制度を拡充した支援を行っていく予定であり、委員のご意見を踏まえ、1-(6)-エ-③について追記します。 犯罪被害者等基本法では対象とならない支援も含め、
197	56	31-39		非行防止・自立支援のために、高い報酬につながるような高度な教育訓練や職業訓練を手厚く行っていただきたいと思います。	非行防止や非行少年の立ち直りにおいては、教育や職業への定着が課題であり、健全な形で稼ぐ力を付けさせることが非行や犯罪から遠ざける上で重要と考えられるからです。	泊真児	③その他	ご意見に関しまして、職業能力開発校では、自動車整備関係や電気工事関係等様々な分野で資格取得や就職に向けた訓練を実施しています。さらに、訓練生への就職支援を行い、就職促進への取組を実施しています。また、企業や民間教育訓練機関等を活用した職業訓練の充実に取り組むことで、資格取得及び早期就職を支援します。
198	56	39	追加	・記載なし	矯正施設等で一定の矯正教育を受け、または保護観察等を受けた後でも、こどもの抱える全ての環境や課題（家庭環境・交友関係・発達課題等）が必ずしも解決するわけではないため、継続的な寄り添い支援や適切なフォローがない場合は再非行を犯すケースが後を絶たないため、そのことも理解する企業を増やし、安定した就労確保が必要と考えるため。	山田照子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、1-(6)-オ-②について以下のとおり追記しております。 保護観察後の生活困窮者に対し、生活困窮者就労準備支援事業及び就労訓練促進事業を実施し、社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、生活習慣の見直しを含む訓練や、就労体験を受け入れる企業の開拓等を行ってまいります。
199	57	16	追加	・出院までに就労先が内定できるようにハローワークと連携した就労支援に取り組む。	・素案たたき台部分に記載がないため、下記文章を追加。 ・出院までに就労先が内定できるようにハローワーク・コレワーク・保護観察所・就労支援事業者機構等と連携した就労支援に取り組む。	西江尚人	①意見を踏まえ修正	3章1-(6)-オ-②についてご意見のとおり修正しております。 なお、総合的な就業支援拠点のグッドジョブセンターおきなわ、就職困難者等の就労支援事業において、関係機関と連携した就労支援に取り組んでいます。
200	57	20	修正	・困難な場合に直面した場合	・「場合」が連続するため	西江尚人	①意見を踏まえ修正	委員ご指摘を踏まえ、3章1-(6)-オ-②「困難に直面した場合」に修正いたします。
201	57	28.2 9	追加修正	・プログラムの実施や少年、女性、精神障害、暴力団関係など様々な特性に応じた個別処遇を行うなど再犯防止に取り組む。	・沖縄県の少年の場合、暴力団関係よりも、知的障害、大麻や覚醒剤の薬物問題、飲酒運転や無免許運転等の事案が散見されるため。また、再犯防止のみならず、自立支援にも力を入れているもの。	西江尚人	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(6)-オ-③について次のとおり修正します。 ・少年、女性、知的・精神障害、薬物問題、交通違反など様々な特性に応じた個別処遇を行うなど再犯防止に取り組めます。
202	57	31~36	追加修正	（非行や犯罪に及んだこどもを見守る社会機運の向上） ・犯罪をした者等が地域社会において孤立することなく、地域の理解を得て、再び地域社会を構成する一員となれるよう、社会を明るくする運動や沖縄更生保護大会など、矯正施設、更生保護関係機関等が主催する運動等への参加を通じて、罪を犯した人の更生等に対する県民の理解醸成に取り組む。	（犯罪や非行に及んだこども・若者を見守る社会機運の向上） ・「犯罪や非行に及んだ」を定型化 ・更生保護大会は、更生保護関係者にほぼ限定されるため削除 ・反面、社会を明るくする運動は、更生保護関係者のみならず、国・県・市町村の大きくかわる国民的運動の位置付けであることから、詳細に表記。なお、更生保護関係者を列記したのは、広報的意味合いもあり、是非とも表記いただきたい。	西江尚人	①意見を踏まえ修正	委員のご指摘のとおり、3章1-(6)-オ-④について、「社会を明るくする運動」を追記する形に変更します。またNo.203にて、原文では、罪を犯すと社会の一員から外れたような印象を受けるとのご指摘があったことから、下記のとおり修正します。 ・犯罪や非行に及んだ子ども・若者が、地域社会において孤立することなく更生するためには、地域の理解が重要であることから、「社会を明るくする運動」など、保護司、更生保護女性会、BBS、協力雇用主等の更生保護関係者のみならず、国・県・市町村が一体となって行う運動等への県民参加を通じて、犯罪や非行に及んだ子ども・若者の更生等に対する県民の理解醸成に取り組めます。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方		
No.	行	素案たたき台					対応区分		
203	57	32	修正	・犯罪をした者等も地域社会において孤立することなく、地域の理解を得て、再び地域社会を構成する一員となれるよう…	・犯罪をした者等も地域社会の一員として排除されず、孤立せずに更生するためには地域の理解が重要である。そのために社会を明るくする運動や…	罪を犯した者も社会の一員である。原文では罪を犯すと社会の一員から外れたような印象を受けるため、修正が必要と考えるため。	山田照子	①意見を踏まえ修正	No.202と同じ
204	89	1		4 最重要課題の解消に向けた施策	教員の確保ならびに定着支援に向けた多角的な支援は、本県の重要課題と思います。ぜひ追加の検討をお願いします。		喜屋武裕江	③その他	教員の確保等は学校教育の重要な課題と考えております。ご意見を踏まえ、教員の確保等については、3章2-(2)-ア-③において次とおり追記しております。 ・教員定数の改善等について、引き続き、国の動向を踏まえ取り組みます。
205	89		追加	記載がない	中卒進路未決定者や高校中退者を把握する。さらに、サポートや貧困対策支援員につなぐ等の施策を検討する。	中卒進路未決定者や高校中退者に関する支援に対する記載がない。	山野良一	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、中卒進路未決定者や高校中退者に対する支援が十分行き届いていないことは課題だと考えておりますので、3章4-(1)-ウ「支援につながっていないこともその家庭への支援体制の構築」の中で、次とおり追記いたします。 「中学卒業後進路未決定者や高校中途退学者など、学校とのつながりがなくなり、各種支援や地域資源等とつながることができていない子ども・若者を把握し、支援につなげる仕組みを構築できるよう学校や関係団体等と協議・連携していきます。」 「就学、就労をしていない若者で、社会的自立に向けた展望を見出せない者に対して、社会的自立を促進するため、子ども若者みらい相談プラザsorae や地域若者サポートステーションなどによる相談・支援体制の充実を図ります。」 なお、「中卒進路未決定者や高校中退者に関する支援」に特化したものではありませんが、15～49歳までの若年無業者等を対象として、国が設置している地域若者サポートステーションと協働し、就労に必要な知識、技能を習得させる基礎的な職業訓練を実施することで、無業者状態から就労への移行を図り、地域社会の支え手となるよう職業的自立に向けた就労支援を実施しております。
206	89		追加	記載がない	良質な住居の確保の支援 に関する項目が必要なのではないか。	本年度6月成立の子どもの貧困解消法では、第12条に住居確保に関する支援が盛り込まれている。	山野良一	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章4-(1)-ア-②-(オ)保護者への支援 において、住宅に係る支援についてまとめて記載したところで。 また、子育て世帯、ひとり親世帯などの住宅確保要配慮者に対して、きめこまやかに居住支援をしていくためには、市町村居住支援協議会が必要となります。県は関係部局間で協働し、沖縄県居住支援協議会との連携を図りながら、市町村居住支援協議会の設立支援に取り組んでまいります。
207	89	24～25 27	修正	・市町村が行う専門的な… ・専門的な…	いずれも内容がほぼ同じなので、27行目の「専門的な…」を削除してはどうか。		狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章4-(1)-ア-②-(イ)「小中学生期」及び(エ)「支援を必要とする若者」の中で、「専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所～」と整理いたします。
208	89	27	修正	・専門的な個別支援…	24行と内容は同じ。	主語が抜けているのであれば、追加、抜けていないのであれば削除しても良いため	新崎峰子	①意見を踏まえ修正	No.207と同じ
209	89	27～39 32～34	追加	…居場所を設置する。 …職の支援と居場所の…	現在設置されている居場所に、そもそもどんな子どもが利用しているのか、利用した方がよさそうな子が利用していない(こぼれ落ちている)かを把握し、どんな状況や性質の子どもでも気軽に居られる、利用できる多様な居場所を保障することが重要だと考えます。 食の支援だけでなく、服の支援という視点も必要と考えます。P.18の図4-3より。同時に、そうした活動団体への支援もご検討いただきたいと思います。	貧困家庭の子どもだけでなく、全ての子どもが居やすい、利用しやすい居場所の提供が必要と考えます。例えば、非行少年や不良行為をした少年が利用できていない、行きづらいうら、それは居場所として全子どもをカバーしていることにはならないと考えるためです。 青少年への服の支援活動については、琉大と沖国大のボランティア団体が「慧(すい)」という名の服屋を立ち上げて活動しています。新聞記事にもなりました。こうした服の提供という視点は抜け落ちがちですので、追加をご検討いただきたいと思います。これは、SDGsの観点でも有効な取組と言えますし、場合によってはソーシャルビジネスとして花開く可能性も考えられます。	泊真児	①意見を踏まえ修正	内閣府の沖縄子どもの貧困緊急対策事業を活用し、市町村が地域の実情に応じて設置している居場所については、誰でも利用できるオープン型の居場所や、困窮家庭など対象を絞った居場所など、様々な形態がありますが、国庫補助事業である以上、一定の制約があることも事実です。県としましては、居場所に限らず地域の様々な資源と連携した支援の充実強化を図ることが必要だと考えておりますので、その方向性については、3章4-(1)-イ「貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援」の中に、次の一文を追加いたします。 「家庭や地域において、生きづらさや困難を抱える子どもや若者に対し、地域の様々な資源と連携した支援の充実強化を図ることで自己肯定感を抱き、自らの意思で行動することにより自立へとつながっていきます。」 また、ご意見のとおり、食の支援に限らず洋服や生活必需品など、様々なニーズがあると考えており、これらの支援を通じて困難を抱える家庭へとつながり、適切な支援につなげることが今更ますます重要になってくると考えておりますので、3章4-(1)-ウ「支援につながっていないこともその家庭への支援体制の構築」の中に、次の一文を追加いたします。 「地域で食事の提供を行う居場所や十分に食事を摂ることが難しい家庭に対し、食品等を安定的に供給する体制整備の充実強化に取り組むことに加え、民間企業や地域の子ども支援団体等と連携し、食支援などを契機として経済的に問題を抱えている家庭へとつながり、～」

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
210	89	36		追加 「連携・協力」し、…としてはどうでしょうか。	「協力」の文言が挿入されることで、より相互理解の上で実践することが伝わるように考えるため。	下地敏洋	①意見を踏まえ修正	沖縄振興特別推進交付金を活用した利用負担軽減の取り組みは、市町村の協力が不可欠であることから、委員の意見を踏まえ、3章4-(1)-ア-②-(イ)において、「連携・協力」に修正させていただきます。
211	90	15～18 20～21		修正 「生活保護世帯、生活困窮世帯…」 ・低所得世帯の…	いずれも内容がほぼ同じなので、「低所得世帯の…」を削除して、「生活保護世帯…」に統一してはどうか。	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯の児童生徒等の表記で、その他の対象世帯も「等」の中で読み込めることから、委員の意見を踏まえ、「低所得世帯の～」は削除することとし、4-(1)-イ「貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援」の中で整理させていただきます。
212	90	20-21		内容の確認 「多様な進学希望に対応した学習支援に取り組む」に対して次の内容を確認したい⇒学習支援の内容はどういうものか？（学習塾を無料で通う事ができるのか・地域にその塾がない場合、移動手段に係る経費なども含めて助成などあるのか？）		宇根美幸	③その他	ご意見いただいた、学習支援につきましては、学習意欲が高く成績良好な中学3年生及び高校生を対象に、民間の塾で学習支援が受けられる通塾支援を行う事業（進学チャレンジ支援事業）になります。民間の塾に委託し、受け入れていただいておりますので、送迎までは行っておりません。また、生活保護世帯及び生活困窮世帯の小学生から中学生を対象に、無料で通うことのできる学習支援教室を町村に21箇所開設し支援を行っております。さらに、各市においても学習支援教室を設置し、支援を行っております。
213	90	28-30		追加 「子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子どもを支援につなげるための調整等を行う「子どもの貧困対策支援員」の市町村への配置を促進する。	市町村に配置される支援員について、町村部では一人配置が多く、活動において孤立感や業務負担などがあり定着がされないことも多いため、支援員が一人配置の地域については増員し、支援員離れを防ぐ対策も必要。また、「子どもの貧困対策」という名称もよくない。	宇根美幸	③その他	「子どもの貧困対策支援員」は、内閣府の沖縄子どもの貧困緊急対策事業を活用し、市町村が地域の実情に応じて配置しております。町村部では一人配置が多いとのことですが、町村の財政事情や人材不足など様々な要因があるかと思えます。なお、名称については、現在は「貧困対策」と使わない市町村がほとんどで「寄り添い支援員」や「子ども支援員」「子どもサポーター」など、様々な名称で活動していただいております。いただいた意見につきましては、市町村にも共有させていただきたいと思えます。
214	90	28-30		追加 「子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子どもを支援につなげるための調整等を行う「子どもの貧困対策支援員」の市町村への配置を促進する。	子どもの貧困対策支援員は、支援対象となる子ども達の掘り起こしも業務としてあるが、要対協の事務局業務にあてられ本来の業務に従事出来ない地域もある。要対協と子どもの貧困対策支援員の業務のすみわけ（それぞれの役割についての活動と、連携する活動）は必要。	宇根美幸	③その他	ご意見のとおり、貧困対策支援員については、要対協案件に限らず、学校現場や子どもの居場所と連携し、保護者となることが役割として期待されておりますので、配置主体となる市町村にいただいた意見を共有し、本来の役割を發揮できるよう周知させていただきます。
215	90	36-38		追加 市町村が配置設置することの貧困対策支援員や子どもの居場所に対して習熟度に応じた研修会等を実施し、地域の実情に応じた支援体制の構築や、貧困対策支援員及び子どもの居場所の資質向上につなげる。	支援員や居場所で支援することの状況として発達・発育に関することや、精神的疾患の課題を抱える子どもや世帯も多い。子どもの状況の整理や支援の検討段階において専門助言が必要なことも多い。それぞれの地域で医療・福祉・障がい・弁護士などの専門に電話相談や現場に向いてもらっての相談助言などできる（貧困対策事業の専門分野人材バンクのようなもの。）仕組みがあると、支援者の資質向上につなげられる。	宇根美幸	③その他	支援の現場では、様々な課題を抱える子どもに対応する必要があるため、必要な支援体制を構築していくことと合わせて、支援員の専門的な知識やスキルを向上させていく必要があると考えております。このため、県では、内閣府の子どもの貧困緊急対策事業を活用し、広域的な支援の観点から資質向上を図るための研修の開催や、県内5圏域に居場所や支援員に相談・助言等を行うコーディネーターを配置するなどとしており、市町村においても同事業を活用し、居場所に専門家を派遣する事業なども実施できるようになっております。これら事業を組み合わせてもなお、特定の分野で専門性を高めるニーズ等がありましたら、ご提案の人材バンクのような取組も含め検討してまいりたいと思えます。
216	91	8～10		質問 ・学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づける具体的な方法は？ ・早期に発見し支援につなげることが必要であるが、特に支援の初期段階において学校は個人情報取り扱いを理由に、支援検討会議が開けないことがある。県として教育委員会とどのように連携し、その課題を解決できるように検討しているのか？		宇根美幸	③その他	子どもが日中の大半を過ごす学校現場において、支援が必要な子どもを早期に発見する機能は非常に重要だと考えております。この観点からの取組として、現在、糸満市、うるま市、南城市において、学校現場で教員、SSW、行政（教育・福祉）などが一堂に会し、気になる生徒について意見を出し合い、支援の方向性について判断する「学校版スクリーニング」に取り組んでおります。県としましては、このような学校現場において相談から発見、支援につなげていくプラットフォームとしての仕組みを構築し、教育と福祉が連携のうえ、地域の社会資源や支援制度につなぐ取組を普及させたいと考えております。なお、当該施策の方向性については、3章4-(1)-ウ「支援につなげていない子どもとその家庭への支援体制の構築」に盛り込んであります。
217	91	23		追加 …情報を共有すること等により、必要な児童生徒に対し援助が…	…情報を共有すること等により、どの市町村でも必要な児童生徒に対し必要な援助が…	狩俣みつ穂	②原文どおり	就学援助制度は各市町村が地域の実情に応じて認定基準や給付内容を定め、市町村単独事業として実施されていることから、制度上、すべての市町村において同じ援助を受けることができるものではありません。県としては引き続き、市町村への情報提供や情報共有を行い、就学援助制度の効果的な実施を促してまいります。
218	91	30		追加 ・教育扶助については…	・生活保護の教育扶助については…	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章4-(1)-ア-②-(イ)について以下のとおり修正します。生活保護受給者に対しては、義務教育に必要な各種費用が支給される教育扶助を活用し、就学の保障を図ります。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
219	91	(教育費の負担軽減)	追加	高校の寮について費用が高くないか？また土日や祝日など寮では食事が提供されず、子どもたち個々が自己負担をしている。小遣いがない子どもは食べることを控えていることもある。子どもたちの健康管理としても寮での食事の提供や費用軽減など検討が必要。		宇根美幸	③その他	県立高等学校の各寄宿舎では物価高騰等の影響もある中、毎年の寮費の決定を慎重に行っています。食事提供につきましては、学校の状況や生徒のニーズを考慮し、各学校で計画して実施しております。なお、県立高等学校の各寄宿舎では賃貸アパートの賃借料にあたる費用、及び食事の調理に係る費用は徴収しておらず、受益者負担となる光熱水費・生活消耗品費・食材費等のみを徴収しており、賃貸アパートで生活するよりかなり費用を抑えているのが現状です。また、群星寮(離島児童生徒支援センター)における、高校のない離島出身の生徒は、離島高校生就学支援事業により寮費(使用料)の補助があり、実質的な負担は食材費のみであり、食事は土日・祝日を含め朝夕の提供があり、調理委託も県費で対応しており、保護者の負担軽減を図っております。 なお、私立学校においても学生寮を設置している学校がありますが、離島生徒に限らず部活動等の兼ね合いで入寮している場合もあります。原則として私立学校の運営に関する事項であり、費用、食事の提供等については、把握しておりませんが今後必要に応じて、実態の把握等の情報収集に努めてまいります。
220	92	28	修正	世帯収入額に関わらずや親の収入等に関わらずや家庭の経済的状況に関わらず(等)	低所得世帯という表現だと支援を利用しやすく、また受ける印象もネガティブに感じるため。(→低所得世帯に代わる表現がうまく浮かびませんでした)	上野さやか	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、支援策の要件としての「低所得世帯」については原文どおりとしますが、理念として示す場合には、「家庭の経済状況に関わらず」と修正いたします。 3章4-(1)-ア-②-(イ)、(ウ) 3章4-(1)-イ
221	92	32~33	追加	・低所得世帯の子どもを対象に…	・低所得世帯の子ども対象に、余暇、レクリエーション、文化、スポーツ等の機会を提供、大会参加費等の支援する地域の取組を促進する	新崎峰子	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、子どもの体験格差には、余暇、文化、スポーツのほか、離島県である本県については、経済的な理由により大会参加も困難な場合があることは承知しております。このため、様々な体験格差を是正するため、3章4-(1)-イ「貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援」の中に、次の一文を追加します。 「経済的事情や地理的事情など、様々な要因による体験格差を是正し、子どもが生き生きと活躍ができることを目的とした、新たな体験メニューの創出に取り組みます。」
222	93	14	追加	・家庭内の問題を潜在的に抱え込んでいる生徒や困難を抱えている生徒を把握し、適切な支援機関につなげるために、県立高校へのSSW配置の拡充等を積極的に推し進める。	・現状では、すべての高校に居場所が設置されているわけではありません。家庭内の潜在的問題を抱えている生徒や困難を抱えている生徒を支援するためには、学校内においてSSWによる支援が必須だと考えます。	金城伸子	③その他	高等学校においては、スクールソーシャルワーカーに代わり、就学継続支援員を配置し定着を図っているところですが、ご指摘の箇所は「子どもの貧困対策」に関する節であり、就学継続支援員は包括的に支援を行っているため、3章2-(2)-ケにおいて記載しております。
223	95	20	追加	・市町村と「連携」し、…	「連携・協力」し、…としてはどうでしょうか。	下地敏洋	①意見を踏まえ修正	居住支援は多くの関係者で取り組むべき課題であることから、ご意見のとおり「連携・協力」で修正します。3章4-ア-②-(オ)
224	96	9	修正	・市町村が…	各市町村でも、子ども基本法に基づく県の「〇〇計画」の趣旨を鑑みた計画を策定する事を概ね2年以内に実行するものとする	松谷香	③その他	市町村の子ども計画については、第5章-3-(2)に記載します。
225	59	17	追加	・記載なし	素案たたき台部分に記載がないため、下記文章を追加。 ・各市町村のニーズに応じて、支援を補完できるような体制を構築します。	松本大進	②原文どおり	「子ども家庭センター」の設置促進にあたっては、市町村との意見交換を通して、専門職の確保や人材育成等に課題があることが確認されていることから、市町村における取組状況や課題等を共有しつつ、市町村と連携して人材育成等に取り組んでいくこととしております。
226	59	31	誤字修正	乳幼児検診等	乳幼児健診	安藤美恵	①意見を踏まえ修正	ご指摘を踏まえ修正します。
227	60	17	追加	多様な保育ニーズに対応するため	現実的には、多様なニーズに応えられる保育士はもういない。多様なニーズとは具体的に何なのかを記載したほうが良い	ウィンフィールドひろみ	③その他	多様なニーズに関しては「第2章子ども・若者を取り巻く現状と課題」「2子育て環境の現状と課題」「(1)子ども・子育て施策に関する本県の取組」に「…幼稚園、保育所の他、認定子ども園や地域型保育事業などの多様な教育・保育の場、一時預かりや病児保育、放課後児童クラブ等の様々な子育て支援が整備され、地域の実情や保護者のニーズに応じた選択が可能となった」と記載しております。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
228	60	20～21	修正	保育や医療に係る経済的負担を軽減する	保育や医療に係る経済的負担を軽減はどのようなことなのかを記載して欲しい。	ウィンフィールドひろみ	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章3-(1)-①幼児期から高等教育段階までの切れ目のない負担軽減に以下の内容を追記しました。 「安心して子育てを行える環境を実現するため、子ども・子育て支援制度に基づく幼児教育・教育の無償化及び多子世帯に対する保育料の負担軽減に取り組むとともに、…」
229	60	32	修正	子ども	その他(23ページ6行目、27ページ10行目、38ページ14行目、60ページ32行目、61ページ17行、20行、)	上野さやか	③その他	No.89と同じく
230	61	17、20	修正	子ども	その他(23ページ6行目、27ページ10行目、38ページ14行目、60ページ32行目、61ページ17行、20行、)	上野さやか	③その他	No.89と同じく
231	61	21	修正	家庭的な養育環境で	家庭と同様または家庭的な養育環境で	上江洲肇 前川英伸	①意見を踏まえ修正	代替養育を必要とする子どもに対しては「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要があることから、ご意見を踏まえ、3章2-(1)-イ-③「未就園児への支援」の中で「可能な限り家庭と同様または家庭的な養育環境で養育する体制の充実を図る～」に修正します。
232	62	39		認定子ども園を結節点とした	結節点という言葉の定義を示して欲しい。一般的にはわかりづらい。	ウィンフィールドひろみ	①意見を踏まえ修正	「結節点」の表現は、黄金っ子応援プランH27版、R2版、文部科学省の「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」中間整理案で用いられている表現です。ごども計画では、一般県民にもわかりやすくなるため、初出の3章2-(1)-イ-⑤に次のように説明を追加します。 ・質の高い教育・保育を総合的に提供するために、教育委員会・福祉部局が、緊密な連携を図りながら「沖縄型幼児教育」の構想をいかし、公立幼稚園及び公立幼稚園から移行した認定子ども園を、小学校（縦）と幼児教育施設（横）をつなぐ結節点とした保幼ここの連携体制の構築を推進していく。
233	63	14～17		保育士などの人材育成・確保・処遇改善	教育基本法のように研修する権利を示さなければ絵に描いた餅でしかない。	ウィンフィールドひろみ	②原文どおり	教育基本法第9条では、「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」とあり、保育所保育指針では、第5章で研修機会の確保等について示され、研修を受ける機会が確保されていることが重要という認識です。この部分は、県の取り組みを示す箇所なので、原文どおりとします。
234	63	19	追加	・乳幼児期から学童期までの教育・保育の狙いを系統的に整理したものをとに…	・具体的に何のことを指しているのか明記できるのであれば、明記した方がよいと思います。	金城伸子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章2-(1)-イ-④を以下のように修正します。 保育所・幼保連携型認定子ども園・幼稚園における指導計画作成の手引き等を幼児教育施設へ提供…幼児教育施設の保育の質の向上を図る。
235	64-66		追加	記載がない	教員が働きやすい体制への改革が必要である。また、教員定数の改善等をはかっていく。	山野良一	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章2-(2)-ア-③（学校における働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組の推進）を新設して追記します。 教職員一人ひとりが、心身ともに健康で本来の職務に専念し、専門性を十分に発揮して、子どもたちへのより良い教育を行っていくことができるよう、働き方改革とメンタルヘルス対策の取組を一体的に推進します。また、教員定数の改善等については、引き続き、国の動向を踏まえ取り組みます。
236	65	3	追加	・記載なし	個別配慮が求められる教育現場や子ども支援施設において、多様な個性・発達特性を持つ子どもの教育・指導にあたる教職員や支援者が疲弊し、休職や離職に繋がる現状を改善するため、特別支援学校での研修や、学校作業療法士、その他専門家等を派遣し、教職員や支援者の実践的対応力の向上や相談できる環境を整え、メンタルヘルスの安定を図り、スキルアップや精神的負担の軽減を目指す。	山田照子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章2-(2)-ア-②に下記のとおり追記します。 「教育的支援が必要な生徒の学びが保証されるよう、管理職を含めた教職員への研修を行うとともに、専門家を派遣するなど、教職員のスキルアップに取り組む。」 また、教員のメンタルヘルス等についてはNo.235のとおりです。 なお、保育士に関して、3章2-(1)-イ-⑥等において下記のとおり記載しております。 幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士に対し専門家による相談支援に取り組みます。
237	65		追加	コミュニティ・スクールについて	県内には、良い実践例があり（浦添市）、全県で促進できるように県としても推し進めていく必要がある。研究の推進（大学との連携）も必要。	山野良一	③その他	ご意見のとおり、県立高校においてはコミュニティ・スクールを推進しているところですが、また、コミュニティ・スクール（CS）と地域学校協働活動の一体的推進を図るため、CSアドバイザーの設置を検討しており、今後、県立学校含め、全県で促進できるよう県としても推し進めていきます。
238	66	20	追加	・道徳科…	・道徳科、特別活動、総合的な学習の時間を活用し、平和教育、情報モラル教育に取り組む。	新崎峰子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章2-(2)-ア-⑥について次のとおり修正します。 →道徳科、特別活動、総合的な学習の時間を中心とし、児童・生徒の道徳性を育み、発達の段階に応じた情報モラル教育を推進します。 【参考】ごども大綱 P27 社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進する。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
239	66	22	・記載なし	追加 (規範教育の推進) ・道徳的価値観、社会的ルールを理解と厳守、社会的スキル(協力・共感・コミュニケーション)の育成、問題行動(いじめや触法行為)などの予防、自己制御能力の発達、社会の一員としての意識醸成、公共の利益や他者配慮の姿勢の醸成等を目指し幼少期からの規範教育を目的に、警察や各種専門家(職)と連携した教育を推進する。	幼少期からの規範教育を行うことでルール・マナー・モラルを育み、社会の一員としての自覚や規範意識の育成が必要と考えるため。	山田照子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、2-(2)-ア-⑥について次のとおり修正します。 規範意識の醸成に向け、小中学校における自治的な活動の展開や関係機関と連携した取組を推進します。
240	66	22	・記載なし	追加 (様々な感情・情緒に関する教育の推進) 幼児期の愛着形成は子どもの心身の発達に大きく影響し健全な発達において非常に重要である。そのために基本的な信頼感の形成、情緒的な安定、社会的スキルの達成、ストレス対処能力向上等を目指すため、専門家による教育のもと、子ども自身が心に芽生える様々な感情を学び、自己肯定感や自己効力感等の健全な育成を推進する。	愛着形成に課題のある子どもたちも多く、その影響としても問題行動や不登校等も多々散見される。家庭での健全な情緒交流が得られない環境の中で育つ子どもも多いことから、学校や支援施設等で子どもたちが感情について学ぶことで、学校における各種問題(いじめ、ケンカ、癇癪、登校しぶり、不登校等)の根本的課題解決に繋げ、子どもの健全な心の成長を促進すると共に教職員や支援者の精神的負担軽減を図る必要があると考えるため。	山田照子	①意見を踏まえ修正	委員の意見を踏まえ、2-(1)-イ-①について以下のとおり修正します。 ・乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりの子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、…子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育を提供する。
241	66	22	・記載なし	追加 ①自己理解と自己調整:感情を理解することで自己認識が深まり、自分の感情は行動の背景を理解することが出来る。 ・感情の調整:感情を認識し、適切に表現することでストレスやフラストレーションに対処しやすくなる。		山田照子	①意見を踏まえ修正	No.241～246の内容については、非認知能力に関するものだと考えます。非認知能力については、将来の見通しが難しい現代社会において求められる能力だと考えられます。2-(2)-ア-①において以下の文章を追記します。(「生きる力」との関連がありますので、当該箇所を追記します。) ・学力等の認知能力とともに、意欲や、協調性、粘り強さ、計画性、創造性、自制心、コミュニケーション能力といった、生きる力の土台となる「非認知能力」の育成に努めます。
242	66	22	・記載なし	追加 ②社会的スキルの向上 ・共感能力:自分の感情を理解することで他人の感情を理解し、共感する心が生まれ、人間関係の質が向上する。 ・対人関係の構築:感情を適切に表現する方法は、友人や家族との健全なコミュニケーションを促進し、人間関係を築く基盤となる。		山田照子	①意見を踏まえ修正	No.241の回答と同じ
243	66	22	・記載なし	追加 ③問題解決能力の向上:感情を理解し適切に表現することで対立や誤解が生じた際、建設的に対処する能力が高まる。 ・意思決定:感情を考慮に入れた意思決定は、よりバランスのとれた選択を促し、長期的に見て有益な結果をもたらす。		山田照子	①意見を踏まえ修正	No.241の回答と同じ
244	66	22	・記載なし	追加 ④学業の向上:感情をコントロールする能力は集中力を高め、学習へのモチベーションを維持するのに役立つ。 ・ストレス管理:学習や学校生活に伴うストレスを適切に管理することで学業成績の向上に繋がる。		山田照子	①意見を踏まえ修正	No.241の回答と同じ
245	66	22	・記載なし	追加 ⑤精神的健康の維持 ・メンタルヘルス:感情を抑制させず適切に表現することでメンタルヘルスの問題を予防し、心の健康を維持する。 ・自己肯定感:感情を受け入れ、自分の感情を理解することで、自己肯定感が高まり精神的な安定が得られる。		山田照子	①意見を踏まえ修正	No.241の回答と同じ
246	66	22	・記載なし	追加 ⑥人生の質の向上 ・適応力:様々な状況や環境に柔軟に対応できる能力が養われ、困難な状況でも健全、前向きに対処できる力が身につく。 等、心、感情について学ぶことは子どもの心身の成長が健全に育まれる事に繋がることから、専門家による教育を推進する。		山田照子	①意見を踏まえ修正	No.241の回答と同じ

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
247	66	28	・記載なし	追加 ・保・幼・小において、運動に親しむ環境をつくり、体力の向上に取り組む。	・運動に親しみ、体力の向上を図るには幼少期からの取組が大切だと考える。	新崎峰子	①意見を踏まえ修正	ご意見については、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の「健康」の領域において「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。」と示されています。3章-2-(1)-イ-④に、幼稚園教育要領等の十分な理解を深め、専門性の向上を図ること等について記載しており、運動に親しむ環境をつくり、体力の向上に取り組むことも含まれております。 なお、意見を踏まえ、2-(2)-ア-⑦(体育授業の充実、こどもの体力向上)に、以下を追加します。また、水泳・武道・ダンス等の授業においては、地域における実技指導協力者の派遣を活用するなど運動に親しむ環境づくりに取り組みます。
248	66	31	早寝・早起き・朝ご飯運動等を展開	修正 早寝・早起き・朝食等の習慣化については、家庭の協力を得ながら普及啓発を促進する。(こども大綱16頁の文言を一部引用)	単なる「運動」の展開ではなく、貧困その他の事情で家庭教育が十分担えない環境下にあるこどもにも、規則正しい生活習慣を身につける普及啓発(場合によっては支援)を行うことが必要なのでは？	井村弘子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、2-(2)-ア-⑧において次のとおり修正します。 こどもが規則正しい生活習慣を身につけ、心豊かで健やかに成長していけるよう、学校及び教育機関においては、早寝・早起き・朝ごはん等の習慣化について、家庭の協力を得ながら普及啓発を促進するとともに、養護教諭研修会の実施や、歯科保健教育の推進に取り組みます。
249	66	35	・関係機関が一体となり、薬物乱用防止教育や地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動に取り組むとともに、	修正 ・関係機関が一体となり、薬物に心を隙を狙われない心の教育や薬物乱用防止教育や地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動に取り組むとともに、	アルコール、タバコ等を始めるこどもの中には、自身の心の問題や交友関係、家庭環境等の課題にぶつかった際に課題解決法として対処療法的にアルコールやタバコ等に手を出すケースもある事から、心の教育の必要があると考えるため。	山田照子	①意見を踏まえ修正	薬物乱用防止に係る心の教育においては、児童生徒の発達段階に応じて関連教科や道徳・特別活動、総合的な学習の時間及び警察等関連機関と連携した薬物乱用防止教室等において、ロールプレイング等を活用しながら学校教育活動全体を通して学んでいることから、2-(2)-ア-⑧において「児童生徒の発達段階に応じた薬物乱用防止教育」という文言に修正します。
250	66	35	・記載なし	追加 (幼少期からのキャリア教育の推進) “どの職業に就きたいか”と考える前に、大人になったとき、“どんな大人でありたいか”を考えられる力を育むことから自立を目指し、その上でこどもが自分の個性・特性・性格・能力等を活かした職業を探す力を育む力を育むために、専門家等による以下の課題等の教育を受ける機会を設ける ①将来の選択肢の理解 ②目標設定と動機付け ③自己理解と能力の発見 ④社会的スキルと準備 ⑤社会貢献		山田照子	②原文どおり	ご意見について、3章1-(2)-ウ-①や、2-(2)-エ-③「社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育」以降にキャリア教育全般について記載していることから当該箇所においては原文どおりとします。 なお、専門家等による教育を受ける機会について高校では「キャリア教育推進事業」において、学校の必要に応じて全高校へキャリア・コンサルタントを派遣しキャリア教育の推進に取り組んでいるところです。(NO.85回答と同様。)
251	67	9	子育て世帯の経済的・・・	修正 市町村を支援するだけでなく、県も給食無償化を進めるという姿勢を示すべき	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、中学校の給食費無償化に向けてすべての市町村と連携、協力し進めていく。	与那嶺清子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、2-(2)-ア-⑨において、修正いたします。 「子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、中学生の給食費を対象として、すべての市町村に支援していきます。」
252	67	9、10	・子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、中学校の給食費無償化に取り組む市町村を支援していく。	修正 ・市町村間で格差を生んではならない。	・子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、すべての市町村と連携協力し、支援していく。	松本哲治	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、2-(2)-ア-⑨において、修正いたします。 「子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、中学生の給食費を対象として、すべての市町村に支援していきます。」
253	67	9～10	・子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、中学校の給食費無償化に取り組む市町村を支援していく。	修正 松本浦添市長の提案に共感	松本浦添市長の提案を希望。または、それに近い文言	松本真子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、2-(2)-ア-⑨において、修正いたします。 「子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、中学生の給食費を対象として、すべての市町村に支援していきます。」

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
254	67	14-17		居場所拡充は必要であるが、運営団体が疲弊しないよう運営に係る補助のあり方や、拡充のまえに既存の居場所の支援体制を検討してほしい。		宇根美幸	③その他	<p>子どもが学校を終えた後、歩いて通える身近な場所に居場所があることが望ましいと考えているため、今後も居場所が設置されていない小学校区を中心に拡充していく必要があると考えております。</p> <p>また、300か所まで増えた居場所・子ども食堂の持続的な運営を図っていくことも課題だと考えており、そのためには市町村における居場所や地域資源との連携、企業等とのマッチングなど、様々な方策を検討していく必要があります。その中で補助のあり方も含め検討していく必要があると考えておりますので、いただいたご意見も踏まえ、市町村と課題認識を共有し対応を検討していきたいと思っております。</p> <p>さらに、放課後児童クラブに関しては、子ども・子育て交付金等に基づき人件費や賃借料等の運営費支援を行っております。また、令和6年度からは放課後児童支援員を2名配置した場合の運営費の拡充等が行われております。県としては、引き続き市町村や関係団体等と意見交換等を行い、運営団体等に対する支援について検討してまいります。</p>
255	67	15	修正	・不登校の児童生徒の支援を含めた、多様な	不登校となる児童生徒が増加する中、このような児童生徒の居場所の確保の確保が必要であるところ、多様な、という広がりのある文言にとどまらず、このような児童生徒の居場所の支援の必要性をより強調するため。	松本大進	①意見を踏まえ修正	<p>多様な居場所の文言には、不登校やひきこもりなど専門的な支援を要する子どもを対象にした居場所や、困窮家庭・一般家庭を区別することなく受け入れを行うオープン型の居場所、若年妊産婦に特化した居場所など、様々な形態の居場所という意味合いのほか、食事支援、生活支援、学習支援、キャリア支援など、多様な支援を行う意味合いも含め、「多様性」という文言を用いており、ご意見の主旨も包含していると考えていますので、原文どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、ご意見の箇所については、ご意見等を踏まえ大幅な修正を図っておりますが、2-(2)-イにおいて「すべての子ども・若者が、年齢を問わず…」の記述の中で含ませていただいております。</p>
256	67	19	修正	・多子世帯への支援や児童館等の整備を促進すること等により、多様な子ども・子育て環境の充実に取り組む。	無料で18歳未満が利用できる児童館は、遊びを通して情操を高める役割があり、子どもの心身の健全な育成に大きく寄与することから、全ての小学校区に児童館または児童館の機能を持った施設を設置し、地域において異年齢交流ができる環境が必要と考えるから。	山田照子	①意見を踏まえ修正	<p>ご意見を踏まえ、2-(2)-イ-①「多様な居場所づくりの推進」の中に、以下の一文を追加いたします。</p> <p>「小中学校等において放課後や週末等に余裕教室を活用した、子どもの安全・安心な活動拠点（放課後子ども教室）の設置や、児童館や公民館等既存の地域資源の活用により、地域の実情に応じた多様な子ども・子育て環境の充実に取り組むとともに、～」</p>
257	67	19-20		児童館の整備促進について、小さな町村においては広域的に設置がしやすい整備促進の方法を検討してほしい。北部地域においては離島も含むと12市町村あるが、その広大な地域に1箇所しかない。		宇根美幸	③その他	<p>各市町村においては、それぞれの自治体等が運営する施設や公共的な施設があり、どのような形態の地域資源・施設等を活用して子どもを含めた住民の居場所を確保していくかについては、各市町村の地域の実情に応じて対応されていくものと考えております。児童館を含めた居場所づくりに関しては、引き続き市町村と意見交換等を行ってまいりたいと考えております。</p>
258	67	26-27	意見	離島の居場所ではキャリア教育支援の取組として、プロの職業を実際に見て・体験したい要望がある。離島へ出向いて来てほしいという内容であるが、居場所支援の一環として専門企業の派遣が依頼しやすいネットワーク構築はできないか？		宇根美幸	③その他	<p>県では、居場所のネットワークを促進するための取組を行っており、その中の一環として、居場所と企業等との連携強化を図るため、企業等へ訪問して子どもの居場所の活動を紹介するとともに、連携支援案件の企画立案について助言・サポートする取り組みを行っています。離島の居場所での具体的な派遣を依頼したい企業や職業等がございましたら連絡いただければ調整させていただきます。</p>
259	67	30	修正	子ども	No.89同様	上野さやか	③その他	No.89と同じく
260	67	33-34		児童・生徒の安心・安全な活動拠点の人材育成・確保においては、ハラスメント、性暴力、性の多様性に関する教育・研修を徹底し、支援者が加害者にならないよう、また子どもたちが被害者や加害者にならないようにする必要が欠かせないと考えます。	子どもたちの活動拠点が真に安心・安全な場所であるためには、ハラスメントや性暴力等の事案が発生しないような体制、教育・研修を徹底して行うことが大前提と考えられます。	泊真児	③その他	<p>ご意見につきましては、3章2-(2)-イ-①等に記載の研修等の実施による職員等の資質向上の中で、ご指摘の観点を含めて取り組んでまいります。</p>
261	67			市町村が設置する子どもの居場所だけを子どもの居場所にせず、既存の塾やスポーツ・習い事なども子ども達が行きたいと思えば居場所となるため、既存にある施設などの利用についても居場所と捉え、支援対象となる子どもたちの利用に係る費用の負担軽減など検討してほしい。		宇根美幸	①意見を踏まえ修正	<p>No.51と同じ(3章2-(2)-イ-①追記)</p> <p>なお、放課後児童クラブに関しては、子ども・子育て支援交付金に基づき人件費や賃借料等の運営費支援を行っております。また、放課後児童クラブ支援強化事業において、交付金対象外のクラブに対しての賃借料支援を行っており、利用料の低減を図っております。県としては、引き続き市町村や関係団体等と意見交換等を行い、運営団体等に対する支援について検討してまいります。</p>

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方		
No.	行	素案たたき台					対応区分		
262	68	16		「『放課後児童対策パッケージ』等を踏まえ、放課後子ども教室との一体型の推進や学校施設の積極的な活用を図る。」	一般県民も目にする計画であり、「放課後児童対策パッケージ」について説明が必要だと考えられる。	一般県民にとって分かりやすい内容とするため。	本村真	①意見を踏まえ修正 ご意見を踏まえ、3章2-(2)-イ-②において次のとおり修正します。「国の方針を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型・連携型の推進や学校施設の積極的な活用を図ります。」※「放課後児童対策パッケージ」は令和6年度までの方針であるため「国の方針」とします。また、こどもの居場所に関する記載については、「①多様なこどもの居場所づくりの推進と」、「②放課後児童対策」の2つに分けて、わかりやすい表現で取り組み内容をとりまとめしております。	
263	69	####	追加	性暴力の加害・被害防止に関する研修内容も盛り込んでいただきたいと思えます。	性の悩みには、性暴力、性加害・被害的なものも含まれることがあるためです。	泊真児	②原文どおり	ご意見の箇所に記載している施策は、こどもに対する性教育に関連するものとなっており、委員のご意見にある性暴力、性被害に関する研修については、3章1-(5)-ア-⑦「性被害の被害者となったこどもの精神的・身体的な負担軽減の推進」の中に記載しております。	
264	69	27	修正	児童生徒	子ども	No.89同様	上野さやか	③その他	No.89と同じく
265	69	35	追加	・記載なし	(マネーリテラシーを育み、お金や価値に対する教育の推進) ・お金の価値や自己成長における健全な自己投資等について学ぶことで、適切な金銭感覚を育み、ゲーム等における高額課金問題や、金銭せびり、金品持ちだし、交友関係維持のためのお金や物の譲り受けや万引き等の諸問題抑止に繋げるために、専門家等を学校へ派遣し、幼少期からマネーリテラシーに関する授業を推進する。	お金の価値について学ぶ機会の少ないこどもたちは、ゲーム課金やお金を使って友達作りをするなど、根本的課題解決に至らない方法で他者とのコミュニケーションを取ることで、トラブルが起こることもあるため、幼少期からのお金の教育が必要と考えるため。	山田照子	③その他	ご意見のありました内容につきまして、3章2-(2)-エ-②の金融経済教育について、次のとおり加筆修正いたします。「学校や放課後児童クラブ等に対し、講師を派遣するなど、将来の生活の安定につながる金融経済教育の充実に取り組みます。」 また、いただいたご意見については、家庭科や社会科の授業等において取り組んでまいります。
266	69	39	削除	・・・消費者教育を推進す・・・	・・・消費者教育を推進す・・・	・記載ミスでしょうか？	金城伸子	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり、「・・・消費者教育を推進」と訂正いたします。
267	70	6		(ライフデザインに関する意識啓発・情報提供)	ライフ・デザインに関する内容が、定時制・通信制に対する取組のみになっていることに違和感を覚えます。これから続く計画に限定的な内容ではなく汎用的な書き方に変更いただければと思います。		喜屋武裕江	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり、全課程における取組でありますので、3章2-(2)-イ-③に再構成して記載いたします。
268	70	7	削除	・アルバイトをしている定時制・通信制高校の生徒に対し、・・・	・アルバイトをしている高校の生徒に対し、・・・	・アルバイトをしている高校生は全日制高校にもいるので、定時制・通信制に限定しない方がよいと考えます。	金城伸子	①意見を踏まえ修正	No.267と同じく
269	70	25、28	修正	児童生徒	子ども	No.89同様	上野さやか	③その他	No.89と同じく
270	72	11	修正	スクールソーシャルワーカー	・スクールソーシャルワーカーおよびスクールカウンセラー	スクールカウンセラーについても、倫理に関わる研修など、基礎的な研修が必要であると考えます。	松本大進	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章2-(2)-オ-②について下記のとおり修正します。「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、各地区教育事務所における研修の充実を図る。」
271	72	11～12	追加	・スクールソーシャルワーカーの・・・	・スクールソーシャルワーカーの配置支援体制の整備に努め、資質向上のため、各地区教育事務所における研修の充実を図る。	・子ども、家庭の問題、支援は学校だけでは解決できないケースが多々ありSSWの配置、資質向上は必要であるため。	新崎峰子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章2-(2)-オ-②について下記のとおり修正します。「社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを学校へ配置し、支援体制の整備に努めます。」
272	72	14～18		いじめの重大事態に係る学校からの報告	管理職、教職員が重大事態の定義、認識を徹底して理解し、いじめ防止対策推進法に基づく迅速な報告と適切な対応を取るよう周知を図る必要があると考えます。	重大事態と思われる事案が発生した際の初動対応や報告に問題があるケースが見られることから、先の周知徹底を図る必要があると考えます。	泊真児	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、重大事態等への対応について周知徹底を図る必要があることから、3章2-(2)-オ-③に以下の文言を追加します。「いじめ防止対策推進法に基づく措置について、すべての教職員が正しく理解し、迅速に対応できるよう周知徹底を図ります。」
273	72	19	追加	・記載なし	・学校が低コストかつ、教員の負担も少ないような、簡易に導入できるストレスチェックのアプリを導入し、いじめの早期発見に取り組む。	被害を受けているこども自身が、可能な限り、SOSを発信しやすい環境を整える必要があるため。	松本大進	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章2-(2)-オ-①について以下のとおり修正します。 ・いじめ防止対策推進法に基づく未然防止・早期発見・早期対応の取組やSNS等を活用した相談体制の整備等について情報提供に努めます。
274	72	22～23	追加修正	・学校内外の教育支援センター・・・	・学校外の教育支援センター、学校内の校内自立支援室、校内適応指導教室の設置については・・・	・学校によっては未配置で課題も多く、より力をいれてほしいところなので明確にすることが大切のため。	新崎峰子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章2-(2)-カ-①において、「学校内の校内自立支援室や学校外の適応指導教室など、学校内外の教育支援センター」に追加修正します。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方		
No.	行	素案たたき台					対応区分		
275	72	24	追加	・記載なし	(学びの保証:オンライン教育・eラーニング・タブレット端末等を併用した学びの多様化) ・不登校や発達課題を抱えた子どもの学びを保証するため、オンラインでの授業参加や識字障害等の課題を持つ子どもにも配慮し、授業においてタブレット端末使用を推奨し、全ての子どもが等しく学ぶ機会が得られる環境を作る。	学びたい思いはあるものの、登校に不安のある子どもがオンラインでの授業参加やeラーニングの併用で学習を得ようとした際、対面授業に強い思いのある学校側の意向にて学ぶ機会が得られない子どもがあり、不登校が長期化された事例や、識字障害のある子どもがタブレット端末使用にて授業参加を希望した際、学校側が他の児童へ説明できないからとの理由でタブレット端末使用を許可しなかったことにより、登校出来ず不登校になった事例もある事から、多種多様な課題を抱えた子どもの学びを保証する上で、子どもに合った学びの選択肢が得ることが必要と考えるため。	山田照子	②原文どおり	全ての児童生徒の学力を保証するためのデジタル教材等を含む1人1台端末の効果的な活用については、3章2-(2)-ア-②に記載し、取り組んでいきます。また、障害理解などの教員の特別支援教育の専門性の向上については、3章2-(4)-ア-⑤「インクルーシブ教育システムに向けた取組の推進」で取り組んでいきます。
276	72	36	追加	支援を必要とする不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が在籍する県立高等学校に対しては、就学継続支援員を派遣し、校内における支援体制の構築に取り組むとともに、訪問支援、県の教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による就学の継続を支援する体制を構築する。	「就学継続支援員」に関しても、スクールソーシャルワーカー同様の配置人数の拡大や、研修の充実に関する追記が必要。	沖縄県においては「就学継続支援員」が高等学校におけるスクールソーシャルワーカーとして位置づけられている。小・中学校で活動するスクールソーシャルワーカーに関しては、p.73の10行目～18行目において、「配置人数や区域拡大を目指す。」「役割について、関係機関における理解を深めるとともに、学校と関係機関との連携を促進する。」「資質向上のため、各地区教育事務所における研修の充実等を図る。」等の記載があるが、高等学校における「就学継続支援員」に関しても同様の拡大・充実が必要だと考えられるため。	本村真	②原文どおり	就学継続支援員は、県立高校59校68課程のうち43校50課程へ配置しており、配置校以外の学校についても緊急支援要請があれば対応しています。また、本事業は委託事業であり、委託事業者において支援員の研修等を実施し資質向上を図っているため、原文どおりの記載とさせていただきます。
277	73	3~4	追加	・「校内自立支援室」……	・「校内適応指導教室」	非行系不登校、心因性(複数の課題)系不登校に分ける必要があるため。 「校内自立支援室」「校内適応教室」が同じ意味を持つならば、文言を変える必要があるため。	新崎峰子	②原文どおり	校内自立支援室は、沖縄県の進めている事業であり、校内適応指導教室とは内容が異なるものとなっているため、原文どおりとします。
278	73	4, 10	修正	児童生徒	子ども	No.89同様	上野さやか	③その他	No.89と同じく
279	73	5	追加	・記載なし	・校内自立支援室設置の目的に対する統一見解のもと、用途について、子どもの抱えた課題に合った方法で運用する	現状設置された校内自立支援室は、学校長によって用途にばらつきがあり、通級教室等の手続きが完了しないと利用できない学校や、短時間利用しか許可しない学校等もあり、登校や自身のクラスに入る不安を抱えた子どもにとって、ハードルが高い設置基準になり、校内自立支援室すら利用できない子どもも散見されることから、個別配慮を前提とした運用が望ましいと考えるため。	山田照子	②原文どおり	校内自立支援室は、不登校児童生徒、及び登校できるが教室に入れない児童生徒等への校内支援体制を整え、多様な学習の機会を確保し、児童生徒の社会的自立を促すことを目的に設置しており、支援内容については、学校長と市町村教育委員会が連携のうえ、個々の状況に応じた学習支援等を行っています。
280	64		追加	記載がない	校則の見直し	子ども大綱には、項目として記載されている	山野良一	①意見を踏まえ修正	意見を踏まえ、3章2-(2)-キを新設し、次のとおり追記します。 キ 校則の見直し 校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況、社会の変化等に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程で児童生徒や保護者等の関係者からの意見を聴いた上で決めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会等に対してその旨を周知します。
281	73	29	追加	新たな項目として追加	⑦校則の見直し 校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程で子どもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会等に対してその旨を周知する。	「子ども大綱」に記載されている項目であり、子どもの権利尊重の趣旨も踏まえると、この項目は極めて重要。	井村弘子	①意見を踏まえ修正	意見を踏まえ、3章2-(2)-キを新設し、下記のとおりに追記します。 キ 校則の見直し 校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況、社会の変化等に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程で児童生徒や保護者等の関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会等に対してその旨を周知します。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方		
No.	行	素案たたき台					対応区分		
282	73.8 2	30-39 4-6		<p>部活動等における勝利至上主義的で体罰を容認するような指導者や保護者に対して、教育や指導をしっかりと行うことが必要と考えます。</p> <p>家庭教育においても体罰によらない子育ての普及推進が必要と考えます。</p>	<p>部活動等で好成績や実績を残した教員を礼賛し、優秀な指導者としてまではやす風潮が、パワハラや体罰の温床になることがあるためです。パワハラや体罰は絶対に容認しない環境づくりを行うことが現場でも社会全体にも必要だと考えられます。</p>	泊真児	①意見を踏まえ修正	<p>ご意見を踏まえ、3章2-(2)-クにおいて、次のとおり修正します。</p> <p>・各学校に対して、適切な指導体制の構築や暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取り組み等が記載された部活動等の在り方に関する方針を周知徹底し、学校・保護者、関係機関等と連携を図り、生徒の権利が尊重され、健全で充実した部活動が実現されるよう取り組みます。また、生徒や保護者からの部活動に係る相談等に対し、関係者への確認と指導・助言を行い、学校と協力しながら解決を図ります。</p> <p>なお、計画の上位規程である、「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」の第7条において、保護者の責務として、子どもを心身ともに健やかに育成するよう努めなければならないこと（第1項）、子どもの監護及び教育をするに当たっては、当該子どもが苦痛を受けているかどうかを問わず、体罰を加える行為その他の心身の苦痛を与える行為であって、子どもの利益に反するものを行ってはならないこと（第2項）を規定しており、本条例の普及啓発に取り組むことを明記しております。</p> <p>また、家庭教育支援チームの普及、家庭教育支援の推進をとおして、体罰によらない子育てに関する啓発推進を図ってまいります。</p>	
283	73	31	冒頭部分に追加	追加	<p>体罰はいかなる場合も許されるのではなく、学校教育法で禁止されている。（こども大綱30頁の文言を引用）</p>	<p>沖縄県では、高校部活顧問による過度な叱責で生徒が自死に至る事件等があり、教育現場での（心理的な叱責を含めて）体罰根絶の記載は必須であると考えます。</p>	井村弘子	①意見を踏まえ修正	<p>ご意見を踏まえ、3章2-(2)-クに以下のとおり追記しております。</p> <p>体罰はいかなる場合も許されるのではなく、学校教育法で禁止されています。</p>
284	73	31、32	児童生徒	修正	こども	No.89同様	上野さやか	③その他	No.89と同じく
285	73	37	・各学校に対しは、・・・	追加	・各学校に対しては、・・・		金城伸子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章2-(2)-クにおいて修正します。
286	73	38	・記載なし	追加	<p>（教職員・子ども支援者等に対する心のケアや相談できる環境作りの推奨）</p> <p>・教職員や支援者がこどもの対応でメンタル疾患になり休職や離職する事例が増加していることから、心のケアが急務であり、適切な支援とリソースを提供することが不可欠であるため、専門家によるケアや相談できる環境作りを推奨する</p>	<p>・学級崩壊や、自身のクラス等において不登校生徒や発達課題等からの問題行動等の課題を抱えたこどもの担任や施設職員等が、その問題解決や改善において疲弊し休職、離職に繋がるケースが散見されることから、教職員や支援者の心のケアや相談できる環境作りが必要と考えるから。</p>	山田照子	①意見を踏まえ修正	<p>No.235に同じ（3章2-(2)-ア-③追記）</p> <p>また、ご意見を踏まえ、2-(1)-イ-⑥において下記のとおり追記します。</p> <p>保育士を安定的に確保するため、保育士の処遇及び労働環境の改善に取り組むとともに、幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士に対し専門家による相談支援に取り組みます。</p>
287	78	30	・記載なし	追加	<p>犯罪加害者や非行等の課題を抱えた者に対する更生及びケア等について理解を示しながら雇用環境を整えるためには、雇用主の理解が必須である事から、職親プロジェクト等の活動等も参考にしながら安定した雇用の拡大と就労斡旋に努める。</p>	<p>罪を犯した者が更生の機会を得るためには、県民総ぐるみでの理解と、雇用主の理解が重要課題であると考えため。</p>	山田照子	①意見を踏まえ修正	<p>ご意見を踏まえ、3章1-(6)-オ-②において次のとおり修正します。</p> <p>就労訓練事業を行う民間事業所等の掘り起こしや生活困窮者とのマッチング、利用後の支援を行います。</p> <p>なお、就職困難者等就労支援事業においては、相談者（刑余者等を含む）の特性に応じた支援を個別的・継続的に行い、就労支援を行っています。企業に対しては、特性を持った相談者の受入れに対する理解を働きかけています。</p>
288	80	31	・記載なし	追加	<p>素案たたき台部分に記載がないため、下記文章を追加。</p> <p>・各市町村のニーズに応じて、支援を補完できるような体制を構築します。</p>	<p>市町村の置かれた状況に応じて、支援の人員配置や実施状況は濃淡がでる。誰一人取り残さないためには、地域のニーズに応じて、市町村との協議をしつつ、足りない支援を県が補完することが必要と考えるため。</p>	松本大進	①意見を踏まえ修正	<p>現在、ひきこもりに係る相談や支援はより住民に身近な市町村域で行えるよう、ひきこもり専門支援センターと連携して市町村支援しているところであり、ご意見を踏まえ、3章2-(3)-エにおいて次のとおり追記します。</p> <p>「・各市町村のニーズに応じて、支援を補完できるような体制を構築します。」</p>
289	80	32	女性と男性が抱える様々な悩み		<p>昨今、LGBTQなど性の多様性がうたわれているなか、女性と男性に特記した経緯についてお聞きしたい。</p>		狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	<p>悩みには、男性、女性、セクシュアリティなどそれぞれ特有なものが考えられます。県では、こうした様々な悩みごとや問題に対応するため、男性相談、女性相談、にじいる（LGBTQ）相談などを実施しております。そのため、3章2-(3)-エにおいて、女性と男性に限定せず、「子育てに関する内容を含め、人々が抱える様々な悩みに関する相談に対して、総合的に応えることができる相談体制を整備する。」に修正いたします。</p>
290	73.8 2	30-39 4-6	体罰や不適切な指導の防止 体罰によらない子育ての推進		<p>部活動等における勝利至上主義的で体罰を容認するような指導者や保護者に対して、教育や指導をしっかりと行うことが必要と考えます。</p> <p>家庭教育においても体罰によらない子育ての普及推進が必要と考えます。</p>	<p>（再掲）部活動等で好成績や実績を残した教員を礼賛し、優秀な指導者としてまではやす風潮が、パワハラや体罰の温床になることがあるためです。パワハラや体罰は絶対に容認しない環境づくりを行うことが現場でも社会全体にも必要だと考えられます。</p>	泊真児	①意見を踏まえ修正	No.282と同じ

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
291	27.8 2	21～ 23 8		・保護者が子育てしながら…取り組む必要がある。 ・一時預かり、ファミリー・サポート…取組推進	(再掲)家事代行や育児支援があまり知られていないことと、活用することに罪悪感を感じている親御さんが多い、ファミリーサポート事業の充実と併せて、保護者が従事する企業に対しても活用促進に向けた取組支援を認証制度以外のインセンティブを複数打ち出してほしいです。	壽屋武裕江	②原文どおり	No.67と同じく
292	82	25	追加	・記載なし	(家庭教育力の向上) ・子育てにおいて、子どもの規範意識醸成や防犯意識、危機管理能力、モラル、マナー等の教育について、保護者に対し学びの場を提供する	山田照子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章3-(2)-③について次のとおり修正します。 保護者向けの学びの場を提供している市町村、各学校に対し、子育てに関する情報提供を行うとともに、各種研修会等をおとして、家庭教育支援者の資質向上を図り、家庭教育力向上に取り組みます。
293	82	29～	追加	男性的家事・子育てへの主体的な参画推進	主体的な取り組みの具体例の提示等	上野さやか	①意見を踏まえ修正	男性的家事・子育てへの主体的な参画については、3章3-(3)-④に、「男性育児休業が当たり前となる社会の実現に向けた取組」において、男性が育児休業を取得することへの意識喚起や職場等の理解を深めるために必要な広報・啓発活動を行うことを記載しています。また具体的な取組としては、「男性向け講座等の実施」や「男女共同参画週間での一般県民向けの広報啓発活動」を予定しています。
294	83	5～7	修正 (吟味検討)	5～7行すべての記載部分	記載内容の吟味・検討が必要	井村弘子	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえて検討した結果、記載内容は削除します。
295	全体特に84～			特にひとり親家庭の部分	第2章の現状と課題と第3章の重要施策のつながりが明確ではない。 例えば27頁14行～ひとり親家庭の課題の記載があり、…取り組みを拡充する必要がある、一層取り組む必要があるとあるが、84頁21行～ひとり親家庭への支援では、ただ支援策を網羅しているだけで、課題を踏まえてどのような施策により力をいれていくのか伝わらない。 また、84頁21行のタイトルはひとり親家庭への支援となっているが、内容はひとり親家庭等や生活困窮者家庭や子育て世帯の親と主体が様々であるのでタイトル部分を修正するか、ひとり親家庭とそれを分けるべきではないか。実際に、85頁7行～の就労支援等については、もともとひとり親家庭に特化していた支援だが、対象を拡大したことで、ひとり親家庭の支援としては、後退しているのではないかとと思われる。対象ごとに課題をきちんと分析して、これまでの施策に加えて何を行うのか、メリハリのある整合性のあるものにしなければ新しい計画を作る意義が薄れてしまうと考える。	与那嶺清子	①意見を踏まえ修正	第3章の重要施策については、ご意見も踏まえ、各項目毎に施策を行う必要性等を追記するよう、全体的に修正を行います。これにより、各施策や取組の必要性がより明確になるものと考えております。 また、「ひとり親」については、ご意見も踏まえ、記載内容を全体的に修正を行います。
296	85	23	修正	子ども達	子ども(「達」を削除)	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり修正します。
297	85	39		未婚…みなし適用	令和3年度の税制改正で、未婚のひとり親を対象とした控除が創設され、保育料に関してもひとり親控除が適用されているので、みなし適用ではないと思われるが、どのような趣旨で記載したのか。	与那嶺清子	③その他	ご指摘を踏まえ、削除しております。
298	86	5	追加修正	…母子家庭が安定した暮らしの場を確保できるよう…支援を行う	…母子家庭が安定した暮らしの場を確保できるよう、自立に向けてのスキル向上への支援の充実に向けて、母子生活支援施設の運営に対する支援を行う。	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章3-(4)-③について以下のとおり修正します。 「…母子家庭が地域で自立し、安定した生活を送るためのスキル向上の支援を行う、母子生活支援施設の運営に対する支援を行う。」

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る子ども・子育て会議委員意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

参考資料 1

該当箇所			追加修正	ご意見	理由	委員名	県の考え方	
No.	行	素案たたき台					対応区分	
299	86	8	修正	・様々な問題を抱え…総合的な支援を行う。	・自立をしたくても、様々な問題を抱え…総合的な支援として「ひとり親家庭生活支援事業」を行う。	対象要件の一つに、本人自身の自立への意欲も重要であることから、「自立」に向けての意識づけと、また、事業名を明記することで、読んだ際に関心をもってもらいやすくなる考える	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正 ご意見を踏まえ、3章3-(4)-③について以下のとおり修正します。 ・様々な問題を抱え、自立に向けた 専門的・継続的な生活指導等の支援が必要な母子家庭が、…
300	86	22～24	修正	・離職等により住居を失った…	ひとり親支援に特化した支援ではないため、もし、「生活困窮家庭」の項目も追加されるのであれば、そこに記載する		狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正 ご指摘のことについては、4節・最重要課題の解消に向けた施策(1)子どもの貧困対策に記載します。
301	86	26～27	追加	保証人等の居住サポートの実施を促進する。	保証人等の居住サポートの実施を促進するとともに、必要な人に情報が行き届くように、関係機関や団体への周知を行う。	保証人等の居住サポートについて、あまり知られておらず、活用できていないと思われるので、より周知が図れるようにと思われる。	狩俣みつ穂	②原文どおり 子育て世代等に対する住居に関する情報提供については、市町村等と連携し取り組んでおり、今後も引き続き取り組んでまいります。3章4-(1)-ア②-(オ)において住宅に関する支援について記載しており、原文どおりとさせていただきます。
302	87	1～2		認可外保育施設を利用しているひとり親家庭等の負担軽減を図る。	負担軽減について、保育料を一旦全額自己負担した後、市町村にて手続きを踏んで償還されるというのが基本的な流れのようですが、一旦全額払うという負担はかなり大きく、借入に頼ったり、入所を断念せざるを得なくなることも懸念されます。法定代理受領のできる認可外保育施設の拡充をお願いしたい。		狩俣みつ穂	②原文どおり 保育の無償化に係る認可外保育施設の利用給付は、子ども・子育て支援法において、市町村から保護者への償還払いを基本としつつ、事業者による法定代理受領も認められているところです。県としましては、保護者の負担軽減につながるよう市町村と連携し、法定代理受領の取組促進を図ってまいります。
303	87	14	追加	…受講費用の一部を支給する。	…一部を支給する。また、試験合格に向けて学びやすい環境づくりや学習支援が受けられるよう、関係機関・団体との連携を図る。	独学での受験勉強はハードルが高く、挫折しやすいと思われるので、合格までのモチベーションの維持のためにも、環境整備は大切だと考える。	狩俣みつ穂	①意見を踏まえ修正 ご意見を踏まえ、3章3-(4)-②において次のとおり修正します。 また、関係機関・団体との連携を図り、試験合格に向けた環境づくり等に取組む。
304	87	16	追加	・記載なし	・ひとり親家庭の子が運転免許取得に必要な費用の一部を支給する。	車社会である本県にとって、免許のない者は就職に不利である。経済的自立等の視点からも高額な自動車運転免許取得の際、その費用の一部が助成されること免許取得のハードルが下がり、就労に繋がることで経済的貧困の負の連鎖を止める一端が担えると考えため。	山田照子	③その他 ご意見に関しまして、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るために実施している、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の中の修業資金において、ひとり親家庭等の児童に対し、就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金として、運転免許取得にかかる費用の貸付けを無利子で行っているところであり、3章3-(4)-②に下記内容を追記いたします。 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の修業資金貸付において、運転免許取得にかかる費用の無利子での貸付けを行うことで、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図る。
305	88	20	追加	・記載なし	(面会交流への理解と協力) ・両親の離婚により、両親のどちらかと離れて暮らしている子どもが安心・安全な環境(児童館等)の元で定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊べる場所を提供する。	面会交流は子どもが親と会う大切な機会であるが、その両親の関係性において両親が必ずしも良好な関係を築けていない場合、子どものみならず両親それぞれの心理的負担・不安が大きくなることもあるため、安心して過ごせる場所の提供や支援が必要と考えるため。	山田照子	①意見を踏まえ修正 ご意見を踏まえ、3章3-(4)-⑤について以下のとおり修正します。 「適切な面会交流の実施に向けて、…段階的な支援を行うとともに、 子どもが安全・安心な環境で面会交流が行えるよう、体制整備に取り組む。 」 なお、子ども家庭庁の事業実施要項等においても「面会交流」という表記から「親子交流」に改められていることから、「面会交流」を「親子交流」へ変更しております。
306	88	26	追加	・記載なし	(アメリカンスクール等へ通う県内在住の子どもに関する各種支援や学校等との連携について) ・アメリカンスクール等に通うことは、修学時間は県内教育委員会や学校教育課等管轄内にはないが、下校した際はそれぞれの地域の一員として生活しており、地域コミュニティの中で非行や不良行為等の問題が起こった際、当該子どもを把握している大人が少ないことでその課題が放置されることがないよう、問題行動や不登校の課題がある子どもがいる場合は、市町村行政や警察が連携し健全育成に努めるべく、当該学校等と連携をしていく。	以前、アメリカンスクールに通う子ども(当時中学生の年齢)が不登校になったが居住地区の行政等と当該学校の連携がなかった事から、非行が深化した他の子どもへ大きな影響を与えた事案があった。不登校だけでなく深夜徘徊や各種非行が深化し、暴力団との繋がりや自身も覚醒剤や大麻を使用していた他、県内中高生を対象に薬物売買を繰り返していた。警察でも把握できていないこともあったことから、問題は深刻化しており、当該子どもを保護するまでに情報入手から数年かかった。その間、他の子どもたちへの影響は計り知れないものがあったことから、アメリカンスクール等との連携が必要と考えるため。	山田照子	①意見を踏まえ修正 県警察では、不良行為や犯罪に及び少年を発見したときは、当該少年が普通学校、アメリカンスクールの区別なく、法と証拠に基づいて厳正に対処しています。 また、県警察において、アメリカンスクールに在籍する少年を取り扱う場合は、関係する学校や憲兵隊などの関係機関へ情報共有するなど適切に対応しています。 以上のとおり、県警察では県内の普通学校とアメリカンスクールに在籍する少年の取扱いに大きな差異はないことから、左記の御意見については、3章1-(6)-オ①において「 県内に居住する犯罪行為等で検挙された少年や～ 」の文言を挿入し、アメリカンスクール等に通う少年を含めた必要な取組を行います。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（素案全体に対する意見）

No.	意見	理由	県の考え方	
			対応区分	
1	県民や関係者間での計画内容の理解促進のためにも巻末に専門用語、各機関の機能・役割等に関する「用語解説」を掲載してはどうか。 （例：ヤングケアラー、医療的ケア児、母子健康包括支援センター、スクールソーシャルワーカー、こどもの居場所、等）	「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画【資料編】」、「沖縄県地域福祉支援計画」、「沖縄県障害者基本計画」等には巻末に「用語解説」を載せている。	①意見を踏まえ修正	用語解説を掲載します。
3	素案たたき台では、58頁37行以外に民生委員・児童委員の記載がない。全体的に民生委員・児童委員が担う役割や支援等を追加すべきではないか。	「こどもまんなか社会」を目指すには児童委員の役割を担う、民生委員・児童委員からの支援は必要不可欠と考える。	①意見を踏まえ修正	民生委員・児童委員の役割上、ライフステージの時期や課題の如何にかかわらず、支援に携わる可能性があります。計画の便宜上、特に関わりの多いと想定される時期として『こどもの誕生前から幼児期まで』に載せています。民生委員の全体像を述べる適当な箇所がないことから、3章2-(1)-ア-③において下記の通り追加して修正します。 『民生委員・児童委員は、市町村の区域に置かれ、地域のこどもが元気に安心して暮らせるように、こどもを見守り、子育ての不安など、ライフステージの時期や課題を問わず多岐にわたる相談・援助等を行うことから、民生委員・児童委員が、支援を必要とする児童や妊産婦を発見又は情報を入手した場合には、関係機関と連携し、その生活及び取り巻く環境を適切に把握するとともに、ニーズに応じた福祉サービスの情報提供、その他の相談・支援を行います。』
4	関係機関と何度の記載があるが、果たしてどの関係機関を指しているのかわからない。	・行政機関等の具体的な表記が必要	②原文どおり	多くの機関が関係する場合に、一つ一つの機関名を記載することが困難であるため、「関係機関」と表記しております。
5	子どもorこども 文中、根拠があつてどちらも使われているのかわかりたい。		③その他	法令等に根拠のある場合は、子どもと表記しております。
6	"スポーツの場を活用した"こども施策について、現状や今後の取組み等の記載がないため、追記を検討願いたい。	県内のスポーツ関連団体（総合型地域スポーツクラブなど）においては、こども福祉の課題解決に資すると考えられる自主的な取り組みが存在するが、こども計画素案には、それら現状の記述が一切見受けられない。 <※取り組み例> ・障害を持っているこどもたちにスポーツを楽しみながらコミュニケーションを取る場を提供（琉球スポーツサポート） ・児童発達支援等の場として運動プログラムを提供（アスリート工房） ・学校に馴染めないこどもの居場所作りを検討（ごやすけスポーツクラブ） こどもの心身の健全な発達にとって、スポーツ活動は不可欠とされる中、こどもを取り巻く様々な課題を解決するために「スポーツの力」を活用する意識をこども福祉担当部局においても持っていただきながら、現状の民間の自主的な取組みを更に広げるような行政の施策展開が必要と考える。これらを踏まえ計画素案へ関連記述を追記願いたい。 県こども計画へ「こども施策×スポーツ」を観点とする記述があることで、スポーツ関係団体と地域の福祉関連部局との連携が促進し、スポーツ団体においては活動の幅が広がるとともに、こども福祉の場においても多様なニーズに応じた新たな取り組みが期待できると考える。 なお、第2期沖縄県スポーツ推進計画(p49)においては、こども施策に関する事項として、「スポーツをフックとして、、、子どもの居場所作りなどの社会課題解決に向けて取り組む」との記述もある。こども施策に関する総合計画とするものであれば、それらの計画との整合も必要と考える。	①意見を踏まえ修正	第2期沖縄県スポーツ推進計画の「施策と具体的な取り組み」において、「スポーツ参画人口の拡大」「スポーツを通じた健康増進・生きがいづくり」「子どものスポーツ活動の充実」などが示されております。その実現に向けては、幼少期（子どもの発育段階に応じた）からのアプローチが重要であることから、沖縄県こども計画に明記することで、効果的な推進が図られることから、3章1-(2)-①遊びや体験の機会の場の創出及び読書活動の推進 において、次のとおり修正します。 ・ボランティア活動や自然体験活動、スポーツ活動等の様々な… また、3章1-(2)-ウ-⑥や、3章1-(6)-オ-①、3章4-(1)-イ-②などにおいても、スポーツの機会の提供等について記載しているところです。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			追加 修正	ご意見	理由	県の考え方	
No.	行番号	素案たたき台				対応区分	
1	21～22行	Ⅲ.すべての子どもたちが、将来にわたって～できる社会	修正	記載の順番を以下のように変更することを提案いたします。 I. すべての子どもたちが、将来にわたって幸せな状態～ II. すべての子どもたちが権利の主体として尊重され～ Ⅲ. すべての子どもたちが、貧困などの経済的状況や、離島を含め～ IV. 望む人誰もが喜びや生きがいを感じながら、安心して～	基本理念の中で、21～22行目のⅢの内容が最も重要な内容である為、先頭にくる形がよいと思う。	②原文どおり	基本理念は、あらゆる方にとって分かりやすく受け入れやすい表現である必要があると考えており、冒頭で示している理念「誰一人取り残さない子どもまんなか社会」にて端的に表現し、個別に示している4つの社会像において補足する形式としています。 個別の社会像として、まず、基礎となる要素である子どもの権利を挙げています。法においても1番目の理念であり、「子どもまんなか」を実現する最も重要な要素だと考えます。 続いて、環境に左右されない社会として「誰一人取り残さない優しい社会」を挙げています。これら2つの要素で、「誰一人取り残さない子どもまんなか社会」を補足しているところと、さらに、上記2つの要素を実現した結果、目指すべき社会像としてウェルビーイングを挙げています。 加えて、子どもをとりまく環境や家庭等について補足して挙げています。
2	22行	生活を送ることができる社会	修正・追加	生活を送ることができる地域と社会	児童福祉の所管が市町村であるため、また、義務教育は原則地域学校に籍を置くため	②原文どおり	基本理念は、あらゆる方にとって分かりやすく受け入れやすい表現である必要があると考えており、冒頭で示している理念「誰一人取り残さない子どもまんなか社会」にて、端的に表現し、個別に示している4つの社会像において補足する形式としています。 それぞれ目指すべき社会像を表現するため、「社会」で統一しており、ここでの社会とは地域も含まれたものと考えます。
3	35行	さらに、子どもの権利について		さらに、子どもの権利について心身の発達過程において適切な時期に、子どもに子どもの権利を知る機会を確保する。その上で、若者、子育て当事者、教育・福祉～	子どもに積極的に「子どもの権利」を知る機会を確保する。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、1章3-(1)について、以下のとおり修正します。 さらに、子ども自身が、心身の発達過程に応じて適切な時期に、子どもの権利について知る機会を確保した上で、子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとするおとなに対し、子どもの権利について広く周知し、社会全体で共有していきます。
4	37	国・県・市町村、教育・福祉・医療・労働関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等がネットワークを形成し、・・・	修正	国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療・労働関係団体、NPO、ボランティア、企業や経済団体、大学等がネットワークを形成し、・・・	雇用分野や経済団体との連携も必要だと考える。また、他の部分では雇用も記載されているため。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、1章3-(1)について、以下のとおり修正します。 …国・県・市町村、教育・福祉・医療・労働関係団体、経済団体、NPO、ボランティア、企業、大学等がネットワークを形成し、連携・協働して取り組み体制を構築するとともに、
5	4行～18行	記載なし		各種計画との関係性を図示化して欲しい。	素案には多くの計画が列記されているのが、文章だけではイメージが湧きにくいので、各種計画との関連性について、わかりやすく図示化していただきたい。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、1章4において各種計画との関係性を図示化します。
6	5～34	記載なし	追加	沖縄県社会福祉協議会では、県から委託を受けて「沖縄県子どもの居場所ネットワーク事業」を実施している。その中で、毎年「沖縄県子どもの居場所（子ども食堂）実施状況調査」を実施し、各市町村別の居場所の数や運営実態を調査している。第3章中、67頁12行に「②居場所づくり」として、子どもの居場所づくりの推進施策が位置付けられているため、第2章の「2 子育て環境の現状と課題」の中に追加する必要はないか。上記調査結果を提示し、そのうえで第3章の施策を提示するようしていただきたい。	第2章中19頁21～24行に課題の記述はあるが、次の理由から「子どもの貧困を取り巻く現状と課題」の項目としてではなく、「子育て環境の現状と課題」の項目で取り扱う方が妥当だと考える。（理由）子どもの居場所は必ずしも貧困対策として対象を限定しておらず、地域に開かれた子育て・子ども支援の拠点として浸透しており、活動内容も子ども食堂から学習支援、各世代間交流など広がりを見せている現状がある。	②原文どおり	子どもの居場所は、貧困対策に限定しているものではありませんが、子どもの貧困対策支援員等を含めた課題として整理しているため、原文どおりとさせていただきます。
7	15行		追加	合計特殊出生率令和5年度数値を追加	最終校正までには、新しい数値での評価が必要と思います	①意見を踏まえ修正	2章1-(2)において、R5年度数値を追加しております。
8	10行	記載なし	追加	令和6年度より、保育所の3歳から5歳児の保育士の配置基準が見直されている。2025年度以降には1歳児の配置基準の見直しも予定されており、さらに保育士不足が想定されるが触れられていない。	左に記載した内容を含めて追加してはどうか。	②原文どおり	配置基準の見直しにあたり本県においては保育士の確保が課題となっていることから、現場の混乱を避けるため、従前の基準により運営することも妨げないとする国の改正告示を踏まえた特例を設けたところです。 1歳児の配置基準見直しの際も同様の経過措置が図られることが見込まれるため、現段階における計画への記述は差し控えていただきたいと思います。
9	13行	今後はこれらの取り組みに加え、給与等の処遇改善に投じられた・・・	追加	保育士の権利の確保を図り、最低基準を向上させ、保育士が働きやすい環境を整え、待機児童解消に当たる。	11時間開所・待機児童解消の為だけの施策で、保育士の権利は守られていない。保育士が働きやすい環境を整えることにより保育士確保が進むと思います。	②原文どおり	保育士等の処遇改善に係る今後の施策の方向性について「第3章 子ども施策に関する重要施策」に次の点を掲げさせていただいているところです。 ①保育士を安定的に確保するためには、処遇改善や労働環境の改善に取り組み職場の魅力を高めることが重要であることから、子ども・子育て支援制度に基づく賃金の改善、年休等取得のための代替保育士の配置支援及び正規雇用化の促進など、保育士の処遇及び労働環境の改善に取り組みすること。 ②幼児の生命を守る重責や保護者との関係などによる心理的な負担が大きい保育士に対し専門家による相談支援に取り組みすること。 ③加えて、国において進められている教育・保育等に関する情報の報告及び公表による園ごとの保育士のモデル賃金等の見える化を踏まえ、賃金の改善状況の把握や保育士希望者に対する情報発信に取り組みすること。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			追加 修正	ご意見	理由	県の考え方	
No.	行番号	素案たたき台				対応区分	
10	13	37行 自動 → 児童	修正	誤変換		①意見を踏まえ修正	誤変換でしたので、修正します。（「子ども」に統一）
11	14	2行 利用料	修正	利用料の平均月額	正確に記した方が良くと考えて	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、2章2-(5)-アについて修正します。
12	14	2行 令和5年	修正	令和5年度	年度調査の結果なので	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、2章2-(5)-アについて修正します。
13	14	21～ (6)障害児・医療的ケア児童への支援への現状と課題	追加	見逃しているのかもしれませんが、入院したり在宅治療している病氣療養児の課題についての記載が見当たりませんが・・・。	・病氣療養児の病院内での付き添い緩和であったり、学習保障についてであったり、心のケアを必要とする場合の各機関の連携等は課題にならないのでしょうか？また、院内教室の設置に関しては学習に適した環境を提供できていない等の問題があります。	①意見を踏まえ修正	該当箇所(3章1-(4))については、「障害児・医療的ケア児等」に関する項目としております。在宅療養を行う家族に対しては、各保健所にて訪問、来所や電話による相談支援等を行っています。家族への支援については、ご意見を踏まえ、3章1-(4)-ア-⑧について下記のとおり追記しております。「安心して療養生活が送れるよう、相談・訪問支援、レスパイト支援等の充実に務める。」
14	14	24行 関係機関	追記	関係機関と何度の記載があるが、果たしてどの関係機関を指しているのは不明である。	・行政機関等の具体的な表記が必要	②原文どおり	ここでは、各ライフステージに応じた、また、ライフステージを通じた関係機関の連携が必要であることを強調したいと考えております。また、個々のケースによって関係機関に変動がありますので、具体的な限定列挙は困難と考えています。
15	14	30-31行 それぞれの関係機関で、引継ぎに関して各関係機関の連携が十分で	修正	各関係機関で引継ぎに関しての連携が	「それぞれ」と「各」が繰り返しとなっているため	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、2章2-(7)-アについて修正します。
16	15	2行 ご家族	修正	家族	・上記の表記と整合を図る	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、2章2-(7)-アについて修正します。
17	15	15行 実施するたえに	修正	実施するために	誤字修正	①意見を踏まえ修正	誤字のため修正します。
18	15	20行	追加	その背景には、地域・学校・家庭をつなぐ機能と子どもたちが安心して過ごせる包摂的な地域・広域環境整備・支援整備、法や制度を活かした計画的支援が必要となる。	児童発達支援、放課後等デイサービスの質の課題もあるが、地域の課題、生活スタイル、経済的な状況が大きく関わっているため	②原文どおり	ご意見については、保護者が安心して子育て、子どもたちが安心して過ごせる環境整備(地域・学校・家庭等の連携等)の必要性を提起されているものと承知しております。ご指摘のことについては、障害児施策のみならず、子どもの健やかな成長に共通するものとして、第2章子育て環境の現状と課題、子どもの貧困を取り巻く現状と課題、第3章子ども施策に関する重要施策各項目に記載されているところです。なお、障害児施策としては、保護者が安心して子育てできる環境等(子どもたちが安心して過ごせること含め)については、2章2-(7)-アに掲載しているところです。
19	15	33行 利用者負担額を無償化	修正	利用料を無償化	利用者が負担するすべてが無償化と勘違いされとされます。子ども家庭庁HPでも「利用料の無償化」と記載されています。	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、2章2-(8)-アについて修正します。
20	17	1行 子どもの貧困を取り巻く現状と課題	追加	状況の把握に関して、子どもの目線にたち、心の動きも汲んだ聞き取りが行っているか	大人目線での状況の把握も必要だが、その事実子どもたちほどの様な感想を持つのか、希望を持って貰えているのかを確認する必要がある。 調査内容に、人の役に立ちたい、将来に希望を持てる。など意識調査の内容も追加して頂きたい。	③その他	子ども計画の策定にあたり、未就学児から大学生までを対象に、各学校等に意見表明の場所を創出し、子ども達の声を届けてもらう取組を実施し、そこで、子ども自身の夢やおとなへの要望について表明してもらいました。 また、子ども調査においては、ご意見のような項目を盛り込むこととしております。
21	17	11行 平成3年度・沖縄子ども調査	修正	平成5年度・沖縄子ども調査 【コリンクより】平成→令和と思われま	最終校正までには、新しい数値での評価が必要と思います	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、2章3-(2)-ア-①について修正します。
22	19	19行 困窮世帯に対する利用料の支援	修正	困窮世帯に対する利用料の減免等の支援	具体的な支援策を明記すべき	③その他	ご指摘の件については、放課後児童クラブについて2章2-(5)の現状と課題に記載しております。
23	19	25行	追加	また、子ども居場所、子どもの相談支援、直接支援の不足の地域もあり中間支援機関等の包摂的な支援の実施が望まれる。	支援機能が充実している地域は連携等で補うことができます。しかし、そもそも支援機能が脆弱や不足している地域は包摂的な支援機関が必要となる。	①意見を踏まえ修正	委員のご意見は、小規模離島への貧困対策支援員の巡回派遣や、子ども・若者支援地域協議会の設置促進のことを述べているものだと思いますので、当該意見については、2章3-(2)-イ-1段落目に記載されており、No.24のご意見と重なるものと思います。一方で、子どもの居場所や子ども食堂については、支援拠点を増やしていくことも必要ですが、今後は増加した子どもの居場所等の機能を整理し、持続的な運営を図っていくことも重要だと思いますので、以下のように修正したいと思います。「～支援する拠点を増やすことに取り組んでいくとともに、子どもの状況に応じた必要な支援や機能を分析・整理し、居場所等の持続的な運営を図っていく必要があります。また、地域差が生じないよう、子どもへの相談支援機能の充実を図る必要があり、中間支援組織等と連携した包摂的な支援に取り組む必要があります。」

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			追加 修正	ご意見	理由	県の考え方			
No.	行番号	素案たたき台				対応区分			
24	20	26行		適切な支援機関につなげて	修正・追加	子ども家庭センターや子ども・若者支援地域協議会を設置し直接支援へつなげていく必要がある。	他機関・多職種連携を支援機能を入り口とした支援機関が必要であり、個人情報の取り扱いに法的規定がかかされていることが重要である。	②原文どおり	子ども家庭センターや子ども・若者支援地域協議会も適切な支援機関に包含されているため、原文どおりいたします。また、子ども家庭センター、子ども・若者支援地域協議会は全市町村に設置されていないため、個別の名称は記載しないこととしております。
25	23	10行		できるよう	追加	できるよう、県立、私立の児童生徒に対し	県立高校は教育支援課、私立は総務私学課と担当課が分かれているため	②原文どおり	ご意見のとおり当該取組において公立・私立を問わず支援しておりますが、他の取組においても同様に公私ともに支援しているところですので、記載は見送らせていただきます。
26	27	23		イ課題 加えて、保護者が、子育てしながら安心して働き続けられるよう、長時間労働の是正や休暇の取得促進等、ワーク・ライフ・バランスの推進に一層取り組む必要がある。	修正 (追加)	また、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業等の活用や金融リテラシー、資産形成を学ぶ必要がある。	家計改善が必要な家庭や貯蓄の仕方、金融リテラシー等を学ぶ必要がある家庭が多く存在しているため。	③その他	当該箇所の記載については、雇用に係る課題の整理が記載されている箇所であり、ご意見にある家計改善等については、3章4-(1)-ア②-(オ)に記載しているところ。
27	28	16行		余儀なくされた結果、	修正・追加	余儀なくされています。離島地域でも同様なケースや15歳の島立ち(進路)の際に、医療、保健、福祉支援が途切れる傾向があります。その結果、未成年児童生徒の孤立孤独や	住民票を島に残したままの、居住実態は沖縄県の市町村にあり、支援が途切れる。	②原文どおり	ご指摘の箇所はこれまでの沖縄県の取組状況を記載している箇所であるため、原文どおりいたしますが、ご意見を踏まえ、2章4-(2)-イ「困難を抱える子ども・若者の現状と課題」において「離島地域から高校進学等で島を離れた子どもは新しい環境に適応する際に、様々な困難を抱えやすい傾向があるため、各関係機関が連携を図り支援していく必要がある。」との記述を追記しております。
28	31	3行~4行		中途退学率は令和4年度1.8%(全国1.4%)と、沖縄県は前年度より減少している。	修正		中途退学に至る児童が通信制高校へ転籍するなどの事象が多く見受けられ、通信制高校を卒業できていない児童も多く見受けられる。よって、資料の結果は妥当性に関して疑問が残る、減少しているという表現が適切かどうか検討頂きたい。かつ、困難を抱え転籍する児童の支援施策についても検討を頂きたい。	①意見を踏まえ修正	ご指摘の箇所については、指標データの客観的事実のみを記載していることから2章4-(2)-ア④について、以下のとおり修正いたします。 …また、中途退学率は令和4年度1.8%(全国1.4%)と、沖縄県は前年度より減少しているものの、依然として全国を上回る水準となっている。 なお、児童の支援策については、関係機関と連携のうえ、困難を抱える児童生徒を相談機関へつなげ、社会的な自立に向けた支援を行っております。引き続き、関係機関と連携し、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援に取り組んでまいります。また、高等学校等を中途退学した者が、再び私立通信制高等学校等に入学して学び直す場合、就学支援金制度の支給対象期間経過後も一定の期間、就学支援金相当額を「学び直し支援金」として支給し(※)、教育に係る経済的負担の軽減を図り、学習機会の確保に寄与しているところ(※所得制限等の要件あり)。
29	33	18		退学を選択する生徒等の状況に応じてハローワークへの求職登録やサポートステーションへの接続、各支援機関へつなげるための取組が必要である。	修正	退学を選択する生徒等の状況に応じてハローワークへの求職登録やサポートステーション、おしごと応援センターOne×Oneへの接続、各支援機関へつなげるための取組が必要である。	就労困難者の個別・継続支援をしているセンターであるため	②原文どおり	おしごと応援センターOne×Oneは、文中の「各支援機関」に含まれており、原文どおりとします。
30	33	20行			追加	また、社会適応支援や自分らしさを知る支援する機関と機能が必要となる。	現在の義務教育～高校生、18歳以上の支援の現状は、「発見してつなげる」適切な直接支援や寄り添う支援が不足している。	②原文どおり	社会適応支援については、地域若者サポートステーションで実施していることから、原文どおりいたします。なお、後半部分のご意見については、共通認識を図っていく必要があり、今後の検討課題とさせていただきます。
31	33	26~27		課題を抱える児童生徒の背景・要因が、発達障害、保護者の養育能力、いじめや友人関係等、複数の要因が重なる場合があり、	追記	背景・要因と言われる発達障害、保護者の養育能力等について根拠となるデータを示したらどうか	・根拠が示されていない情報	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、2章4-(2)-イにおいて、以下を追記します。 「沖縄県子どもの貧困対策に関する最終評価報告書(令和3年11月)」によると、
32	33	35		複合的な問題や課題を抱える子ども・若者を支援するため、ハローワーク、地域若者サポートステーション、NPO等の地域の支援機関との連携強化が必要である。		複合的な問題や課題を抱える子ども・若者を支援するため、ハローワーク、地域若者サポートステーション、おしごと応援センターOne×One、NPO等の地域の支援機関との連携強化が必要である。	就労困難者の個別・継続支援をしているセンターであるため	②原文どおり	おしごと応援センターOne×Oneは、文中の「各支援機関」に含まれており、原文どおりとします。
33	33	37行			追加	子ども・若者支援地域協議会等の設置促進により法制度の基、地域で未来づくり・支援の協議の場が必要となる。	複合的課題のある子どもをハローワーク・サポステ(国の所管)、NPO(地域)等のみで支えることは出来ない。広域支援(県)の構成された子ども・若者支援地域協議会が該当すると考える。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、2章4-(2)-イに、次のとおり追記しております。 「困難を有する子ども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、子ども・若者支援地域協議会の設置を促進する必要があります。」

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			ご意見	理由	県の考え方		
No.	行番号	素案たたき台			追加修正	対応区分	
34	36	3～19行	記載なし	追加	・一時保護所だけでなく記載するのではなく、例えば36頁の1の(1)において、「専門職・支援者等に対する周知、啓発」として権利擁護や不適切な対応等の防止を記載していただきたい。	②原文どおり	3章1-(1)-ア-①の中で、「子ども・若者が権利の主体であることについて、子ども、若者や子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするおとなに対して、情報提供や研修等を通して幅広く周知する～」と記載しており、ご意見の主旨は含まれていると考えますので、原文どおりとさせていただきます。
35	36	11行	人権教育の推進	修正	p.40 ④子ども・若者…へ記述内容を移動	②原文どおり	ご指摘の箇所(3章1-(2)-エ)についてはジェンダーギャップ等について記載していることから、子どもの人権に係る教育の推進については、案どおりの箇所にて記載させていただきます。
36	36	12行	学校において、	追加	インクルーシブ教育の推進、人権教育	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(1)リード文を追記しています。また、1-(4)においても、障害者の権利擁護やインクルーシブ教育について記載しているところです。
37	36	23～26行	(遊びや体験の機会の場の創出及び読書活動の推進) ・ボランティア活動や自然体験活動等の様々な体験を通じて、一人ひとりの違いを認め合い、他人を思いやることのできる豊かな感性に満ちあふれる児童生徒の育成に取り組む。	修正	下線部分の追加の提案 (福祉教育、遊びや体験の機会の場の創出及び読書活動の推進) ・福祉教育やボランティア活動、自然体験活動等の様々な体験を通じて、一人ひとりの違いを認め合い、他人を思いやることのできる豊かな感性に満ちあふれる児童生徒の育成に取り組む。	①意見を踏まえ修正	意見を踏まえて、3章1-(2)-ア-①において以下のとおり修正します。 ・インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、福祉教育や、地域の自然環境、歴史、伝統文化、芸術に触れる体験活動、ボランティア活動、スポーツ活動等を推進するほか、学校・地域における自然体験学習や読書活動等の多様な学習活動の充実に取り組めます。
38	36	24行	ボランティア活動や自然体験活動等の…	追加	たたき台の文章の前に、「安心・安全で主体的な遊びの環境を保障し、」を追加する。	②原文どおり	遊び場の確保について、3章1-(2)-イにおいて記載しております。 ・子どもや子育て当事者等、誰もが身近な場所で充実した活動ができるよう、子どもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会を生み出す空間の創出に資する都市公園整備事業等に取り組む
39	36	30行	充実、	追加	充実、インクルーシブ環境の推進、	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(2)-ア-①において次のとおり修正します。 「沖縄らしい個性を～自然体験学習や読書活動等の多様な学習をインクルーシブ教育システムの理念を踏まえつつ充実させる。また、社会教育指導者等の資質向上に取り組む。」
40	37	18	子ども・若者が活躍できる機会づくり	追加	ポジティブな機会だけでなく、ネガティブに対応する機会も必要	②原文どおり	ご意見については、3章2-(2)-ア-②に個別最適な学びが記載されており、ご意見の内容についてはその取り組みに含まれているものと考えております。
41	37	27行	外国語と深いかわりのある	追加	外国語と深い関わりのある国際交流・人材育成財団	②原文どおり	「等」に国際交流・人材育成財団が含まれるため、原文どおりといたします。
42	40	4行	④子ども・若者の可能性を	追加	子ども・若者の可能性を上げていくためのインクルーシブ教育の推進、人権教育、ジェンダーギャップの解消	②原文どおり	ご指摘の箇所は、男女共同参画の推進について記載していることから、それらも含めた人権教育全体の推進については、案どおりの箇所にて記載させていただきます。また、インクルーシブ教育の内容については、3章2-(4)-ア-⑤に記載しています。
43	41	37行		追加	離島地域に住民票のある児童生徒の医療・保健の支援を補完する仕組みが必要となる。	①意見を踏まえ修正	意見を踏まえ、3章2-(2)-ケ-①において、次のとおり追記しております。 「高校のない離島地域から島外に進学している生徒の就学継続や進路変更に係る支援のほか、必要とされる、教育、福祉、保健、医療に係る支援を補完する仕組みづくりに取り組みます。」
44	41		記載なし	追加	・39行目に相談指導について掲載されているが、医療機関や保健所等と連携した特定妊産婦の把握や、対象者への相談窓口等の情報提供について追加して記載していただきたい。	③その他	特定妊婦等、支援が必要な妊産婦等を早期に把握し支援につなげるため、市町村においては、母子手帳交付時等に面談を行い、必要時、産科医療機関へ支援依頼を行う等、双方で連携して支援を行っています。また、市町村と産科医療機関の連携が円滑にいくよう保健所において会議を開催し連携体制に努めているところです。取り組みについては、「第2章(1)ア妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保」において、妊娠・出産に関する相談支援及び経済的支援等として記載しております。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			追加 修正	ご意見	理由	県の考え方	
No.	行番号	素案たたき台				対応区分	
45	43	特定の障害等に特化した内容	修正及び追記	多様な障害のある子どもたちへの取組がかけられるのではないか	・障害等は学習指導要領等の根拠資料をもとに表記	②原文どおり	子ども計画（仮称）は、①子どもの貧困対策の推進に関する法律を根拠とする計画、②少子化対策基本法を根拠とする計画、③子ども・若者育成推進法を根拠とする計画に加え、子ども・子育て支援法を根拠とする黄金っ子応援プランを統合する形で策定することとなっております。 このことから、本子ども計画（仮称）においては、障害児施策に関する黄金っ子応援プランで位置づけがあり、支援体制の整備を必要とする、医療的ケア児、発達障害児に加え、国の障害児福祉計画に関する基本方針（令和5年5月19日）に掲げられた難聴児について盛り込んでいるところです。
46	43	22行～25行 ・障害児及びその家族が身近な地域で必要な時に適切な障害福祉サービスが利用できるよう市町村とも連携を図り支援施策を推進するとともに、支援する事業所及び支援員のスキルの向上を図り、障害児及びその保護者等が安心して生活ができるよう、様々な支援に取り組む。	追加	・障害児及びその家族が身近な地域で必要な時に適切な障害福祉サービスが利用できるよう市町村とも連携を図り、市町村格差が生じないように支援施策を推進するとともに、支援する事業所及び支援員のスキルの向上を図り、障害児及びその保護者等が安心して生活ができるよう、様々な支援に取り組む。	・すべての人が平等な支援を受けられる環境が必要なため。	②原文どおり	障害福祉サービスについては、地域のニーズを踏まえ各市町村において必要量を推計し支援施策に取り組んでおり、各地域の状況に応じた対応が求められています。県は市町村と連携を図りながら各市町村の取り組みを促進していくことについて記載しているところです。
47	43	27行～29行 ・障害者等が円滑に社会生活を営むことができるよう沖縄聴覚障害者情報センターへの手話通訳者の配置や各種研修事業を通じた県内手話通訳者・要約筆記者の養成に取り組む。	追加	・障害者等が円滑に社会生活を営むことができるよう沖縄聴覚障害者情報センター及び各市町村への手話通訳者の配置や各種研修事業を通じた県内手話通訳者・要約筆記者の養成に取り組む。	・各市町村に意味疎通支援ができる職員を配置することで、障害者等の社会生活が円滑に営むことができるため。	①意見を踏まえ修正	第3期沖縄県手話推進計画において、市町村に対して手話通訳者設置を促進することとしていることから、3章1-(4)-ア-④において修正します。
48	44	16行 支援体制整備や人材育成に取り組む	修正	支援体制整備や人材育成、「新サポートノートいぶる」の普及に取り組む	前段に「ライフステージに対応した支援」とあるので、実際に普及しているえいぶるを記載しても良いと考えます。	①意見を踏まえ修正	普及の対象を明瞭にする点からも、3章1-(4)-ア-③において修正します。
49	45	20行 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村が配置するコーディネーターの養成に努める。	修正	下記文章に修正。 ・医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、すべての市町村にコーディネーターの配置を推進し、コーディネーターの質の向上に努める。	市町村が配置するコーディネーターの養成は一定程度取り組まれているため、すべての市町村にコーディネーターの配置を推進し、コーディネーターの質の向上に努めることが必要と考える。	①意見を踏まえ修正	市町村においては令和8年度までに医療的コーディネーターを配置することを目標としていることを踏まえ、3章1-(4)-ア-④において修正します。
50	45	30行 ・医療的ケアに関する技能及び経験を有する保育士・看護師を配置し、保育所への支援・助言や喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市町村において医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドラインの策定に努める。	追加	医療的ケアに関する技能及び経験を有する保育士・看護師の配置場所が明言されていないため、下記のように文言を追加。 ・医療的ケアに関する技能及び経験を有する保育士・看護師を市町村に配置し、(省略)ガイドラインの策定に努める。	医療的ケアに関する技能及び経験を有する保育士・看護師を配置するところが明言されていないため。	①意見を踏まえ修正	医療的ケアに関する技能及び経験を有する保育士・看護師の保育所等への配置を進めていく記述に関しては、1-(4)-ア-④において次のとおり修正します。 さらに、保育所等において医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上に努めるため、市町村において医療的ケアに関する技能及び経験を有する保育士・看護師を配置し、保育所等への支援・助言や喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか…
51	45	31行 保育所への支援・助言	修正	保育所等への支援・助言	27行で「保育所等」となっています。「等」には、放課後児童クラブなども含まれると思いますので、31行も合わせたほうが良いと考えます。	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、3章1-(4)-ア-④について修正します。
52	45	34行 ・記載なし。	追加	素案たたき台に記載がないため、下記の内容を追加。 ・在宅療養を開始した医療的ケア児が安心して療養生活が送れるよう、最初の6ヶ月間または適切な支援につながるまでの期間を定期的に訪問支援する体制を構築する。	在宅療養を始める医療的ケア児の家族は、専門的知識と技術がない状況で24時間の生活を余儀なくされる。療養生活をサポートする体制は、喫緊の課題である。安心して療養生活を送るためには、医療的ケアが必要となった最初の6ヶ月間または適切な支援につながるまでの期間を手厚く支援する必要がある。58頁28行の体制をさらに医療的ケア児に強化を図る必要があると考える。	①意見を踏まえ修正	在宅療養を行う家族に対し、各保健所にて訪問、来所や電話による相談支援を行っています。家族への支援については、ご意見を踏まえ、3章1-(4)-ア-⑧について下記のとおり修正します。 「安心して療養生活が送れるよう、相談・訪問支援、レスパイト支援等の充実に努める。」
53	46	3行目 外見からはわかりにくいため誤解されやすい	修正(削除)	発達障害のある子ども	外見ではなく、「医師の診断」から判断することが基本。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、また削除することにより対象児が不明瞭になることもないことから、削除修正いたします。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			追加 修正	ご意見	理由	県の考え方	
No.	行番 号	素案たたき台				対応区分	
54	46	10～14 （思春期支援から一般就労等への円滑な接続） ・障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、教育課程の充実によりキャリア教育と就労支援を推進し、小・中学校、高等学校に準じた確かな学力の定着を図るとともに、知的障害児童生徒に学びの連続性を重視する教育の推進に取り組む。	追記及び修正	【質問】 何が言いたかが不明瞭だと思います。 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するために ①教育課程の充実でキャリア教育と就労支援を推進する。 ②そして小中高に準じた確かな学力の定着を図る。 ③知的障害児童生徒に学びの連続性を重視する教育の推進に取り組む。 疑問 1 ①以前に②があって、それを教科等横断して①があると思いません。 2 ③であえて知的障害だけについて書いているのに違和感があります。 3 知的障害児童生徒に学びの連続性を重視する教育とはどんな教育ですか。	・文部科学省等の根拠をもとに表記	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(4)-ア-(7)について下記のとおり修正します。 「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、小・中学校、高等学校に準じた確かな学力の定着を図るとともに、教育課程の充実によりキャリア教育と就労支援を推進する。」
55	47	12 地域のセンター機能	修正	地域のセンター的機能	・文部科学省の表記	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(4)-ア-(5)において「地域のセンター的機能」に修正します。
56	47	18 安心・安全	修正	安全・安心	・文科省及び県（保健体育課）の統一表記（安全があって安心する）	②原文どおり	医療的ケアに関する文科省の最新資料では安心・安全と記載されているため、原文どおりといたします。
57	47	30	追加	子育ての孤立化を防ぐ為に、「市町村へ『子育て短期支援事業』の実施を促進する		①意見を踏まえ修正	ご意見いただきました。市町村事業である子育て短期支援事業は、虐待の未然防止を図るため、また、養育経験の乏しい里親が経験を積むためにも有効な事業であることから、県では里親の新規認定の際の研修会等で同事業の説明も行っているところです。本事業の記載がないことから、3章1-(5)-ア-(1)「子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化」の末尾に以下の一文を追記いたします。 「さらに、児童虐待の未然防止を図るため、保護者が様々な事情で一時的に児童を養育することが困難になった時に、保護者に代わって一時的に子どもを預かり養育する事業（子育て短期支援事業）を市町村が積極的に活用するよう事業内容の周知に努めます。」
58	48	1～4行及び28～30行 ・児童虐待の発生予防・早期発見には～取組を広げていく。 ・児童や保護者と直接関わる～取組を広げていく。	修正	・社会全体で子どもを育てるという視点から、児童虐待に関する職員研修の取組を「保育所や幼稚園、教育機関、福祉団体等、日常的に子どもと接する機関・団体職員への研修といった取組を広げていく」というような記載にしていきたい。	・2つの文面は同じ内容を指していないか。 ・児童虐待の早期発見は、中・高校の教育現場、学童や児童デイ、子ども食堂等、子ども達に携わる多くの機関や団体等職員の共通認識が必要である。	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、子どもの教育・支援に関わる全ての職員が虐待に関する共通認識等を学ぶ必要があることから、3章1-(5)-ア-(2)「子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待予防の取組強化」に「子どもの教育・支援に関わる全ての職員」と追記いたします。
59	48	3行 保育所や幼稚園、小学校	修正	保育所や幼稚園、小学校や放課後児童クラブ	1行目に「保護者と直接関わる関係機関」とあります。学童期において、放課後児童クラブは小学校よりも保護者との接点が多いことから、修正したほうが良いと考えました。	①意見を踏まえ修正	No.58と同じ
60	48	14行 子ども家庭センターや要対協	追加	子ども家庭センターや要対協と子若協議会の設置の促進、要対協と子若協議会の運動支援が望まれる。	（子ども家庭庁ホームページより）令和6年6月12日施行「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において子ども・若者育成支援推進法を改正し「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記した。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章1-(5)-ウ「ヤングケアラーへの支援」のとおり、国の法改正に伴うヤングケアラーの定義や県のヤングケアラー支援の方針、子ども・若者支援地域協議会の設置促進等を追記しております。
61	48	15行 子ども家庭センターや要対協	追加・修正	子ども家庭センターや要対協と子若協議会等	（子ども家庭庁ホームページより）年齢によって支援が途切れることのないよう、当該児童が18歳に達するまでに、要保護児童対策調整機関から子ども・若者支援調整機関にヤングケアラーの支援に必要な情報を提供するなど、各調整機関同士が連携を図るよう努める。○子ども・若者総合相談センターが、協議会間の支援をつなぐ拠点としての役割を担えるよう、例えば、以下のような対応を想定。①子ども・若者総合相談センターが要保護児童対策協議会の構成機関に加わること。②各市区町村において、子ども・若者総合相談センターや子若協議会の設置を一層促進。	②原文どおり	3章1-(5)-ア-(2)「子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携による虐待予防の取組強化」については、児童虐待防止対策に特化した項目になりますので、原文どおりとさせていただきます。No.60の回答にあるとおり、3章1-(5)-ウ「ヤングケアラーへの支援」の中で、子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するとともに要保護児童対策地域協議会との連携については追記させていただきます。
62	48	1～4行及び28～30行 ・児童虐待の発生予防・早期発見には～取組を広げていく。 ・児童や保護者と直接関わる～取組を広げていく。	修正	（再掲）社会全体で子どもを育てるという視点から、児童虐待に関する職員研修の取組を「保育所や幼稚園、教育機関、福祉団体等、日常的に子どもと接する機関・団体職員への研修といった取組を広げていく」というような記載にしていきたい。	（再掲）2つの文面は同じ内容を指していないか。 ・児童虐待の早期発見は、中・高校の教育現場、学童や児童デイ、子ども食堂等、子ども達に携わる多くの機関や団体等職員の共通認識が必要である。	①意見を踏まえ修正	No.58、59と同じ
63	48	30行 幼稚園、小学校における職員への、、、	修正	幼稚園、小学校、中学校、高等学校における職員へ、、、	中学校や高等学校においてもヤングケアラーや虐待等の困難を抱える児童もおり、虐待防止、発見、通報などに関する共通認識は幅を広げる必要があると考えため、検討頂きたい。	①意見を踏まえ修正	No.58、59、62と同じ

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			追加 修正	ご意見	理由	県の考え方	
No.	行番号	素案たたき台				対応区分	
64	48	30行	保育所や幼稚園、小学校	修正	保育所や幼稚園、小学校や放課後児童クラブ	1行目に「保護者と直接関わる関係機関」とあります。学童期において、放課後児童クラブは小学校よりも保護者との接点が多いことから、修正したほうが良いと考えました。	①意見を踏まえ修正 No.58、59、62、63と同じ
65	49	27	子どもへの権利養護	修正	子どもへの権利擁護		①意見を踏まえ修正 ご指摘ありがとうございます。「権利擁護」で統一いたします。
66	50	10行	警察	追加、修正	警察、犯罪被害者等早期援助団体への届け出の促進	令和5年度より犯罪被害者等の支援に関する県条例が制定された。	②原文どおり 犯罪被害者等早期援助団体は各関係機関と連携して犯罪被害者の各種支援を行っています。しかし、性犯罪被害者支援に特化した「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」が受け付けたケースについては、当該センターで支援が完結する体制整備がなされており、プライバシー保護の観点からも当該援助団体への状況共有は行われておりません。
67	50	18行	情報汚染なし		17行～19行 理解できません		①意見を踏まえ修正 ご意見のとおり、わかりにくい表現になっていたため、3章1-(5)-ア-⑥「性被害の被害者となった子どもの精神的・身体的な負担軽減の推進」の中で、「性被害を受けた子どもの心理的な負担を軽減し、誘導等のない状況で自発的な証言を聞き取るため、検察、警察と連携し、被害確認面接の実施に取り組むとともに、～」に修正いたします。
68	50	38	できる限り家庭的な環境	修正	家庭と同様の環境	児童福祉法第3条の2と整合性をはかるため	①意見を踏まえ修正 ご意見を踏まえ、3章1-(5)-イ-②「里親やファミリーホームの確保・充実」の中で「家庭での養育が困難な子どもが、できる限り家庭と同様の養育環境において、安定した人間関係の下で生活出来るよう、～」に修正いたします。
69	51	5		追加	民間あっせん機関を増やす	沖縄県社会的養育推進計画との整合性の観点から	①意見を踏まえ修正 ご意見を踏まえ、3章1-(5)-イ-①「養育環境の改善、養子縁組の支援」の中で「養子縁組については、民間の養子縁組あっせん機関の増加に取り組むとともに、その運営を支援します。」に修正いたします。
70	51	8		追加	・未委託里親の活用を促進し、里親委託率の向上を目指す ・措置延長を望む里子への児童自立生活援助事業の活用を推進する ・里子の自立支援を促進するために、委託解除に備えたりーピングケアの積極的な導入をアフターケア事業所と連携し行う		①意見を踏まえ修正 ご意見いただきました。未委託里親の活用及び里親委託率の向上については、県としても取り組むべき課題であると認識しておりますので、3章1-(5)-イ-②「里親やファミリーホームの確保・充実」の中で、「里親やファミリーホームの確保及び支援体制の充実を図るため」とともに、未委託里親の活用を促進し、里親委託率の向上を目指します。」と追記いたします。 児童自立生活援助事業の活用については、3章1-(5)-イ-⑤「社会的養護経験者の自立支援の推進」の中で、「継続した支援が必要と認められる退所者に対する措置延長の実施や、児童自立生活援助事業等の活用、～」と追記いたします。 委託解除に備えたりーピングケアについては、3章1-(5)-イ-⑤「社会的養護経験者の自立支援の推進」の冒頭で、「児童養護施設等を退所する者及び里親委託を解除される者（以下「退所者」という。）が、退所までに生活に必要な基本的な知識と経験が得られるよう、自立に向けた支援体制の整備に取り組むとともに、～」と記載しており、ご意見の主旨は含まれていると考えますので、原文どおりとさせていただきます。
71	51	9	できる限り家庭的な環境	修正	家庭と同様の環境	児童福祉法第3条の2と整合性をはかるため	①意見を踏まえ修正 No.68と同じ
72	52	14	児童養護施設等	修正	「児童養護施設等」という表記は、社会的養護が児童養護施設だけという印象を与えています。出来たら、「児童養護施設等」⇒「社会的養護等」OR「児童養護施設・里親等」に変更して頂きたい。		②原文どおり 意見表明等支援員(アドボケート)の対象となる児童は、児童相談所の一時保護所、児童養護施設のほか、里親に委託されている児童も対象としており、今後、意見表明の手法等を検討していくこととします。このため、「等」の中に里親も含まれていますので、原文どおりとさせていただきます。
73	52	18.20.24.39行	・自立支援 ・自立に向けた支援 ・円滑な自立を支援	確認	ここでいう「自立」は、社会的・精神的・経済的自立のどれ(またはすべて)を指すのかが分かりません。	子ども計画における「自立」の定義は明確にしたほうが良いと考えます。	②原文どおり 3章1-(5)-イ-⑤「社会的養護経験者の自立支援の推進」については、児童養護施設等を退所した者や里親の委託を解除された者が、社会に出て自立するための就労支援や経済的な支援、相談支援等を行うことを記載しており、ご意見にある自立の内容を全て包含しているものと考えております。○O支援と全て明記せずとも、支援内容で読み取れると考えておりますので、原文どおりとさせていただきます。
74	52.5	52頁 19.23. 26.38 53頁 3.7.10	児童養護施設等	修正	「児童養護施設等」という表記は、社会的養護が児童養護施設だけという印象を与えています。出来たら、「児童養護施設等」⇒「社会的養護等」OR「児童養護施設・里親等」に変更して頂きたい。 【コリンクより】他、33ページ38行目と51ページ17行目（児童養護施設等の小規模化～）にも、この文言の記載がありました		①意見を踏まえ修正 ご意見を踏まえ、3章1-(5)-イ-⑤「社会的養護経験者の自立支援の推進」の冒頭で、「児童養護施設等を退所する者及び里親委託を解除される者（以下「退所者」という。）」と定義付けし、同項目の以下の文章も併せて修正いたします。
75	52	29行	職業指導員	修正	自立支援員	職業指導員は現在1カ所の施設のみとなり、自立支援員へ移行しています。退所後の就職が4割となり、施設内で職業実習室等の設置が困難になってきたからだと思います。	①意見を踏まえ修正 ご意見を踏まえ、相談支援を行う支援員等を列挙するのではなく、3章1-(5)-イ-⑤「社会的養護経験者の自立支援の推進」の中で、「退所後においても、退所者への就労及び自立に関する相談支援体制を拡充するなど、～」に修正します。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			追加 修正	ご意見	理由	県の考え方	
No.	行番号	素案たたき台				対応区分	
76	52	35行	継続支援計画	修正	支援計画	R6年度社会的養護自立支援拠点事業になった際に「継続支援計画」を改め本庁との話し合いで「支援計画」と改めました。	②原文どおり ご意見いただいた素案たたき台の箇所については、個別事業の内容を記載していましたが、子ども計画は計画期間中の施策の方向性を示すものですので、3章1-(5)-イ-⑤「社会的養護経験者の自立支援の推進」の冒頭で、「児童養護施設等を退所する者及び里親委託を解除される者（以下「退所者」という。）が、退所までに生活に必要な基本的な知識と経験が得られるよう、自立に向けた支援体制の整備に取り組むとともに、～」の記載において、同事業の主旨も含まれていると考えますので、原文どおりとさせていただきます。
77	53	5行	相談室を設け	修正	生活や就学に関する寄り添い支援を行なう。	相談室を「にじのはしファンド」では持っていないので	①意見を踏まえ修正 子ども計画は今後の施策の方向性を示すことから、「相談室」のような具体的な手段等は記載せず、「相談支援」と記載したいと思います。
78	53	30行		追加	子ども・若者支援地域協議会等の設置促進により法制度の基、地域で未来づくり・支援の協議の場が必要となる。	(子ども家庭庁ホームページより)令和6年6月12日施行「子ども・若者子育て支援法等の一部を改正する法律」において子ども・若者育成支援推進法を改正し「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると思われる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記した。	①意見を踏まえ修正 ご意見を踏まえ、子ども・若者支援地域協議会の設置促進について、3章1-(5)-ウ(ヤングケアラー支援)、3章2-(2)-カ-②(不登校相談支援)、3章2-(2)-ケ-①(就学継続・中退防止)、3章2-(3)-エ(若者・家族相談支援)、3章4-(1)-ア-②-(イ)(貧困対策・若者支援)に追記しています。 「困難を有することも若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、子ども・若者支援地域協議会の設置を促進する。」
79	55	2行	警察	追加、修正	警察、犯罪被害者等早期援助団体への届け出の促進	令和5年度より犯罪被害者等の支援に関する県条例が制定された。	②原文どおり 犯罪被害者等早期援助団体は各関係機関と連携して犯罪被害者の各種支援を行っています。しかし、性犯罪被害者支援に特化した「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター」が受け付けたケースについては、当該センターで支援が完結する体制整備がなされており、プライバシー保護の観点からも当該援助団体への状況共有は行われておりません。
80	56	9～11	・高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等における歩道整備や、交通安全施設整備を推進する。	追記	特別支援学校においても徒歩通学の児童生徒がいます。その整備の必要性と明記も必要です。		①意見を踏まえ修正 3章1-(6)-エ-②について、道路における通行の安全は、学校等種別に限ったものではありませんので、総して「子ども」に修正いたします。
81	56	31	⑤非行防止・自立支援(非行防止、非行等に及んだことも・若者や家族への相談支援、自立支援)再犯防止に向けては、……、専門の相談員が個別的・継続的な支援を行い、相談者の就労に繋げる取組を行う。	修正	⑤非行防止・自立支援(非行防止、非行等に及んだことも・若者や家族への相談支援、自立支援)再犯防止に向けては、……、専門の相談員が個別的・継続的な支援を行い、協力企業と連携して、相談者の就労に繋げる取組を行う。	自立支援が必要な求職者については、国・県が主導して協力企業を確保し、継続した企業支援も行う必要があると考えるため。	①意見を踏まえ修正 県にて実施している「地域生活定着支援事業」において、福祉サービスが必要な犯罪をした者等に対し、矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協働した相談支援を実施しているため、3章1-(6)-オ-①において、ご指摘のとおり修正いたします。 なお、「就職困難者等就労支援事業」においては、相談者(刑罰者等を含む)の特性に応じた支援を個別的・継続的に行い、就労支援を行っています。企業に対しては、特性を持った相談者の受入れに対する理解を働きかけています。
82	57	4～36	(学校や警察等地域の関係機関等との連携)(矯正教育や自立支援、就労支援の充実)(保護観察対象となった子ども・若者に対する処遇の強化)(非行や犯罪に及んだことを見守る社会機運の向上)	追記	知的障害あるいは発達障害のある少年が犯罪の加害者となる場合、障害の特性等に応じた未然防止や矯正教育が必要であり、保護観察対象となった後も障害のないものよりも丁寧で継続的な対応を図る仕組み作り、プログラムの構築と人的な裏付けがぜひ必要である。		①意見を踏まえ修正 ご意見を踏まえ、3章1-(6)-オ-③について次のとおり修正します。 ・少年、女性、知的・精神障害、薬物問題、交通違反など様々な特性に応じた個別処遇を行うなど再犯防止に取り組めます。 なお、県警察においては、知的障害等のある児童・生徒等に対しても、犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、特別支援学校等でSNSトラブル防止や薬物乱用防止、少年犯罪防止に関する非行防止教室を実施しています。
83	57	16行	出院までに	追加・修正	出院までに就労先が内定できるよう保護観察所、ハローワークと連携した	保護観察所の保護観察官の裁量の下での生活、就労支援が始まるため	①意見を踏まえ修正 県で実施している「地域生活定着支援事業」において、福祉サービスが必要な犯罪をした者等に対し、矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協働した相談支援を実施しているため、3章1-(6)-オ-②において、ご指摘のとおり修正いたします。 なお、総合的な就業支援拠点のグッドジョブセンターおきなわ、就職困難者等の就業支援事業において、関係機関と連携した就業支援に取り組んでいます。
84	57	19	更生保護施設においては、生活や就労に関するアドバイスを行うほか、SST(社会生活技能訓練)で困難な場合に直面した場合の対処法を身につける訓練や、退所後の一人暮らしを見据えた料理教室や就職のためのJST(職場対人技能訓練)を実施する等の自立支援に取り組む。	修正	更生保護施設においては、生活や就労に関するアドバイスを行うほか、SST(社会生活技能訓練)で困難な場合に直面した場合の対処法を身につける訓練や、退所後の一人暮らしを見据えた料理教室や就職のためのJST(職場対人技能訓練)を実施する等の自立支援に取り組む。	就職のためのコミュニケーショントレーニングも必要と考えるため	②原文どおり 更生保護施設では、生活基盤の安定に係るSST(社会生活技能訓練)や一人暮らしを見据えた料理教室等を中心に実施しております。高齢者や障害者等については、適切な福祉サービスが実施できるよう地域の関係機関に繋いでいる状況であり、関係機関を通じて就業支援を行っているため、原文どおりの表現といたします。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			追加 修正	ご意見	理由	県の考え方	
No.	行番号	素案たたき台				対応区分	
85	57	26	保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び酒害教育プログラムの実施や少年、女性、精神障害、暴力団関係など様々な特性に応じた個別処遇を行うなど再犯防止に取り組む。	修正	保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び酒害教育プログラムの実施や少年、女性、精神障害、暴力団関係など様々な特性に応じた個別処遇を行うなど再犯防止に取り組む。	飲酒運転に限らず、飲酒運転も含まれた酒害教育が必要と考えるため	③その他 ご意見については保護観察所における取組内容となっておりますが、保護観察対象者に対する4種の専門的処遇プログラムの1つとして「飲酒運転防止プログラム」が位置づけられているようですので、原文どおりが適当と考えます。
86	89	1	最重要課題の解消に向けた施策	追加	取り巻く環境として、支援者側の内容も含めた方が良い。	老々介護ならぬ、貧乏支援という言葉が出てきている様に、子どもを支援する側にも貧困の課題があり、子どもの為に良い現状ではない、活用する社会資源が枯渇する前に、対策をとる必要があると考える。	③その他 支援者側が継続的・安定的な支援を実施する上で抱える課題として、経済的負担(支援財源、職員処遇)や心理的負担などがあると認識しております。人材育成については、第5章・子ども施策を推進するために必要な事項-2・子ども施策の共通の基盤となる取組-②(子ども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援)に記載しております。
87	90~93			追加	横断的重層的支援の強化のため、子ども・若者育成支援推進法に規定される、子ども・若者支援地域協議会の設置促進を行う。	子ども・若者育成支援推進法は包摂的な法律、また法益は「命を守り、育むこと」子どもの貧困対策事業の支えになる。	①意見を踏まえ修正 ご意見を踏まえ、子ども・若者支援地域協議会の設置促進について、3章1-(5)-ウ(ヤングケアラー支援)、3章2-(2)-カ-②(不登校相談支援)、3章2-(2)-ケ-①(就学継続・中退防止)、3章2-(3)-エ(若者・家族相談支援)、3章4-(1)-ア-②(貧困対策・若者支援)に追記しています。「困難を有する子ども・若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、子ども・若者支援地域協議会の設置を促進する。」
88	90	9行	・記載なし	再掲として追加	(再掲)素案たたき台部分に記載がないため、下記文章を追加。 ・様々な事情により、子どもの居場所を利用する児童生徒に寄り添い、学習支援等を行う学生ボランティア活動を支援する。	・平成28年度から、沖縄県子供貧困緊急対策事業として、実施してきた取組について、その成果も大きい事から、明確化するため。	①意見を踏まえ修正 ご意見のとおり、学生ボランティアの派遣により、居場所を利用することもにとってはお兄さん、お姉さん的な身近な存在として交流することで、居場所運営者及び子ども双方にとって成果を上げていただいていますので、3章4-(1)-ア-①「つながる仕組みの構築」の中に、次の一文を追記いたします。「子どもの居場所の運営を支援するため、大学等と連携・協力のうえ、学生ボランティアを居場所に派遣し、子どもたちの身近な存在として寄り添い、学習支援等を行う」
89	90	23行	早期発見、支援につなげる体制の強化	追加・修正	早期発見、支援を実施する体制の強化	子どもの貧困対策員を要対協・子若協議会機能や紐づけることで支援のケース招集等の権限を付与できる。	①意見を踏まえ修正 第3章第4節(1)子どもの貧困対策については、素案たたき台から構成を見直すことといたしました。素案では、貧困対策支援員の役割については、3章4-(1)-ア-①「つながる仕組みの構築」の中で以下のとおり整理したいと思います。「地域の貧困状況を把握し、関係機関との情報共有や子ども及びその保護者を各種支援や制度につなげるための調整等を行う、子どもの貧困対策支援員の配置を促進する～」
90	92	38	最重要課題の解消に向けた施策	追加	広く相談にのれる窓口としての機能	子どもが安心して過ごす事のできる居場所は、各種課題の早期発見居場所になりえる。居場所とその機能を自覚して貰い、対応の対応ができる仕組みが必要。	②原文どおり ご意見のとおり、子どもの居場所については、安心して過ごすことができるため、居場所を利用することも行動が前向きになるなどの効果があります。安心して過ごす中で関係性を構築し、子どもの実態に応じた相談支援などの対応を行っていくことが重要だと考えております。3章4-(1)-ア-①「つながる仕組みの構築」の中で、子どもの居場所については、「～地域の実情や子どもの実態に応じて設置する～」と記載しておりますので、ご意見の主旨は含まれているものと考えております。今後は、このような役割・機能を、県の支援コーディネーターや研修事業などを活用し、さらなる周知に取り組んでいきたいと思っております。
91	93	16	最重要課題の解消に向けた施策	追加	子ども・若者自身が自主的に相談に来られる施設が必要	思春期年代の子どもが、行政のかしこまった窓口で相談に行くのはハードルが高い、実際に同行した事がある。子どもたちの為の窓口と強調した施設や居場所への行政機能の出張など、対応できる事があると思う。	②原文どおり No.90と同じく、原文どおりといたします。また、県では子ども・若者向けの総合相談窓口である「子ども若者みらい相談プラザsorae」を運営しております。引き続き、支援が必要な子ども・若者が相談しやすい体制づくりを推進してまいります。
92	93	32	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき自立に向けた包括的な支援を行うとともに、就労支援や就労準備、家計改善支援、子どもの学習支援等の支援を実施する。	追加	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき自立に向けた包括的な支援を行うとともに、就労支援や就労準備、家計改善支援、子どもの学習支援等の支援を実施する。	子どもの貧困の課題解消については、子どもの支援だけでなく、家庭支援が必要だと考えます。生活困窮者自立支援法の支援法の事業を追記しました。	①意見を踏まえ修正 ご意見を踏まえ、3章4-(1)-ア-②(オ)等に反映しております。
93	95	23行	家賃低廉化	修正?	低減化(?)		②原文どおり 県では、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に対して、家賃負担の低減に取り組む市町村に県が補助を行う「家賃低廉化事業」を実施しており、原文どおりといたします。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			追加 修正	ご意見	理由	県の考え方	
No.	行番号	素案たたき台				対応区分	
94	58	(1) こどもの誕生前から幼児期まで	追記	障害のある乳幼児、幼児等への支援や学校へのつなぎに対する記述が必要である。		①意見を踏まえ修正	ご意見等を踏まえ、第3章1ライフステージを通した重要施策「(4)障害児支援・医療的ケア児等への支援」の項目(3章1-4)-ア)で次のとおり修正します。 障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した切れ目のない、きめ細かな支援を提供することが必要です。そのため、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・教育が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を図り支援を継続していく体制の構築を進めていきます。
95	58	37行 ・児童及び妊産婦に対し、……。	修正	児童や妊産婦について、民生委員・児童委員が発見又は情報を入手した場合は、関係機関と連携し、その生活及び取り巻く環境を適切に把握するとともに、……。	素案の文面では、民生委員・児童委員が担当区域内の児童及び妊産婦の生活と取り巻く環境を全て把握しなければならないと受け止められる。民生委員・児童委員の役割を大きく超える内容で過重負担にもつながる恐れがある。今一度民生委員・児童委員の役割を踏まえた内容を検討していただきたい。	①意見を踏まえ修正	意見を踏まえ、3章2-(1)-ア-③において下記のとおり修正します。 児童や妊産婦について、民生委員・児童委員が発見又は情報を入手し、支援が必要な場合には、関係機関と連携し、その生活及び取り巻く環境を適切に把握するとともに、ニーズに応じた福祉サービスの情報提供、その他の相談・支援を行う。
96	59	13行	追加	市町村へ子ども家庭センターと合わせて子ども・若者支援地域協議会の設置の促進する。	(子ども家庭庁ホームページより)年齢によって支援が途切れることのないよう、当該児童が18歳に達するまでに、要保護児童対策調整機関から子ども・若者支援調整機関にヤングケアラーの支援に必要な情報を提供するなど、各調整機関同士が連携を図るよう努める。○子ども・若者総合相談センターが、協議会間の支援をつなぐ拠点としての役割を担えるよう、例えば、以下のような対応を想定。①子ども・若者総合相談センターが要保護児童対策協議会の構成機関に加わること。②各市区町村において、子ども・若者総合相談センターや若者協議会の設置を一層促進。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、子ども・若者支援地域協議会の設置促進について、1-(5)-ウ(ヤングケアラー支援)、2-(2)-カ-②(不登校相談支援)、2-(2)-ケ-①(就学継続・中退防止)、2-(3)-エ(若者・家族相談支援)、4-(1)-ア-②-イ(貧困対策・若者支援)に追記しています。「困難を有することも、若者に対し、各関係機関が連携し、効果的かつ円滑な支援を図るため、子ども・若者支援地域協議会の設置を促進する。」
97	59	19行 保護者に対する支援の充実を図り、…	修正	保護者及び配偶者等に対する支援の充実を図り、…	配偶者等の不安定な就労により、生活費、育児費などに不安や困難を抱える対象者が見受けられるものの、配偶者等への支援施策が乏しいと考える。よって、配偶者も支援対象者となる計画を検討頂きたい。	①意見を踏まえ修正	意見を踏まえ、3章2-(1)-ア-④「若年妊産婦等への支援」及び3章4-(1)-ア-①「つながる仕組みの構築」の中で、「若年妊産婦及びその配偶者」と追記いたします。
98	61	4行 実施状況及び幼稚園型一時預かり事業の実施状況や環境整備	修正	実施状況及び環境整備	実施状況が繰り返しとなっています。	①意見を踏まえ修正	ご意見等を踏まえ、3章2-(1)-イ-②について、次のとおり修正しております。 市町村においては、全ての家庭が安心して子育てできるよう、延長保育や一時預かり、病児保育、放課後児童クラブの他、保護者の疾病等により家庭において養育が一時的に困難となった場合における一定期間の預かりを行う子育て短期支援事業や、学校等までの送迎や一時的な預かり等を行うファミリー・サポート・センター事業など、地域資源を最大限活用し、子育て世帯のニーズや地域の実情に応じた各種事業を展開します。
99	63	17 専門性の向上を図るための取組を促す。	追加	キャリアデザインの構築を含めた専門性の向上を図るための取組を促す。	保育士等の人材育成・確保・処遇改善には必要な取り組みであると考えため。	①意見を踏まえ修正	保育所保育指針解説では、「キャリアパス等」の表現を使用しています。3章2-(1)-イ-④について、以下のように修正します。 (保育士等の人材育成・確保・処遇改善) ・各種研修等により、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭へ、要領・指針等の十分な理解を進め、園内研修の実施等、キャリアパス等を見据えた専門性の向上を図るための取組を促す。
100	64	18 従事者の給与等の処遇改善、	追加	従事者の給与や正規雇用化の促進等の処遇改善、	保育士等の人材育成・確保・処遇改善には必要な取り組みであると考えため。	①意見を踏まえ修正	第3章につきましては全面的に見直しを行ったうえで、3章2-(1)-イ-⑥該当箇所につきましては御意見の趣旨を踏まえた修正を行うこととしたいと考えております。「子ども・子育て支援制度に基づく賃金の改善、年休等取得のための代替保育士の配置支援及び正規雇用化の促進など、」
101	64	21 ①子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	追記	多様な子どもの内容になっているか検討が必要ではないか。		②原文どおり	タイトルにある「子ども」については、多様な子どもを含むすべての子どもを示していると考えます。
102	65	12.16行 「自立した学習者」	確認	ここでいう「自立」は、社会的・精神的・経済的自立のどれ(またはすべて)を指すのかが分かりません。	子ども計画における「自立」の定義は明確にしたほうが良いと考えます。	③その他	「自立した学習者」については、自分に合った学び方を工夫したり、学習意欲を引き出したりして学習できるなど、主体的な学びができる児童生徒を考えています。なお、中央教育審議会の答申を踏まえた表現となっていることから、原文どおりとさせていただきます。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			追加 修正	ご意見	理由	県の考え方	
No.	行番号	素案たたき台				対応区分	
103	66	14行 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行	追加	部活動及び地域クラブ活動において指導する大人に対し、ハラスメント被害や児童虐待を防止する研修受講等の施策を追加	沖縄県内においても、部活動等における行き過ぎた指導にて自殺者が出るなどの事例があることから、育成を担う大人に対し、ハラスメントや虐待に関する基本研修等の受講を必須要件にすることを検討頂きたい。	②原文どおり	令和3年12月沖縄県教育委員会策定の「部活動等の在り方に関する方針(改訂版)」において、3つの柱「適切な部活動の在り方の方針」「休日の地域部活動移行に向けた体制整備」「暴力・暴言・ハラスメントの根絶」を挙げております。その柱の一つの「暴力・暴言・ハラスメントの根絶」の具体策について、「子どもの権利条約」も視野にいれ、子どもの人権を尊重するために、実効性のある取組についてまとめ、現在、各学校や関係団体へ周知を図っているところです。ご意見の件については、3章2-(2)-クにおいて、「部活動等の在り方に関する方針」の周知徹底を図る」としてありますので、ハラスメント被害や虐待に関する研修等についての記載はしておりません。
104	66	19 道徳教育や情報モラル教育の推進	追加及び修正	道徳教育や情報モラル教育を削除し、「平和教育の推進」としてはどうか。また、別項目として、「共生社会の推進」として「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会条例」を踏まえ、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等、学校教育全体を通して児童生徒への育成を図る項目をぜひ追加してもらいたい。		③その他	大綱に沿って、3章2-(2)-ア-⑥については、道徳教育や情報モラル教育の推進に係る内容とさせていただきます。
105	67～74		追加	①15歳以上で何らかの困難を抱える若者に対して支援を充実する ②不登校、ひきこもり等の困難を抱える若者に対して、「貧困」を前提として支援提供をしない	①本県において15歳を過ぎるかつ、学校に所属していない場合の支援施設が乏しい ②本県にて広がった「貧困対策」の対象とならない世帯においても不登校やひきこもり、若年無業などの困難を抱えている若者がいることから、「貧困」のラベルで支援をするのではなく、困難を抱えている若者が支援を受けることができるよう検討頂きたい。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章2-(2)-ケにおいて、進路未決定者を含め、社会的自立に向けた展望を見出せていない子ども・若者に係る支援について記載しているところです。また、今後の貧困対策においても、これまでの対策では支援が行き届いていなかった15歳以上の子ども・若者を支援していくことが重要でありますので、4-(1)-イ「貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援」の中に、「家庭や地域において、生きづらさや困難を抱える子どもや若者に対し、地域の様々な資源と連携した支援の充実強化を図ることで自己肯定感を抱き、自らの意思で行動することにより自立へとつなげていきます。」という一文を追加し、「4-(1)-ウ」支援につなげていない子どもとその家庭への支援体制の構築」の中には、「中学卒業後進路未決定者や高校中途退学者など、学校とのつながりがなくなり、各種支援や地域資源等とつながることができていない子ども・若者を把握し、支援につなげる仕組みを構築できるよう学校や関係団体等と協議・連携していきます。」の一文を追加することとしております。
106	67	19行 多子世帯への支援や児童館等の整備を促進すること等により	修正	児童館等の整備を促進すること等により	多子世帯の支援と児童館整備(居場所支援)は並列しない方が良く考えます。多子世帯の支援に関する記述は別で示しても良いと考えます。	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、当該記述箇所は3章2-(2)-イ-①「多様な居場所づくりの推進」に関する施策になりますので、「多子世帯」については削除させていただきます
107	67	36行 地域の実情に応じ	修正	沖縄県及び市町村の実情に応じ	県と市町村両方の実情に精通することが求められると考えます。	②原文どおり	市町村の実情を把握することで、県内全域の把握につながることから、原文どおりとします。
108	67	37行 ・記載なし	追加	素案たたき台部分に記載がないため、下記文章を追加。 ・様々な事情により、子どもの居場所を利用する児童生徒に寄り添い、学習支援等を行う学生ボランティア活動を支援する。	・平成28年度から、沖縄子供貧困緊急対策事業として、実施してきた取組について、その成果も大きいことから、明確化するため。	①意見を踏まえ修正	No.88と同様の理由により、3章2-(2)-イ-①「多様な居場所づくりの推進」の中に、次の一文を追加いたします。 「子どもの居場所の運営を支援するため、大学等と連携・協力のうえ、学生ボランティアを居場所に派遣し、子どもたちの身近な存在として寄り添い、学習支援等を行う」
109	68	2行 放課後児童クラブの設置を促進する	修正	放課後児童クラブの設置及び民間施設から公的施設への移行を促進する	放課後児童クラブの特機児童がいない市町村については、民間施設からの移行を推進する必要があると考える。	③その他	各市町村は、それぞれの市町村内の小学校の空き教室状況や敷地の有効利用状況、および公的施設の活用状況等を踏まえて放課後児童クラブの設置を促進しております。公的施設に関しては、空き教室の状況や土地の確保等の課題があることから、民間施設の利用も含めて、各市町村の判断で実施されている状況となっております。
110	68	5行 「利用料の低減などに取り組む。」の後	追加	また、低所得世帯の利用料のさらなる低減を図るために、利用料の減免制度の整備・拡充に市町村と協力して取り組む。	各市町村で、ひとり親世帯や住民税非課税世帯を対象とする利用料の軽減措置が設けられているが、多くの場合半額助成(上限5000円)にとどまっている。県内の利用料が全般的に高いため、半額助成を受けたとしても、依然として利用料の負担は高いままである。低所得世帯の利用料の低減のため、例えば生活保護世帯は全額免除、住民税非課税世帯・就学援助世帯は3000円程度の定額負担で学童保育を利用できるようにする減免制度の整備・拡充を県・市町村の協力のもと全県的に進めていただきたい。	③その他	ご意見のとおり、県では、ひとり親世帯等に対する利用料軽減に取り組む市町村を支援していますが、設置主体である市町村の取組を促すためにも上限を設定しているところです。また、新規設置クラブへの家賃補助や児童送迎に係る経費の補助を行うとともに、沖縄振興特別推進交付金を活用した公的施設への移行を促進するなど、利用料低減を図るための取組も行ってありますので、これら取組の成果を見ながら制度の拡充等について検討していきたいと思っております。 また、放課後児童クラブに関しては、子ども・子育て支援交付金に基づき人件費や賃借料等の運営費支援を行っております。また、放課後児童クラブ支援強化事業において、交付金対象外のクラブに対しての賃借料支援を行っており、利用料の低減を図っております。
111	68	7行 本県は、	追加	本県の放課後児童クラブは、	主語を明確にするため。	③その他	3章2-(2)-イ-②放課後児童対策 については、全体の記述を見直しております。
112	68	8～9行 土地や建物の賃借料負担…により	追加	校区外から利用することの送迎に伴う費用負担	月額利用料が高額となっている要因に、送迎費負担があげられます。	③その他	3章2-(2)-イ-②放課後児童対策 については、全体の記述を見直しております。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			追加 修正	ご意見	理由	県の考え方	
No.	行番号	素案たたき台				対応区分	
113	68 9～10 行	市町村や関係機関と連携し、…	追加	地域毎に適正な受け入れ人数を配置することや	放課後児童クラブの待機児童解消を図るための取り組みについても記載したほうが良いと考えます。	①意見を踏まえ修正	当該記述に関しては、大幅な見直しを図っておりますが、ご意見については、3章2-(2)-イ-②利用料の低減などの「など」に含めたいと考えております。 待機児童の解消、利用料の低減などに取り組みます。
114	68 12行	支援員の処遇改善やキャリアアップの推進に取り組む	修正	支援員の処遇改善やキャリアアップの推進及び保育所センター等での就労斡旋事業の実施に取り組む	人材確保の入り口として、保育士と同様に就労マッチング支援を実施することが求められていると考えます。	①意見を踏まえ修正	ご意見等を踏まえ、次のとおり追記します。 潜在支援員に対する実態調査を実施し就労に係る課題等を把握し、就労支援に取り組むとともに、若者からシニア世代を含め幅広い年齢層を対象に人材の掘り起こしに取り組む。
115	68 16行	放課後子ども教室との一体型の推進	修正	放課後子供教室との「校内交流型」「連携型」の推進	・放課後子供教室が正式名称です。 ・放課後児童対策パッケージに移行後、一体型は「校内交流型」と表記されています。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章2-(2)-イ-②について、次のとおり修正します。 『国の方針』を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型・連携型の推進や学校施設の積極的な活用を図る。」 ※「放課後児童対策パッケージ」は令和6年度までの方針であるため『国の方針』に修正します。
116	68 16～ 17行	放課後子ども教室との一体型の推進	修正	放課後子ども教室との一体型・連携型の推進	学童クラブの運営場所・形態が多様であるため、地域の実情にあった形で一体型にこだわらず柔軟な連携体制を考えていただきたい。	①意見を踏まえ修正	No.116と同じく
117	67～ 74		追加	(再掲) ①15歳以上で何らかの困難を抱える若者に対して支援を充実する ②不登校、ひきこもり等の困難を抱える若者に対して、「貧困」を前提として支援提供をしない	①本県において15歳を過ぎるか、学校に所属していない場合の支援施設が乏しい ②本県にて広がった「貧困対策」の対象とならない世帯においても不登校やひきこもり、若年無業などの困難を抱えている若者がいることから、「貧困」のラベルで支援をするのではなく、困難を抱えている若者が支援を受けることができるよう検討頂きたい。	①意見を踏まえ修正	No.105と同じく
118	68 19	③小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	追記及び修正	医ケアがメインになっている。他の状態の子への支援の記載も必要ではないか。		①意見を踏まえ修正	県では、様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、拠点病院を中核とした関係機関連携による支援体制の構築に向けて取り組んでいるところである。 当該取組の内容について、「第3章2(2)ウ小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実」(3章2-(2)-ウ-①)において、以下のように記載しました。「様々な子どもの心の問題、被虐待児のケアや発達障害等に対応するため中核病院や地域における支援機関との連携による診療・支援体制の整備や、医療関係者や支援者に対する研修等人材育成に取り組めます。」 また、子ども計画（仮称）は、①子どもの貧困対策の推進に関する法律を根拠とする計画、②少子化対策基本法を根拠とする計画、③子ども・若者育成推進法を根拠とする計画に加え、子ども・子育て支援法を根拠とする黄金っ子応援プランを統合する形で策定することとなっております。 このことから、本子ども計画（仮称）においては、障害児施策に関する黄金っ子応援プランで位置づけがあり、支援体制の整備を必要とする、医療的ケア児、発達障害児に加え、国の障害児福祉計画に関する基本方針（令和5年5月19日）に掲げられた難聴児について盛り込んでいるところです。（3章1-(4)） 慢性的に特定疾病を患っている児童への支援は、ライフステージを通して行っており、3章1-(3)-イに記載しています。
119	68 39行	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村が配置するコーディネーターの養成に努める。(再掲)	修正	下記文章に修正。 ・医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、すべての市町村にコーディネーターの配置を推進し、コーディネーターの質の向上に努めることが必要と考える。(再掲)	市町村が配置するコーディネーターの養成は一定程度取り組まれているため、すべての市町村にコーディネーターの配置を推進し、コーディネーターの質の向上に努めることが必要と考える。	①意見を踏まえ修正	市町村においては令和8年度までに医療的コーディネーターを配置することを目標としていることを踏まえ、1-(4)-ア-④について修正します。
120	69 6行	記載なし。	追加	素案たたき台に記載がないため、下記の内容を追加。 ・在宅療養を開始した医療的ケア児が安心して療養生活を送れるよう、最初の6ヶ月間または適切な支援につながるまでの期間を定期的に訪問支援する体制を構築する。(再掲)	在宅療養を始める医療的ケア児の家族は、専門的知識と技術がない状況で24時間の生活を余儀なくされる。療養生活をサポートする体制は、喫緊の課題である。安心して療養生活を送るためには、医療的ケアが必要となった最初の6ヶ月間または適切な支援につながるまでの期間を厚く支援する必要がある。58頁28行の体制をさらに医療的ケア児に強化を図る必要があると考える。	①意見を踏まえ修正	在宅療養を行う家族に対し、各保健所にて訪問、来所や電話による相談支援等を行っています。家族への支援については、ご意見を踏まえ、3章1-(4)-ア-⑧について下記のとおり修正します。 「安心して療養生活を送れるよう、相談・訪問支援、レスパイト支援等の充実に務める。」

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			追加 修正	ご意見	理由	対応区分	県の考え方	
No.	行番号	素案たたき台						
121	67～74		追加	（再掲） ①15歳以上で何らかの困難を抱える若者に対して支援を充実する ②不登校、ひきこもり等の困難を抱える若者に対して、「貧困」を前提として支援提供をしない	①本県において15歳を過ぎるか、学校に所属していない場合の支援施設が乏しい ②本県にて広がった「貧困対策」の対象とならない世帯においても不登校やひきこもり、若年無業などの困難を抱えている若者がいることから、「貧困」のラベルで支援をするのではなく、困難を抱えている若者が支援を受けることができるよう検討頂きたい。	①意見を踏まえ修正	No.105と同じく	
122	69	25	追記	障害のある子もない子と共に働くための資質や能力を育成する教育の記載がないので必要ではないか。		②原文どおり	障害のある子どもも、障害のない子どもと共に働くための資質や能力を育成する教育については、第3章1-(1)-ア-②（人権教育の推進）を踏まえて取り組んでいるため、原文どおりとさせていただきます。	
123	70	2	追加	・記載なし	（ネットリテラシー教育の推進） 携帯電話やインターネットトラブルや気づかぬうちに詐欺行為の加害者や被害者にならないように犯罪から身を守るための教育を学校現場で推進する。	P69 36行に記述されている「うちなー消費者」は出前式のため、さらに踏み込んで資料を作成し、学校教育現場で活用しやすいようにすることが必要と考えるため	①意見を踏まえ修正 ご意見を踏まえ、3章2-(2)-エ-②において追記いたします。 なお、生活福祉部では、学校関係者に対し消費者教育に関する刊行物等を配付するほか、消費者教育出前講座を通して、消費者トラブルの事例紹介及びネットリテラシー教育を実施しているところです。引き続き、関係機関と連携し、学校現場が必要に応じて活用できるよう、刊行物の作成・提供方法の見直し等について検討いたします。	
124	70～71		追加	（社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育）	「第2期沖縄県地域福祉支援計画」と整合を図る観点からも、同計画を参考に、福祉教育の推進に関する記述を追加してもらいたい。なお、同計画には「施策の方向性」として次の記述がある。「県では、「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」への支援を通して、市町村ボランティアセンターにおいて実践している地域・学校における福祉教育、ボランティア学習の推進を図ります。」	社会福祉法第108条に基づき策定された「第2期沖縄県地域福祉支援計画」は、沖縄県子どもの貧困対策計画を含む福祉関連計画の上位計画として各個別計画と整合・連携を図る必要がある。「第2期沖縄県地域福祉支援計画」では、福祉教育の推進が位置付けられており、「沖縄県子ども計画」においても位置付ける必要がある。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、第2期沖縄県地域福祉支援計画（P51）との整合性を鑑みて下記のとおり、3章1-(2)-ア-①において次のとおり追記します。 「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」への支援を通して、市町村ボランティアセンターにおいて実践している地域・学校における福祉教育、ボランティア学習の推進を図ります。
125	67～74		追加	（再掲） ①15歳以上で何らかの困難を抱える若者に対して支援を充実する ②不登校、ひきこもり等の困難を抱える若者に対して、「貧困」を前提として支援提供をしない	①本県において15歳を過ぎるか、学校に所属していない場合の支援施設が乏しい ②本県にて広がった「貧困対策」の対象とならない世帯においても不登校やひきこもり、若年無業などの困難を抱えている若者がいることから、「貧困」のラベルで支援をするのではなく、困難を抱えている若者が支援を受けることができるよう検討頂きたい。	①意見を踏まえ修正	No.105と同じく	
126	72	6	追記	学校	具体的に学校名を記載してほしい。	・学校教育法	②原文どおり 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校すべての校種を含め、学校としていますので、原文どおりといたします。	
127	67～74		追加	（再掲） ①15歳以上で何らかの困難を抱える若者に対して支援を充実する ②不登校、ひきこもり等の困難を抱える若者に対して、「貧困」を前提として支援提供をしない	①本県において15歳を過ぎるか、学校に所属していない場合の支援施設が乏しい ②本県にて広がった「貧困対策」の対象とならない世帯においても不登校やひきこもり、若年無業などの困難を抱えている若者がいることから、「貧困」のラベルで支援をするのではなく、困難を抱えている若者が支援を受けることができるよう検討頂きたい。	①意見を踏まえ修正	No.105と同じく	
128	73	19		（中退者に対する学習相談や学習支援の推進）高等学校中途退学者については、中途退学が懸念される生徒・保護者に対して、ハローワークや sorae、おしごと応援センターOne×One、等関係機関の情報提供を行い、就学・就労など生徒が必要とする支援につなげる。	就労困難者の個別・継続支援をしているセンターであるため	②原文どおり	ご意見のおしごと応援センターOne×Oneは文中の「～等の地域の支援機関」に含まれており、原文どおりとします。	
129	67～74		追加	（再掲） ①15歳以上で何らかの困難を抱える若者に対して支援を充実する ②不登校、ひきこもり等の困難を抱える若者に対して、「貧困」を前提として支援提供をしない	①本県において15歳を過ぎるか、学校に所属していない場合の支援施設が乏しい ②本県にて広がった「貧困対策」の対象とならない世帯においても不登校やひきこもり、若年無業などの困難を抱えている若者がいることから、「貧困」のラベルで支援をするのではなく、困難を抱えている若者が支援を受けることができるよう検討頂きたい。	①意見を踏まえ修正	No.105と同じく	
130	67～74		追加	（再掲） ①15歳以上で何らかの困難を抱える若者に対して支援を充実する ②不登校、ひきこもり等の困難を抱える若者に対して、「貧困」を前提として支援提供をしない	①本県において15歳を過ぎるか、学校に所属していない場合の支援施設が乏しい ②本県にて広がった「貧困対策」の対象とならない世帯においても不登校やひきこもり、若年無業などの困難を抱えている若者がいることから、「貧困」のラベルで支援をするのではなく、困難を抱えている若者が支援を受けることができるよう検討頂きたい。	①意見を踏まえ修正	No.105と同じく	

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			追加 修正	ご意見	理由	県の考え方	
No.	行番号	素案たたき台				対応区分	
131	74	24		(就労支援や復学・就学のための取組充実)中学校卒業後に進学も就職もしていない少年及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学校とハローワークや sorae 等と情報を共有するなど、就学、就労など必要な支援につなげる。	就労困難者の個別・継続支援をしているセンターであるため	②原文どおり	ご意見のおしごと応援センターOne×Oneは文中の「～等の地域の支援機関」に含まれており、原文どおりとします。
132	74	35		支援を必要とする若者に対し、ハローワーク、地域若者サポートステーション、sorae、おしごと応援センターOne×One、NPO等と連携を図り、就学、就労へ向けた支援を行う。	就労困難者の個別・継続支援をしているセンターであるため	②原文どおり	ご意見のおしごと応援センターOne×Oneは文中の「～等の地域の支援機関」に含まれており、原文どおりとします。
133	76	19	修正	(生涯学習の取組促進) 県民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、各種関係機関が連携・協働しながら、子どもたちや高齢者、障害者など誰もが生涯にわたり学び続けることができるよう、地域コミュニティを中心とした生涯学習機会の充実に取り組む。	地域の公民館や自治会などが行政と連携し、社会教育・生涯学習の視点でも子どもの居場所や見守る場所となる必要があるため。	②原文どおり	子どもの居場所づくりについては、3章2-(2)-イ-①に記載しており、子どもが安全・安心して過ごせる多様な子どもの居場所づくりをすすめるとともに、今後も地域コミュニティを中心とした生涯学習機会の充実に取り組んでまいります。
134	76	25	追加	離島や遠隔地等の場所を問わず、学びたいときに自発的に学べる環境づくり～	表記の内容だと、青年期・離島などICT活用に関する対象が狭く感じられる。環境が整ったあとの支援も大変だと自団体の経験で感じたため、そこまでフォローを検討して欲しい。	①意見を踏まえ修正	表記は青年期に限らず、すべての人を対象とする取組であることから、ご意見を踏まえ、「第3章 子ども施策に関する重要施策 1 ライフステージを通じた重要施策 (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」(3章1-(2)-ウ-⑤))に移して記載します。
135	76	35	追記	②就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	(障害者雇用の推進)の項目を挿入して欲しい。「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会条例」を踏まえ、障害を理由とした差別をなくし、障害者の働く場と機会を創出する必要がある。	①意見を踏まえ修正	ご意見の障害者雇用に関しましては、3章1-(4)-ア-⑦において記載しているところです。
136	78	2		(離職者の早期再就職、キャリア自律に向けた支援)総合的な就業支援拠点であるグッドジョブセンターおきなわにおいて、求職者の様々なニーズに対応し生活から就職までをワンストップで支援するとともに、就職困難者に対しては、個別・継続的な支援を行う。	グッドジョブセンターおきなわには、生活困窮者自立支援機関や就業困難者支援期間も入居しているため、現状に合わせた記述とした。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章2-(3)-イ-③において、次のとおり修正します。 ・総合的な就業支援拠点であるグッドジョブセンターおきなわにおいて、求職者の様々なニーズに対応し生活から就職までをワンストップで支援するとともに、就職困難者や生活困窮者に対しては、個別・継続的な支援を行う。
137	78	10		(良質な雇用環境の下で将来への展望を持って生活できる取組の促進)県内中小企業の人材確保を支援するほか、雇用・労働環境改善等により若年者にとって魅力ある職場づくりを促進するとともに、技術系人材が県内で活躍できる環境整備に取り組む。	困窮世帯のなかでは、基礎学力が不十分のため、技術系に進むことが難しい層も多いが、ものづくり系に適性を持つと思われる層も多いと考えるため。	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、3章2-(3)-イ-①において、ものづくり系人材について記載いたします。なお、県キャリアセンターでは、キャリアコーチによる就職相談において、自分に向けている職業を診断するため、指先や手腕の器用さを測定する器具を導入しており、ものづくり系に適性を有する方にその分野の仕事を紹介するなど支援を行っております。また、商工労働部では、仕事と生活の調和の実現に向けて積極的に取り組む企業を「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業」として認証し、県の広報番組等で広く県民にPRするとともに、社会保険労務士等の専門家を企業に派遣し、就業規則の改正などを通じて働きやすい環境づくりを支援しています。
138	80	13行	追加・修正	④悩みや不安を抱える若者	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談・支援体制の充実	①意見を踏まえ修正	ご指摘のとおり、記載内容は相談・支援体制についてのものとなっておりますので、3章2-(3)-エの項目名を修正しています。
139	81	3-(1)	追加	記載なし	本来無償であるはずの小中学校の義務教育段階でも、ランドセルや衣服、制服、ジャンズの購入費や教材費などの「隠れ教育費」が保護者の負担となっている。これらの費用について、学校や教育委員会と連携して、その必要性の有無も含めて見直しを進める。	③その他	義務教育段階における学用品購入に対する就学援助については、各市町村が地域の実情に応じて単独で実施している事業となっております。
140	81	16	追記	高等教育に	高等教育とは、大学及び専門学校等、高等学校卒業以後を指しているのでしょうか。	③その他	お見込みのとおりです。

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る関係団体意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			ご意見	理由	県の考え方				
No.	行番号	素案たたき台			追加修正	対応区分			
141	81	27～31行	<p>(地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進)</p> <p>・子育て親子の交流や育児に関する相談、情報提供を行う地域子育て支援拠点事業や子育て支援に関する相談、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援事業について市町村の実情に応じて拡充できるよう支援する。</p>	追加	27～31行の後に次の追加の提案	<p>・また、「子どもまんなか社会」の実現に向けては、子ども分野での連携にとどまらず、子どもを中心に各分野横断的な支援体制づくりが重要なことから、市町村における包括的支援体制づくりで取り組む住民の参加支援や地域づくりと一体的に地域の子育て支援を推進する。</p>	<p>・原文では、子ども・子育て分野での連携に触れているが、包括的支援体制づくり(社会福祉法第106条の3)では、地域住民等と支援関係機関の相互協力が示されており、住民参加や他の分野との連携促進を図ることでタイトルの「地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進」が図られると考える。</p>	③その他	<p>社会福祉法第106条の3では市町村に対して、包括的な支援体制を整備することの努力義務が規定され、106条の4では、法第106条の3の包括的な支援体制整備の具体化のための一手法として「重層的支援体制整備事業」について規定されています。</p> <p>同事業では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業とされており、県としましては、同事業の活用等を行いながら子育て支援の推進を図ってまいりたいと考えております。</p>
142	85	15～17行	<p>・ひとり親家庭の親の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者や学び直しをする親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援制度の周知等に取り組む、活用を促進する。</p>	追加	<p>素案たたき台部分に下記文言を追加・修正。</p> <p>・ひとり親家庭の親の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者をはじめ、や学び直しをする親や自ら事業を行う親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援制度の周知等に取り組む、活用を促進する。</p>	<p>・弊庫のひとり親に対する支援制度を踏まえ、左記のとおり文言を追加・修正。 (参考) ※1 沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度ひとり親の雇用に取り組む事業者を対象に金利優遇(引き下げ)を図るため、平成28年度に「沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度」として創設。令和元年度から「沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度」として再編・拡充。「沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度」の創設に伴い令和6年度から「沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度」。</p> <p>※2 教育ひとり親利率特例制度ひとり親家庭に対する教育資金の金利優遇措置の拡充を図るとともに、ひとり親家庭の親の学び直しのための入学・在学資金についても金利優遇の対象に追加し、平成28年度に創設。</p> <p>※3 沖縄創業者等支援貸付 沖縄社会課題対応企業等支援貸付平成29年度から、ひとり親家庭の親による新規開業を「沖縄創業者等支援貸付」の貸付対象に追加し、最優遇金利及び資本性ローンの適用対象とした。令和6年度からは、「沖縄社会課題対応企業等支援貸付」の貸付対象をひとり親家庭の親が行う事業(新規開業に限定しない)に拡充。</p>	①意見を踏まえ修正	<p>ご意見のとおり、3章3-(4)-②において修正します。</p> <p>・ひとり親家庭の親の経済的自立のため、親の雇用等に積極的に取り組む事業者をはじめ、学び直しをする親や自ら事業を行う親に対し、沖縄振興開発金融公庫による金融面での支援制度の周知等に取り組む、活用を促進する。</p>	
143	86	32行	<p>・ひとり親家庭等の経済的自立と……。</p>	修正	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付制度については、86頁18行の転宅資金で少し触れているが、事業開始資金や修学資金等12の資金種類がある。</p> <p>もっと貸付制度について具体的に明記すべきではないか。</p>	<p>・ひとり親家庭への支援として、「母子父子寡婦福祉資金貸付制度」は世帯の自立や生活意欲の助長促進において有効な手段であり、特に修学資金は子どもへの未来の投資になる。よって同制度の実施促進は必要と考える。</p>	①意見を踏まえ修正	<p>ご意見を踏まえ、3章3-(4)-④において、以下のとおり修正します。</p> <p>ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るために、修学資金や生活資金等の12種類の資金を無利子又は低利で貸付を行う、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を適切に実施するとともに、市町村……</p>	
144	88	14～19行	<p>・面会交流については、養育費相談とは異なる専門性が必要なことから、相談員や関係機関に対する研修の機会を通じて制度の知識や理解を深め、相談員の資質の向上を図る。</p> <p>・適切な面会交流の実施に向けて、各家庭の状況に配慮した段階的な支援を行う。</p>	追加	<p>面会交流に関し、相談員の資質向上だけでなく、実際に交流を行う際受け渡しに関する担い手が必用になる。NPO等などの活動もあるが、人材は不足しており、人材の確保・教育についても具体的な取り組みを進めてほしい。また、一部面会交流の費用補助があるが内容の充実を求めたい。民法改正による共同親権の導入もあり、早急な対応が必要と考える。</p>		①意見を踏まえ修正	<p>ご意見を踏まえ、3章3-(4)-⑤に以下のとおり追記しております。</p> <p>「養育費は子どもの権利であり、その負担は親として子どもに対する当然の義務であることについて、離婚前後の父母等を対象とした講座等を通して、広く一般社会の共通認識としての醸成を図る。」</p> <p>県では、令和6年度から、離婚を考える際や離婚後における子どもの接し方、養育費の支払いや面会交流に関する取り決め方法等、離婚の際に必要な知識や、離婚が子どもに与える影響等を普及啓発するための「離婚前後親支援講座」を実施する予定で、当該講座については、離婚を考えている方、離婚後のひとり親だけではなく、支援者等も受講対象者と考えております。</p> <p>県としては、引き続き養育費の確保、面会交流の取り決め等の支援体制の充実に取り組んでいきたいと考えております。</p>	

沖縄県子ども計画（仮称）（素案たたき台）に係る市町村意見に対する対応方針（各項目に対する意見）

該当箇所			追加／修正	ご意見	理由	県の考え方	
No.	頁	行番号				素案たたき台	対応区分
1	40	21-22行	・児童生徒に対する人権尊重や～ 教職員に対する研修を推進する。	削除	41頁6-7行の(教職員に対する～研修や周知啓発)の中に同じ文言があるため。敢えてどちらにも記載が必要ということであればそのまま問題なし。	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、3章1-(2)-エ-①に統合しています。
2	40	32行	・記載なし	追加	40頁33行～41頁3行 ・男女共同参画の重要性について～ ・男女共同参画の基礎となる～ ・沖縄県男女共同参画センターにおいて～ の記載は、(性の多様性に関する理解促進、啓発)にかかる内容としては異なるため。	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、3章1-(2)-エ-①に統合しています。
3	58	9	母子健康包括支援センターを設置できるよう支援する	修正	59ページ7行目に子ども家庭センターによる切れ目ない支援の記載があるため、記載しなくてもよいのではないかと。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章2-(1)-ア-①「子ども家庭センターによる切れ目のない支援」における記載に改めております。
4	59	14	センター機能充実のため、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターやセンターの運営に関わる関係者等の人材育成に取り組む	修正	ここでいうセンターとは子ども家庭センターのことであれば、中核的な役割に統括支援員を記載してはどうか。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章2-(1)-ア-①「子ども家庭センターによる切れ目のない支援」の中で、「センター機能の充実のため、同センターで中核的な役割を担う統括支援員等の人材育成に取り組めます。」旨の表記に改めております。
5	49	7	若年妊産婦に対しては、母子健康包括支援センターによる子育て支援…	修正	支援提供の仕組みまたは事業とするのかを趣旨に応じて検討していただきたいです。例)「母子健康包括支援センター」を「母子保健」または「子ども家庭センター」とする。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、修正した上で、3章1-(5)-アにおける関連箇所は、2-(1)-ア-④「若年妊産婦等への支援」に統合のうえ、若年妊産婦への居場所や寄り添い支援にかかる施策についてまとめて記載しております。子ども家庭センターについては、別項目(1-(5)-ア-②、2-(1)-ア-①)においても修正して記載しております。
6	58	8	・全ての市町村において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する母子健康包括支援センターを設置できる…	修正	P59の7行に(子ども家庭センターによる切れ目ない支援)置き換えるのはどうでしょうか。	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ、3章2-(1)-ア-①「子ども家庭センターによる切れ目のない支援」の中で、整理することといたします。
7	41	38	(特定妊婦等への支援) …女性健康支援センターにおいて相談指導を行う。	修正	女性健康支援センターの役割を検討した内容はいかがでしょうか。	①意見を踏まえ修正	3章2-(1)-ア-②へ統合し、下記のとおり記載しております。 沖縄県女性健康支援センターにおいては、安心して出産・妊娠できるよう妊娠中の体の変調や出産後に対する不安など、妊婦が抱える悩みに対する相談支援を行うとともに、関係機関と連携し、対象者への情報提供に取り組めます。
8	25～27	—	(5)雇用環境 ア現状	追加	現状認識のためのデータに「ひとり親世帯」のデータを追加。(所得・失業率・正規雇用率等)	①意見を踏まえ修正	ご意見を踏まえ「ひとり親世帯」のデータ(所得・正規雇用率)を追加します。(失業率はデータなし)
9	83～84	83頁18～20行、84頁8～10行	女性が出産・育児をしながら働き続けることを可能とする職場環境の整備を図るとともに、子育てのスタートラインから男性の子育てへの参画を促す男性の育児休業取得促進に取り組む。	修正	表記が重複している	①意見を踏まえ修正	ご意見のとおり、3章3-(3)-④にて統合します。